

物価問題等に関する特別委員会議録 第八号

昭和四十八年四月十六日(月曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 山中 吾郎君

理事 稻村 利幸君

理事 小坂徳三郎君

理事 竹内 黎一君

理事 小林 政子君

石井 一君

近藤 鉄雄君

三塚 博君

金子 みつ君

野間 友一君

石田幸四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

内閣官房長官 二階堂 進君

國務大臣 小坂善太郎君

経済企画庁長官 中村 博君

公正取引委員会委員長 高橋 俊英君

公正取引委員会委員 吉田 文剛君

経済企画庁長官 橋口 隆君

官房参事官 北川 博正君

経済企画庁調整局長 新田 庚一君

生活局長 小島 英敏君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省証券局長 坂野 常和君

大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

農林政務次官 中尾 栄一君
農林省食品流通局長 池田 正範君
食糧庁長官 中野 和仁君
林野庁長官 福田 省一君
通商産業省企業局長 山下 英明君
通商産業省化学工業局長 齋藤 太一君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(内閣提出第八六号)

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出、衆法第一三三三)

○山中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案及び松浦利尚君外三名提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案の両案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石井一君。

○石井委員 具体的な法律の問題点に入ります前に、数点、政府の基本姿勢をお伺いしたい。また、今日に至ったこういう事態の背景についても、政府委員から一、二点お伺いしたい。こういうふうに考えるわけでございます。

先週、当委員会におきまして、六人の参考人を招いて問題の核心に触れる討議をいたしましたわけでございますが、非常に問題になりました点は、御承知のように、商社の社会的責任というものと

う見るといふことであります。法律的には必ずしも問題がなくても、道義的にモラルという面でもう問題があるかというふうな点で、商社側からも反省もございましたし、また私たちが、物価の委員としてきびしい質問を繰り返してまいったわけであります。いわゆる生産第一主義、利潤追求の第一主義から福祉国家への変遷、移行といふことが大きく叫ばれておる今日でございますけれども、きょうは二人の大臣がお見えでございます。お二人の大臣から、商社の社会的責任といふことに関してどういふ感触を持っておられるか、この点をお伺いしたいと思います。

○小坂國務大臣 商社というものは、これは日本だけにある制度というふうにいわれておるのでございまして、日本が貿易によって立つ国といたしまして、海外の物資を入れ、またこれに付加価値をつけて海外に輸出するといふことから発生的に出てきているものでありまして、これはあくまでも貿易商社というものが、われわれが商社を考える場合の気持ちであっていいと思っているわけでありまして、

しかし、日本の貿易額が非常に大きなものになって、それに従いまして貿易商社もまた、日本経済の中に占める位置づけというものは非常に大きなものになってきているわけでございます。それと同時に、最近では、国内の流通経済というものにつきましてもいろいろ商社が手をつけるというところからいたしまして、国外のみならず国内にも非常な力を持つておるというものが、今日の商社の実態であると思っております。

これは、流通を円滑にするという意味では、いいことも非常にあるわけでございますが、その巨大な力を不当にふるうと申しますか、たとえば物を買ひ占めていくとか、あるいは売惜しみをしますとか、そういうようなことによつて一般の公共の

福祉と申しますか、まじめな市民の生活に悪い影響を与えるようなことがあれば、これはもうはなはだ困ったことで、それは規制しなければいけないというふうに考えるわけであります。

今般のいろいろな事情が、四十六年の不況から昨年に至つて、下半期以降非常に立ち直りを見せた、そこで商社の手元のお金が非常に潤沢になつてきた、流動資金が必要以上過剰なものになつたといわれておるわけでございますが、そのことがいろいろな波紋を呼んだといふふうに思われる。しかし、われわれは、商業倫理というものは、やはり自分の利潤を追求するだけではなくて、その利潤を追求した結果、一般の国民大衆の利益になるような、国民の福祉に還元する、そういうあり方が必要であつて、力が強いからといって、どんなに力を強めてもいいといふものであつては絶対ならないといふふうに思つておるわけでございます。

ですから、社会、公共の福祉に反するような利潤追求の活動というものはおのずから規制されるべきものであつて、また、その規制をされるという外部の力を持つてもなく、自身の問題として、日本国民のあり方として、相当の高等教育を受けた連中の行動の規範というものは、当然公共の福祉というものが内包されるのではなからうか、そういうふうにして思つておるわけでありまして、

○中曾根國務大臣 商社くさい、人材と情報と資金力を動員できるものは日本にないと思つて、したがつて、これが自由を乱用すると、自由経済自体を、公正競争あるいは公正な価格形成というものを阻害する危険性を持つておる反面がありま

す。したがつて、自由の乱用というものを商社みずから自粛して、社会的期待と責任にこたえないければならぬ、力があればあるほどそういう立場にあるものと、私は考えます。商社には功罪二つの面があると思つていますが、一

面において、日本の輸出入がこれだけ伸びてきたという一つの力には、あずかつて商社の力があつた。これはある意味においては功の面でありますけれども、それが国内経済にかなり進出してきて、土地や株式やあるいは洗たく屋やボーリング場まで手を出すということは、いささかどうにか私は思うわけでございます。そういう意味において、これを機に、力のあるものが社会的責任をしょって何をしなければならぬかという課題を、国民からも国会からも与えられたわけでございいますから、私も、商社をよく指導いたしまして、その期待と責任にこたえるようにいたしたいと思います。

○石井委員 ごもつともな御意見だというふうに拝聴いたしました。しかし、政府の今回こういう事態を招いた社会的責任は何かということについて、政府の御見解をただしたいと思うのであります。要するに一説には、こういう事態が起ると、いわゆる商社だけを悪者にして、政府に対する批判のほこ先を商社に向けておるといふ批判がございいます。現に小坂大臣のいまの御見解の中には、国民の福祉に還元するように、いわゆる公共の利益に反するものは規制をすべきだといふながら、やはりその規制というものが今日まであつておらぬからこういう事態が起つたという、政府も一端の責任というものを痛感する必要があるのではないかと、私は、与党議員としても、同時に考えるわけでございいます。中曾根大臣の御答弁の中にも、いわゆる自由で公正な価格形成というものをやるべきであり、国内経済への過大な、広範な侵食と申しますか進出といふものは不法だ。そうすれば、やはり通産大臣として、そういうものに對して、こういう事態が起るまでもう少し適切な措置がとらるべきであつた、こういうことにも、国民の側からいうとなつてくるわけでございまして、私は、その第一問で商社の社会的責任を追及すると同時に、第二問で政府の社会的責任について、この問題に關してどういふふうにお考えになるか、これを両

大臣からひとつお話しただきたい。
○小坂國務大臣 政府みずからえりを正すべきであるという点は、全く私もさように思うわけではあります。

ただ、私も、自由経済というものを経済原理として基礎に置いておるわけなのでございまして、やはり大きくは過剰流動性の吸収であるとか、あるいは金融機関自身の貸し出しの態度の抑制であるとか、あるいはまた商社自身のモラルとか、そういうものを非常に期待しております。それは今日もさように思っております。しかし、これが非常に加熱したという点ですね。これはやはり私も加えて、十分問題を今後に残さないような施策をとっていかねばならぬ、こう思っております。政府の責任は一体感についていかうかということではございまして、やはりすべてが政府の施策を中心に出ることでございまして、政府の施策それみずからにおいて、政府自身の態度についても、あるいはもろもろの関係機関の態度についても、また国民全体の意識についても、私は非常に関連があると思ひますが、われわれも、これを全く関知しないといふことに考へてゐるつもりはないわけではあります。

○中曾根國務大臣 企画庁長官と同じ考えでございしますが、物の面と心の面と二つあると思ひます。心の面というのは、要するに商社倫理あるいは経済倫理という面のみならず当然考えなければならぬ領域であり、物の面では、ボーリングや土地や株式に手を出してくる、そして大きな資本力を動かしてやれるということの限度の問題であります。

それで、物の面について、過剰流動性がかなり出てきて、これをもっと早期に吸い上げるべきであつたと、これは政府側の反省もなければならぬと思ひます。こういう事態になつて、一生懸命過剰流動性の吸い上げ等をやつてゐるところでございしますが、やはり一つの基本的な考え方にあるものは、経済というものは自由な創造力に期待して、そして政府からの干渉や統制をできるだけ避

けるようにしたいというのがわれわれの基本的な考え方です。そういう倫理面における作用というものは、当然力のある経済人がみずから考へてやつてもらへる、そういう気がいたしております。また、政府がちよつと手を出すという点、干渉や統制というものは一歩万歩を呼びまして、これが戦争中あるいは戦前にあつたような統制がましきことと波及する危険性も実はあるわけですね。官僚機構の中にはそういう性格がないとも言へません。そういう面から、できるだけ介入することは避けたいという気持ちもあつたわけではあります。

法律的に見れば、中小企業団法等によつて、中小企業の分野まで大商社、大工業会社が進出してきた場合には紛争は必ず起る、そういう場合には調停をやるといふシステムまでできておりますけれども、法律的にはある程度そういう整備が行なわれておるけれども、現実問題としてなかなか起りにくい。そういう面から、今後、心の面については、今度商社側もぜひ反省をいたしたから、その実績を見守るとして、物の面について、いま提案いたしました御審議願つてゐる法律案、そういうものを背景にして行政を進めていきたい、そう考へておるわけでありまして。

○石井委員 それでは、具体的に二、三の点で、これは通産大臣の範疇だと思ひますが、今後どういう方向でこういう問題を処理されていくかというところをお伺いしたいのでございしますが、本来、商社というのは、いわゆる水ぎわから水ぎわまでの機能を、この資源の少ない日本に對していろいろな形で果たしておるというものがそうなのでございしますけれども、現在の問題点は、非常に巨大な金融力その他で流通機構の末端までその根が張つてしまつておる、いわゆる寡占化といひますか關連化といひますか、そういうことで、いわゆる価格形成までの操作をする力というものを自然のうちに持つておる、これでは、いわゆる公正な商行為ができなければ物価の安定も保てないという面がありまして、したがって、私のこの第一問といふのは、財閥化ということばは當てはまらぬかも知

かりませんが、こういう独占化といふものに対して、具体的な規制をこれからされようとしておるのかどうかということが第一点。私はこれは非常に必要なことだと考へておるわけでありまして。それから第二点は、その取り扱いの商品範囲が非常に廣く、この間の六参考人もこれを認めておりました。そして、これから少し行動基準といふものを自分たちみずから決めなければいかぬといふことも、率直に反省をしておられなければいけません。いわゆる商社の扱う品目なり行動基準に對して、何らかの基準を通産大臣としてはお示しにならうと思つておるのかどうかということが第二点。

それからもう一つは、やはり商社に対する、業界全体に対する行政指導というものが政府に欠けておつたという点が指摘されておるわけでございまして、そういうふうな面では、これらに對する新しい局を設けるか、あるいは企画庁の物価局でやつてもらうのか。物価局で商社をやるといふのも、ある面では非常に問題であるかと思ひますので、やはりユニークな存在であるけれども、これは大蔵省にも企画庁にも通産省にも農林省にも、土地に對しては建設省にも関連がある、この規制に對してどうすればいいのか。生活関連物資といふことから考へると、やはり通産省あたりの關係も非常に多いんじゃないか、こう思ふのでありますけれども、これに對する、商社全体を規制する何らかの前進の考へ方を政府の中に持つておられるのかどうか。

この三点についてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。
○中曾根國務大臣 あとから申し上げますと、今度通産省の大機構改革を提案しております。生活産業局あるいは産業政策局あるいは官房に法律審議官という制度をいま御審議願つておるわけですから、これによりまして、いままでの観点よりももう少し社会性を深めた観点をもつて政策を進めていきたいと思います。それから第二に、商社の活動の範囲でござい

すが、私らの基本的考えは、できるだけ経済人の自由な創造力を働かせるようにして、干渉を避けたいという基本的観念においては変わりはありません。それで法制的にも、先ほど申し上げましたように、中小企業団体組織法等もあり、また今回提案して御審議願っておる法律もございますから、法律的にあまり制肘を加えるというようなことはとりたくないと思っております。しかし今回、商社が、商社の倫理綱領あるいは経済行動綱領をつくるということ、われわれのほうにも言明しておりますから、そのつくり方、ぐあい等を見まして、そのきまつたものを点検してみ、それをいかに具体的に運用していくかという点について、われわれも重大な関心をもって見守っていく、必要があればいろいろ指導していききたい、こういうふうに思います。

○石井委員 系列化、寡占化に対する指導方針。

○中曾根國務大臣 その点も、ただいま申し上げましたように、自由な創造力をできるだけ活用したい、そう思うので、われわれのほうで介入をするということではできるだけ避けたい、そういう基本方針については変わりありません。しかし、いま、ラーメンからミサイルまでといわれておりますから、ラーメンまで手を出すことはどうか。こういう問題は、必ず商業等の組合で問題が出てくるわけです。その場合には、中小企業団体組織法を発動すれば、組合側でも防衛措置が講ぜられる法的準備はできておるわけです。そういうケースがいままでございます。紛争が起きて通産大臣が調停した、そういう場合もございます。そういう整備もある程度あるわけですから、今後の動向を見守っていききたい。

一面甘藷においては、やはり商社の情報とか人材とかあるいは金融力というものは、流通の面でかなり、目には見えないけれども、果たしている役割りは実はある。悪いところがうんと目につきましたけれども、また一面においては、流通面において果たしている役割りもそれ相応にあるわけ

でありまして、そういう点は、商社の今後の自覚あるいは今後つくる商社綱領というものによつてまず第一義的には期待して、われわれはそれを厳重に見守りながら指導していききたい、こういう基本方針でございます。

○石井委員 いわゆる大手六社だけでも、昨年の過剰流動性から九千五百億というものが生じておるといふことでございまして、しかし反面、為替変動期に大量のドル売りをやつて国益にかなりの損害を浴びせたといふふうなことも、やはり事実として認めなければいかぬわけでございます。私などの選挙区にはまことにたくさんの中小企業が散在しておるが、この再度にわたる円切り上げというところでたいへんな被害を受けておる。最近、その緊急措置を、この間の本会議でもお出しになりました。ああいう措置ではもう手が及ばぬ。これはいかに政府が融資してやるといわれても、それに見合う担保力もない。片一方ではこれだけの大きな過剰流動性というものがあつたといふことは、やはり国民の立場から見ると、非常に矛盾しておるといふ感じにならざるを得ないわけでありまして、これも、結果から見ると、大企業がふくれて、中小企業はますますきびしい情勢にある。この行政といふものに對してやはり不満が出てくるわけでありまして、この点について、通産大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○中曾根國務大臣 その点は、われわれも実は心配してゐるところでありまして、二回目の円の調整でございまして担保力もなくなつておりますし、一番ひどいのはグループ、ミットのようでございます。それから、おたくの県あたりのケミカルシューズ等も、打撃を受けておるわけでございます。ともかく雑貨類が一番打撃が大きいようでございます。この点については格段の措置をやつております。金融的な措置あるいは構造改善の措置等、おのの県当局——この間も県の商工部長会議をやりました、各県ごとに意見を聞き、こちらからもやるすべを教えたり、研究したり、相談し合つておりますが、そういう点では今

回、前以上の力を尽くして努力はやつております。

それで、最近の報告を聞いてみますと、この前よりもいろいろ倒産とか何とかといふケースは少ない。これはある程度、こういうことが起こるといふ覚悟があつたといふ感じもします。それだけに、不況に入つた人は異常な、深刻な不況にあるとわれわれは考えなければならぬので、そういう点は、商工部長会議あるいは通産局の会議等を通じて、いろいろ具体的な手を打つておるわけでございます。

○石井委員 大蔵省からの政府委員にお答えをいたしたいと思つておりますが、簡単にけつこうでございまして。

これは非常に膨大な質問でございますが、今回の問題が起つておる一番のネックは過剰流動性といふもの、非常に大きな資金がたぶつておる。それまでの過程でもう少し手が打てなかつたのかといふ点について、銀行局長から簡単に答えをいたしたいと思つております。

それから証券局長のほうからは、いわゆる商社の株の買占めその他特に問題になるのは、時価発行それから転換社債、こういうもので生まれておる資金も一千億をこえておるといふことを、私、データを持っておりますが、時間の関係で省略いたしますが、これらに對しても、資金のたぶつきに對してもう少し適切な行政指導がその過程でできなかったのか。

両政府委員から簡潔にお答えをいたしたいと思つております。

○吉田(大)政府委員 簡潔にお答えさせていただきます。

今日の事態を招きましたその背景にある過剰流動性という問題については、私も、よつてきたところを顧みまして反省し、かつ将来の一つの非常にいい経験を得たと考えております。

ただ、基本的には、この過剰流動性といふことは過剰流動資金といふことは別でございまして、あくまで過剰流動性といわれておるのは、金

がたぶつておる、資金があり余つておる背景にあるのは銀行の貸し出し態度であつた、かように考えております。銀行の貸し出し態度をコントロールすべきではなかつたかといふことが基本であらうかと思つておりますが、そのことは、金融引き締めといふことと同義語でしか考えられないことと

でございます。確かに、昨年の秋の事態におきまして早目にそういう手を打つべきではなかつたかといふことについては、示唆に富んだこととてでございます。私も、いまから考えますれば、そういう点では反省の点が非常に多いと思つておりますが、何ぶんその時期におきましては、平価を堅持するということが、それから景気を早期に回復しなければならぬといふ政策目標があつたといふことが、基本的に大きな条件だつたと思つております。ただ、その間、特に私どもとして深い反省を持っておりますのは、本来、昨年の春に行なうべきであつた預金金利の引き下げを含む貸し出し金利の引き下げが、半年ずれたといふことが今日の禍根を招いたといふ点については、非常に深い反省を持っております。

○坂野政府委員 昨年、商社の時価発行、転換社債増資が、それまでに比しまして著しく増加いたしました。お説のように、両方合わせますと千六百三十三億圓という大きな数字になつておりますが、これは商社が久しく増資等をしなかつた、そういう自己資本充実のためのローテーションの時期に当たつたといふようなことも一つの原因になつております。結果といたしまして、やはりこういう大きな資金調達で短期間のうちに進行されるということには問題がございまして、一般企業をもちまして、本年四月からは、時価発行、転換社債の発行ルールをつくりまして、質的量的な基準、発行の間隔、ディスカウント比率と申しまして、時価に對してどのくらいの幅で発行価額をきめるかといふ問題、あるいは引き受け証券会社の競争をあまり激しく行なわないよう申し合はせをつくりまして、本年度からはかなり大幅にこれを圧縮していくといふような措置をとつて

おります。

ただいまのところ、四―九月の商社の時価発行見込みは二百五十億円であります。昨年一年間で七百六十三億ございましたが、それに對しまして、そういうような数字になっております。

それから、転換社債の発行計画は、いまのところ、四ないし九月はございません。

以上であります。

○石井委員 この問題もかなり時間をかけたのでございますが、大臣その他、私の持ち時間もございまして、次に法案に入らしていただきま

そこで、第二条、(物資の指定)というところの生活関連物資、大体これはどの程度のもを想定しておられるのか。これは企画庁長官にお伺いをしたいと思ひます。

さらに、問題になっておる株だとか土地というのはどういうふうに考えておられるのか、この点についてもお聴けいいただきたい。

○小島政府委員 生活関連物資の定義でございすけれども、普通のことばで生活関連物資と申しますと生活に関連のあるあらゆる物資をみな含むということでございますけれども、この法律では、第一条に、生活関連物資といたしまして、(食品、繊維、木材その他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。)ということ、カッパに入っておるわけでございす。したがって、これはあらゆる生活関連物資をみな含めるといふこととございせん、やはり国民生活との関連性の高い物資をこの法律においては生活関連物資というわけでございまして、たとえばCPIの品目にも入ってこないような非常にウエートの小さいもの、これは考えていないわけでございす。やはりCPIウエートを参考にいまして選んでいくということになるかと思ひます。

もう一つは、サービスは入りませんし、主として消費財が中心になると思ひすけれども、消費財以外にも、いま問題になっておりますような繊維原料のごとく、生産財ではあるけれども、それ

が大部分消費財のための原材料であるというようなもの、当然含めて考えているわけでございす。

それから、御指摘のございました土地や株式につきましましては、この場合に含めておりません。

○石井委員 昨日の新聞で、通産大臣、都連の記念講演で、セメントの緊急輸入を韓国からやるということをお話しになった。あまり拍手が出なかつたのかい出ておりましたか、セメント一万トンなんという一日の消費量にも足らぬ、こういうことなんですね。何かちよつと事情を聞いたところによると、本年は当初からセメント不足ということが予測されて、積雪寒冷地域の道路の工事なんというのでもどんどん進んでおったにかかわらず、今日このような状態にまでなつた。金総理に電話をかけられるならもつと早くかけられたらよかつたのじゃないかと思ひのでございすけれども、それに対する御答弁並びに今後こういう物資に對してもう少し積極果敢に出ていただいてもいいのではないだろうか、過去の反省をも含めて、ひとつ御答弁をいただきたい。

○中曾根國務大臣 木材、繊維製品、セメント等、それぞれ手当てしてきたところでございす。が、木材なんかは最近やや値下がりして、峠を越したという感じがしてまいりました。繊維製品も同様でございす。

食料については、牛肉を今度第一・四半期で七万トン以上入れると、去年は上半期二万二、三千トンであつたわけですから、かなり思い切つた牛肉対策をやつたわけでありす。

セメントについては、去年の十二月ころから不足が顕著になりまして、フル操業をやらしてきております。一月、二月、三月は、もう少し雨が降つたり雪が降つたりすると思ひていましたら、幸か不幸か北海道や東北地方に雪や雨が降らないので、工事がどんどん進んで、例年ならば約二〇%需要減になるのが、こゝしはプラス二〇%、つまり往復四〇%の増が出てきまして、雪や雨頼みということがだめになつたのが、この需給が非常に

逼迫してきたということでありす。そういう中で、セメント会社にはキルンの補修等も延期してもらひまして、フル操業をいまでも継続してやつておる。

そこで、一番困つておるのが市中の中小土建屋さん、市中の袋詰めが困つておる。しかし、よく千円とか二千円とかという相場を聞きますが、あれで全部が流れているということではなくして、それは最後の仕上げの十俵が足りないというときにばか値で買つてくるという例があるのです。私の知つてゐる近所の植木屋さんに聞いてみても、一週間待たされて四百円が入つたということも聞きました。少し待てば、そうべらばうな値というわけでもないようです。

そういう中であつて、市中の袋ものを少しでも需給緩和させたいと思つて、商社筋に韓国、台湾から緊急入荷を要請して、商社筋でいろいろやつたのです。韓国も一時はセメントが過剰で困つておりましたが、こゝしはや不足ぎみの状態になつてゐる。そこで一万トン入れてくれるという約束ができたのですから、日本の中小商社等が殺到して値が攪乱されました。それがむずかしくなりまして、そういう事態が起きたので、やむを得ず私が電話をいたしまして、これは平常市中相場が十八ドルくらいなのを、十七ドルという安い値で金総理が出してくれろというので、特別の配慮を受けたわけでありす。

それは、われわれが最初に出動することもいいのですが、日本の経済の事情から見ると、できるだけ民間活動でうまくやつてもらふと思つておつたのですが、そういう事態が起きたのでやむを得なかつたのではないかと思ひます。

○石井委員 大臣が時間のようにです。……やはり、牛肉にいたしましても、いまのセメントのお話を聞いておりましたも、いわゆる資源を求めの先というものが非常に限られておる。国内で何ぼフル操業してもやはりこういう結果になつてくるわけで、私は以前にこの物特で、野菜の緊急輸入というところを取り上げたのでございす。

が、野菜は大臣の管轄でありませんが、通産行政の中における生活関連物資に對しては、もう少し多角的に、積極的に今後とも事前に――いまのお話では、十二月ころからそういう一つの問題点というものが指摘されておつたこととありすから、私は事前に手を打つたこととありすのでありす。今後のそういう緊急輸入というものに對して何かお考えがあらましたらお伺いをいたしまして、通産大臣に御退席をいただいでつけようでございす。

○中曾根國務大臣 われわれのほうでも反省しておりますのは、戦時中及び戦後は物動計画という頭があつたのです。しかし、最近自由経済を謳歌するような考えが非常に強くなつて、そのために、金のフローに對して物のフローという考えが少しくなつたように思ひます。ですから、予算とか金というものが動くときには、物がどの程度地域別に月別に動くかという保証をしておかぬとこれはうかつなことであるといふことを反省いたしまして、そういう意味で、いろいろ資金計画等をする場合には、物のフローといふものをよく指示してやつていきたいと思ひます。緊急輸入等につきましては、必要物資について随時今後は強力にやつていきたい、そう思ひます。

○石井委員 次に、この法案に関連をいたしました第二条に「異常に上昇し又は上昇するおそれがある」、この程度が非常にわかりにくいという感じがいたします。第四条にも「特定物資を多量に保有していると認める」、この多量といふのも、これまたどの程度かといふのが非常に問題があると思ひます。

しかし、ここで、私はまだ質問の半分もやつておらぬわけですが、私の時間も来ておりますので、この議論についてはもう一々いたしません。たとえば最初の問題で、異常に価格が上昇したという場合に、この間の物特の参考人の場合にも、木材で一二%の利潤を追求しておるのは不当じゃないか、こういう追求が委員からございまして、参考人からは、しかし損をする場合もあるの

だから大目に見てもらいたいというふうな形、しかし現実的には一二%というのはやはり少し大き過ぎるということを参考人も認めた、こういう内幕もあつたわけでありますが、この辺について、前後左右をわきまえたうちに適当にきめるのだというふうな官僚の答弁ならけっこうであります、この程度の量的な考え方を想定しておるのだというふうな具体的なものという基準があれば、ひとつ発表していただきたい。

○小島政府委員 遺憾ながら官僚的な答弁しか申し上げられないわけでありまして、なかなか何%以上という線は引きにくうございまして、その物資とか客観情勢その他を総合的に判断してきめざるを得ないということだと思ひます。

○石井委員 物統令の十四条に「何人ト雖モ業務上不当ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハ売惜ヲ為スコトヲ得ズ」これが現在生きておる条項であります。罰則もそこについておるわけでありまして、罰則も、この物統令の十四条で摘発してきただけが過去にあるかないかという点を、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○小島政府委員 過去の例につきましましては、一つ、伊勢湾台風のと、かわら屋さんだつたと思ひますけれども、地域的に一種の買占めを行なひまして、価格を高騰させて暴利をむさぼつたという点で適用されたケースがございまして、そのほかには、一般的にダフ屋の摘発に物統令が適用されておまして、これは一応定価といひますか、入場券の価格が明示されておまして、それに對してダフ屋というものが、まさに本来の意味の買占めを行なつて、不当に値段をつり上げて暴利をむさぼつたというケースで、これは各地において、相当多数の件数適用されております。

○石井委員 いま一、二の例をあげられましたが、これも、この法律ができてから死文化しておると言つたら悪いですが、ほとんどこの適用がなされてないというのがこれまでの実情であります。この理由というものは、やはり不当な利益というものの判断基準が不確かであるために、

これを適用するまでにはなかなかないという問題点があるのでありまして、私は、今度の法律にもやはりそういう問題点があると思ひます。先ほど、いみじくも、官僚的答弁しかできないとおつしやいましたが、これはむしろ難しい問題ではあるかも知れませんが、これはむしろ難しい問題ではある必要がある、こういうふうにおもひます。ごさい言……

○小坂国務大臣 その前にちよつと言、さつき通産大臣の言われたことですが、やはり物量の面でも、もう少し私どもは実態をつかんでいく必要があると思ひますし、たとえば食糧なども、ソ連などは小麦やえさを非常にたくさん買った、四億ドルも五億ドルも買ったわけですが、これはやはり二年ないし三年の長期にわたつておるわけですから、私どもは、外国から品物を入れる場合にその年のもの、ことにはなはだしきは緊急輸入と称して、足りなければ入れる、こういうふうな考え方を今度反省いたしまして、もう少し計画的にものを見る訓練をしたほうがいいということをおもひます。

それから、ただいまのお話ですが、まさに非常にむずかしい問題でございまして、一割二分がいかぬとかいいとかいいしまして、これは一つは期間の問題にもよるわけですね。だんだん年間を通じてという考え方と、一カ月の間に一割二分も上げられては困るという問題、この辺のまだ解釈のしようもあるわけがございまして、要するに、やはり一般的な良識と申しますが、そういうものが動かなければいかぬと思ひます。

そこで、この物統令の十四条のお話がございまして、刑をつけるということになります、非常に発動の基準というものがやつかいになるわけですね。そこで、私ども、このいまの御審議をいただいております法案でお願いしておりますのは、不当なとかそういうことを特にいひません、それからもう一つは、刑事罰というふうなことをその買占め

自身に発動するということを選ばしたものは、そういうことをやるということになると、当然また行政訴訟という反対のものも出てくるわけで、勢い、非常に慎重にならざるを得ないわけですね。そこで、これは、物が出てくればいい、そういう点に主力を置きまして、随時随時価格調査官というものが、行政指導で足らぬところは入つていつて、現場を検証するというのを自由によれて、その結果社会的な制裁をおそれ物が出てくる、こういうことになれば結局目的を達せられるのぢやないかという点に主眼を置いておるわけがございまして。

それからもう一つ、この「多量」といふのは、いわゆる中小企業あるいは零細企業にはできないことをやるということとございまして、ちよつとした量屋さんが何カ月分かの量表を持つておつたというために全体の経済に影響するわけではございせんので、やはり非常に力の強いものがそれをやつてはいかぬという意味で、「多量」といふことをここにに入れておるわけがございまして。

○小島政府委員 ちよつと、先ほどの発言で不足な点がございまして訂正いたしますが、十四条と申しますのは買占め、売惜しみの規制でございまして、先ほど申しましたダフ屋あるいはかわら屋の例というのは、九条ノ二の「不当に高値」といふのは十條の暴利取り締め、その条文でございまして。

○石井委員 ただいまの訂正は、十四条といふのはこれまで発動されたことがないということになるわけがございまして、その点……

それから先渡し命令の問題、これもいろいろ問題がございまして、私は個人的に、野党の主張もある意味でうんちくに値する面があるという考え方を持つておりますが、時間がないので、きょうは、この問題は指摘をいたしません。もう時間が来ておりますので、ばつぱつやめなければいかぬのですが、私は、生活関連物資に対しては、やはり行政サイドがどういうふうなリीडァーシップをとるかということにかかるといふことが、

非常に抽象的であるし、いろいろの相関関係によつて決定されるということですから、やはりその辺のき然たる態度というものが、物価局なり基準官なり統制官なり、そういうところからも非常に必要だということを感じるわけですね。

やはり庶民が一番直接関心を持つておるのは土地と株なんでありまして、これが抜けておる。土地のほうには、土地税制で多少前進をするかも知れませんが、株の問題に対する規制、庶民が何万円か何十万円かで株を操作しておるのに、商社が五百億、一千億、過剰流動性九千五百億、これでは操作をされたのでは、全く庶民の株に対する目先というのとはまっ暗だということを言わざるを得ませんが、株に対しては何かの方法を考えられな

いかどうか、企画庁長官いかがですか。

○小坂国務大臣 株式の問題で一番問題になりますことは、暴落、恐慌現象のようなものが起きるといふところが、ほかの商品とちよつと違ふところだと思ひます。いま御指摘のような、庶民のへそくりのようなものがほんとうに無価値になつてしまふというふうなことが、政府の非常に軽率な行動のために起きたというふうなことになるかと問題でございまして、非常に慎重にやらなければならぬということがございまして。しかし、私ども、先ほど大蔵省からも反省のことばがあつたわけですが、やはり金銭が相当に全体を見通した態度でやつてくれませんと、商社自身も金を持つておるわけがやないもので、結局銀行から来た金というものが、何といつても一番多いわけなんです。そういう面から縮めてこられまして、やはり株は、買えば必ずしも上がるということと、や

ることが株の特色でございまして、勢い、妙なことはしなくなるというふうにおもひます。

土地の問題は、いまお話がありましたように、国土総合開発法をいま国会で審議していただいておりますが、あの問題とそれから土地税制の問題、それからレンタル方式、この三本柱でいこう、こう考えております。

○石井委員 私は、おことばを返すようですが、

やはり株に対して不当な巨額な資本をもつて買い占める行為に対しては、当然物価という観点からも、国民生活という観点からも、何らかの方法を政府で考えられるべきであるという感じがいたしてなりません。企業批判が、商社批判が、何か資本主義社会なり自由な体制を否定することを助長し、全体主義的な社会がそこに肯定されるということが、一番私としては問題があるというふうに考えておるものでございますが、今日、大都市、全国津々浦々、政治家であるということがわかれれば、直ちに物価はどうですかという質問が返ってくる、こういう時代である。きょうの四十分ほどの質問の中でも、私はまだもう少し、やはり大都市サイドに立った、国民サイドに立った態度でこの問題に対して臨んでいただきたい、与党の一人としてこれを強く要望いたしまして、時間が超過しておりますので、これでやめさせていただきます。

○山中委員長 次は、山崎拓君。

○山崎(拓)委員 私は、このたび提案されました生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案に関連をいたしまして、物価対策諸般について御質問申し上げたいと思っております。

去る四月十三日に日銀より発表されました卸売物価の統計によりますと、三月でございしますが、前月比一・九%、前年同月比一・一%という破滅的な上昇になっておるわけでありまして、これにつれて、すでに消費者物価も急騰を始めておるわけでございますが、このような猛烈な物価騰貴の原因は何かということについてお伺いをしたいと思います。

さらに、元来、消費者物価は卸売物価との関連において考えるべきものでございしますが、卸売物価の上昇率というのは、大体において一%台で今日まで終始してまいったわけでございますが、このように一%も上昇するということがになりますと、非常に大きな消費者物価に対する影響が考えられます。したがって、先般政府から発表さ

れました本年度の物価上昇率の見通し、卸売物価二%、消費者物価五・五%という見通しについてのどのように考えておられるか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○小坂国務大臣 今日的情勢はまさに異常な情勢である、物価についてそう申し上げなければならぬと思います。私もこれはこれに全力をあげて立ち向かっています。常態に戻すように努力をしておるつもりでございますが、そのよってきたところでは、山崎委員よく御承知のことと思えますけれども、一昨年から不況の立ち直り、そして円の黒字対策というようなことからどうも流動性が多過ぎるんじゃないかということでありながら、それに対する対策が若干手おくれになってきたということが、何といつても今日の原因として指摘されなければならぬと思えます。その点については、政府ももちろん反省をいたしておるわけでございます。

しかし、何せ国際協調ということをいいながら、輸入をふやし輸出を減らしていくということのために、国内不況になりますとどうしても輸出が逆の結果になる、輸出がふえてくるという点が非常に懸念されていたためにこういうふうになったといえると思うわけでございしますが、その点では、日銀も公定歩合の引き上げによりやぐ踏み切りました。それと同時に、一般の金融態度というものも非常に大きく変わった。一月初、いわゆる含み貸し出しというのが八千億円もあった。本店の知らない銀行支店の貸し出しというものもがそんなになったときもある。そういうものを思い切ってもっと回収すべきであったのじゃないかと私は思っているのですが、それがこうなったのですから、今日に至ってはさらにもっと金融を、引き締め態度を堅持しなければならぬ。全般のゆるみをもとに戻すということがまず必要だ。それから財政政策につきましても、時期的なあるいは地域的な公共事業の支出関係の調整というふうなことも、政府としてきめておるわけでござい

それから、もう一つ特徴的に言えますことは、みんな非常に豊かになったために購買力が非常にふえているというところ、そこに何か必要というものができて、物がないんだ、いま買っておかないと洋服も着れなくなる、純毛もなくなるというふうなことでどんどん買い急ぎが行なわれる。調べてみますと、御承知のように大体洋服は八百万着もあればいいところに、一千万着もある。それから大豆等についても、十二月、一袋六割キロ入りのものが四千二百円であったのが、一月の末から二月の初めごろ一萬五千円まで上がった。それが今日では四千六百二十円くらいになってい

る。そういうふうな物が下がってきているのです。それは何かというと、結局、国会の皆さんのいろいろの御心配で、買占め等をやっておるものが、商社をはじめそういうものが、もつとモラルを正さなければならぬということ、一般が、やはり物があるんだというこの認識が出てきたことだと思えます。その点で、仮需要がよほどおさまってきたと私は思うのでございします。

御承知のように、商品相場を見ましても、繊維はみんなストップ安ということになっております。だんだん人心も落ちつきを見出してきています。といいますか、卸売物価はこれが峠であるというふうに思えます。非常に不幸なことには、三月は例の国労のいわゆる順法闘争、ストまで発展した。そんなことがあって、輸送機関が非常にとどろきました。その点で物価を押し上げたということもございします。そういう悪条件が今度ございせんように、春闘もひとつできるだけ穏やかにいくように私は願っております。そういう条件がなかりせば、まことに物価は峠を越しているというふうに思います。

○山崎(拓)委員 年間を通じて当初の経済運営の見通しにおさめたいという長官のお話でございしますが、当面の事態に対する認識でございします。物価は鎮静に向かった、こういうお話でございしますが、国民全般といたしましてはそういうふうには受けとめていないと私は思います。最近の値動きを見ておりましたも、繊維や木材は確かに落ちついてまいりましたけれども、逆に紙、パルプあるいは精密機械等が値上げを続けておるわけでございますし、また、卸売物価、消費者物価ともに、ここの見通しとして、政府の見通しのおりにおさまるとはとうてい考えられないわけでございます。この事態に対する認識はもつときびしくあるべきではないかと私は思うわけです。

政府は、四月十三日、物価対策閣僚協議会で七項目の対策を発表されたわけでございしますが、非常によくまとまった総合的な対策であると私も思いますし、そういう一般の評価でもあるわけです。しかし、やはり、総合的ではあります、逆に言えば総花的でありまして、当面の非常事態と申しますか、過剰流動性から日本経済が悪性のインフレになりつつあるという事態に対する認識、対策というものがもう一つ足らないのじゃないかという気がいたします。この点について御所見を承りたいと思います。

○小坂国務大臣 経済見通しの範囲におさめたいということと現状を案観しているということとは別なことでございまして、年度が始まった当初でございしますし、私としては全力を尽くしてこの範囲内におさめる、こういう決意を申し上げる次第でございします。現状ははなはだやっかいな事態でございまして、私は、いわゆるスパイラルに物価関係が入っていくというところが非常に懸念されておる、非常に心配なことであると思っております。

〔委員長退席、松浦(利)委員長代理着席〕

これに対してどうしたらいいかということ、私まず一番必要なのは、人心の安定でございます。物価、逆に言えば通貨に対する信頼、いいいますか、物価はそうどんどん上がっていかないのでと

いう気持ちをもみなが持つことだと思ふのです。皆さまのおかげで、商社のモラルという問題についても非常にきびしく論議されまして、その点商社側の反省もあっていいと思ふのでございますが、実は、私事を申し上げて失礼でございますが、子供が最近結婚するのでいろいろ物を買いにいってあげたが、これに入つたから、これのついでにつくつてくれというのを申ししますと、実はいまあるものはこれですが、御承知のように商社の買占めがあつて、これ以上のもになると高い金を出さなければならぬというやうな、いわゆる便乗型が相当横行しているわけですね。こういうものについて、やはり国民の皆さんがみんな、洋服はよいもののはつくらぬとか、八百万着はいいまでの実績でありますけれども、これはもうつくらないのだとか、あるいはポリエステルを混紡を使うとか、そんなやうな気持ちでみんながやはり考へていただかないと、なかなかそう簡単なことではない。銀行の貸し出し態度等についても、これは商社も悪いといひますけれども、その悪い商社にたつてなことをさせた金はだれが出したかといふこともなる。そういう点についても、みんなもつと、いままでの態度を変えていくといふことが必要だと思ひます。いままで、日本経済といふものを伸ばすのは結局消費を伸ばすことなんだといふことで来た。この消費礼賛的な態度、これはやっぱり切りかえていかなければならない。いゝるんなら、私は問題が多いと思ふのです。

先ほど物価総合対策について御批判をいただいたわけでございますが、やはりどこか一本抜けていゝるじやないかという気分があることも、私、承知しておるわけでございます。やはりこういうことをやる場合の知恵というものは、どうも人間があんまり進歩しないのですが、この間ある人がしてくれた話は、江戸時代に大岡越前守が江戸の物価を下げる、結局彼は総量をはかったのです。江戸の市民が幾らいて、そしてどのくらい物の量を消費するであらう。そうしたらこれくらいの物量を持つてくれればよろしいというその需給のバランスをつくる。その計画についてうまく本気でやらなかつた役人はほとんど左遷をしてしまふ、そういう信賞必罰をやつたといふことを言つておつたわけでございますが、私は、やはりこれは根本的には、金の面では金の流れを抑制する、物の面ではやはり需給関係を、生産者はたくさんつくつてもいい、消費者はあんまりばらばらな消費をしないうという態度がどうしても必要ではないかといふように思つてゐるわけでありまふ。

○山崎(拓)委員 通貨に対する信託等、人心の安定が必要だといふお話であつたわけですが、そこで、國際的に考えまして、ドルの權威が失墜してきて、世界單一經濟の機構というのが崩壊しつつあるといふ考え方がございまして、で、スミソニアン体制も崩壊いたしましたし、ブロック經濟化の方向をたどつてゐると考えられるわけですが、そういうしますと、ブロック内は固定相場、ブロック外は変動相場という傾向でございまして、で、したがつて、日本の変動相場制といふのはなかなか固定相場制へ戻ることができないのではないか。そうなりますと、なかなか通貨に対する信託と申しますか人心の安定は、まあ少し意味が違ひますけれども、心理的に期しがたい点がある。そういう点について見通しはいかがでございませうか。

○小坂國務大臣 いま國際的に通貨はフロートしてゐるわけでございますが、やはりこれでいいと思つてないわけ、根本は、変動相場制にある時期で終止符を打つて、固定相場制に復帰したいと、みな思つてゐるわけでございます。そこで、金といふものに対する連係といひますか通貨と金との脈絡を変えていく、あるいは金にかかわるSDRといふやうなものをもつと育てるとか、いろいろ意見はございまして、結局將來固定相場制になる場合に、これはいまのいゝるワイドバンド、上下の幅をもつと広げた固定相場制、一面からいふと今度は変動相場制に近い固定相場制と申しますか、そういう形のものだんだん考えられていくのではないかと思ひまふ。

で、わが国として、そのブロック化といふことは、これは困ることございまして、わが国はできるだけ國際的な經濟の動きといふものがあつて初めて繁榮できる國の體質を持つてゐるわけでございますから、どうしてもブロック化といふものを排撃する必要がある。それにはやはりわが國も、自分の經濟のことだけを言わないうで、國際協調といふ面でも輸入を自由化したり資本を自由化したり、あるいは輸出に秩序立つた動きをもつと強力にするやうにしていかなければならぬとか、いろいろあるわけでございます。それを一生懸命やろうといふわけでございます。

ただ、申し上げておきたいことは、そのこととわが國の円に対する信頼感といふものは、これまた別なことでございまして、そのことと、円に対する信頼が欠如してゐるのではないかといふことは別であるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○山崎(拓)委員 確かにおっしゃるとおりだと思ひます。日本はブロック化になることが一番困ると思はれるわけでございます。そういう点からいひますと、今日の國際經濟情勢、通貨情勢、あるいは國內の物價騰貴の情勢等を考えますと、私は、やはり非常に重大な事態におちいつておるといふふうに強く認識してかからなければならぬと思ひます。時期ではなからうかと思ひます。その意味で、物價対策につきましても、ちやうど終戦直後に鉄鋼、石炭に対する傾斜生産方式をとりまして日本經濟を復興せしめたと同様に、重点的に、傾斜的に対策を講ずる必要があるのではないかと考へるわけではなからうかと思ひます。

そこで、どういふ点に重点を指向したらいいかといふことでございまして、私は、一点として、やはり今日の特に消費者物價の構成において重要なウエイトを占めてゐる食料品対策を徹底的にやるべきであると思ひます。今日でもなお、エンゲル係数を見ますと、都市勤勞者の生活關係主要指標の中で三割をこしてゐるわけでございます。

この食料品の價格といふのが、纖維製品のように不買運動をやるにいたしましても限度がございまして、そういう点からも徹底した対策をやる必要があるのではないか、こういうふうに考へます。

それからもう一点は、土地、住宅の安定供給対策を徹底的にやるべきであると思ひます。御案内のとおり、昭和三十年代は耐久消費財の時代であつた。四十年代に入りまして、自動車を持て、欲求として求めてきた。さらに今後は自分の持ち家といふ時代に入つてきたわけでございます。ますます高度大衆消費社會の成熟期に入りつつあるわけでありまして、そういう認識のもとに土地、住宅の安定供給をやらなければいかぬ。

〔松浦(利)委員長代理退席、委員長着席〕
ところが今日、建築資材は高騰いたしましたし、土地も、建設省土地鑑定委員會の四十八年度の公示價格を見ても、三大都市圏と人口五十万以上の都市では、前年比平均三〇%以上の上昇になつてゐるわけでございます。

こういう實際を見ますと、貯金をしても何にもならないといふ感じが物價が上つてゐるといふことでございまして、特に食料品対策、土地、住宅の安定供給対策といふ面にしほつて傾斜的に政策を遂行する必要があるのではないかと私は思ふのですが、この点についての御所見を承りたいと思ひます。

○小坂國務大臣 山崎委員の御指摘は、まことにそのとおりであると思ひます。私も、物價対策として傾斜的に重点をきめて、それを攻撃しようといふことを考へてゐるわけなんです。おっしゃるやうに、何がいかといふことになると、おっしゃるやうに、やはり食料品であるといふふうに思ひます。それから、別な面では住宅であり、あるいは土地の問題であるといふふうに思ひます。

食料品と申しますと、やはり米でございまして、標準米がそのとりに売られてゐるというところでは、これはもう厳守しなければならぬ問題でありますし、一部投機の対象として米を考へてゐる

やに見えろというところについては、司直の手をもつてこれが真正に乗り出しているというふうな現状でございます。

そこで私は、他の小麦とか大豆とか、ああいうものについては備蓄性を少し考えて、もう年度内のことでなくて、年度を越えた輸入を考えてみたかどうかというのをいろいろ申し上げております。わけですが、いまの役人ベースではなかなかそこまで踏み切れませんので、やはりお互い政治家の考えることではないかと思ひます。

土地の問題については、先ほどお答えいたしましたように、国総法を早く通していただいて、これからの値上がり防止とか、あるいは土地税制の問題で、あるいはレンタル方式というのを考えておるわけでありませうけれども、しかし問題は、いまだ買いあさられたと称せられる土地ですね、これをどうするかということが非常に重要なことだと思うのですが、この点については率直に申し上げて、まだこれというところは結論づけられておりません。これはまあ私も、お互いに十分英知をしぼりまして、庶民の夢というものをやはり確保する必要がある。若い人が一生働いても絶対自分の家は持てないという、こういう感じを与えては非常にいかぬ。お互い政治家は、そういうことを何とかして解決することが当面の大きな課題である、私は山崎委員仰せのとおり考えている次第でございます。

○山崎(拓)委員 住宅の問題につきましては、從來、これは個人の責任と負担において住宅が求められておったわけでございますが、今後は相当社会政策的に、ある程度財政で負担しても住宅を、それも従来のような、アメリカで言えばスラム的な住宅でなくして、人間が住むにふさわしい人間的な住宅というものを、まあ基準を上げて供給をはかつていく必要がある、そういう時期に来ておると思ひますので、今後具体策をお願いしたいと思ひます。

時間がございませんで次に移りますが、先ほど石井議員からも御質問がありました、商社の

社会的責任の問題でございますが、これに関連して私は二、三お聞きしたいのです。

先日の参考人招致のときにも、商社の行動基準について商社がこれを近々のうちに定めるといってお話ございました。私は、この商社の行動基準について、先ほどの長官の御答弁では、通産大臣の御答弁でございましたが、政府は直接これに介入しないというお話でございましたが、やはり政府の意見も積極的に取り入れさせる必要があるのではないかと思ひます。それと同時に、消費者の意見もこれに反映させる必要がある。商社独自に商社の行動基準を実施させるということでは十分ではないのではないかと思ひますので、その点について御意見を承りたいと思ひます。

○小坂国務大臣 商社というものは、お互い競争しているところがある生命力であるといわれておるわけでございます。お互いに非常に巨大な力を持ちながら、お互いが競争して、安いのを国民に供給するということが商社の活動の基本方針だといふふうにわれわれは承知しておったのでありますけれども、どうもその活動が、その一つ一つが非常に大きくなり過ぎたために、それが独占的な支配のような、そういう傾向を生んでおりまして、これはやはり直してやらなければいかぬ。しかしまた、あの巨大なものが一致して話し合つて何かされたらこれはたいへんなことではないかと、この点については独禁法上の十分な規制が必要だと思ひます。

いま伝えられております商社の行動規範をつくるというふうなものは、多分に倫理的な、モラルについてどうしようというところ、それから行動の規範はこれからこれまでも、さっきのラーメンから原子力までというふうな、そういう話でなく、おのずから自分のやる範囲をきめようではないかというふうなものであると思ひます。やはりこういうものはできるだけ自分できめさせて、自分で苦しんで、自分できめたものを自分で守らせるといふのが一番いいと思ひますが、しかし、いま山崎委員のお話のように、あれもほつておい

ちやいけな思ひます。そういう点は、あまり角張つたかっこうでなくても、やりようはいろいろあるわけでございます。できるだけ、一般の方々がこう思つておる、自分はまたこれがいいと思ふというところは、あまり角張らない形で有効な方法を考えていくのがいいんではないか、こう思つております。

○山崎(拓)委員 私がそのような御質問を申し上げましたのは、アダム・スミスのなレッセ・フェール経済のときには、見えざる手によつて利潤を追求していけば公共の利益につながるという思想でございましたが、今日ではそれはまいるないわけでございます。そういう点から今回の法案も提案されておると考えておるわけでございます。見えてる手によつて自由競争の弊害というものを是正していかなければならない、そういう時代であると私は思ひますが、そういう意味で御質問を申し上げたわけでございます。

もう一つの点といたしまして、大企業や商社が市場メカニズム以外に価格を決定していつておるといふこの一つの問題点といたしまして、情報の問題があると思ひます。大企業や商社のみが大量の情報を握つておる、中小企業や消費者は情報にうといという点があるわけでございます。この自由競争の中に情報の公平化をはかつていかなければ、市場メカニズムというもののだけでは、うまく自由経済を運営していくことはできないのではないかと、この感じが私はするわけでございます。

そこで、物価対策の中にも出ておりましたが、この物価の情報問題でございますが、国民生活センターの中に物価情報センターを設けてはどうかと思ひます。総理府の消費者物価指数あるいは日銀の卸売物価指数等の発表がございまして、こういうものだけでは、これは結果の報告でございまして、それから対策を立てるというのではおそいわけでございます。そういう意味で、商品の生産情報、それから在庫情報あるいは需要予測情報等の情報を中小企業や消費者に知らせるという意味で、物価情報センターのようなものを

設置する必要があると思ひますが、この点についての御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 私も非常に必要なことだと存じます。物価局ができませんと、ややそれに似たような機能を企画庁として持つて、これになるのございまして、いまはもう全く個人のなウエートのような問題で、たとえば私から農林大臣に頼みまして、まあひとつ中国からの肉も、口蹄疫の問題を早く解決して入れてくださいとか、一々お願いするので、こちらは権限はないわけですが、それを今度、それに対して資料をもらひ、それを追跡してきわめるといふ権限をいただけるわけで、よほど変わつてくると存じますわけでございます。

それから今度の問題で、消費者に情報を提供するというところ。これも今度の四十八年度予算では、農林省の中にテレフォンサービスあるいはテレビ等にニュースを流す、そういう費用が認められてまして、こういうことを通じて、むしろ政府として積極的にそういうことができるようになると思います。私も実は、消費五団体の皆さんと月一回ずつお目にかかつて情報を差し上げますから、存分に御利用願つて御協力をいただければ、ということをお願いしてはいるわけでございます。

ただ、いままでの、やはり全般の、いま御指摘のように日銀の物価指数が出たり、あるいは総理府統計局でいろいろ問題を出したりしてありますけれども、それは悪いときに出るのです、新聞には、そんなことでだめじゃないか。よくなつてきたというやつはなかなか出していないだけではない問題があるのです、よくても悪くても定期的に出してもらえるような、そういうこともまただんお願ひしてまいりたいと思ひます。組織の問題としては、物価局で、ある程度御意見にはお答えできるといふふうに思つております。

○山崎(拓)委員 物価局で、ある程度組織的に強化されたというお話でございましたが、私、今度の法案を見ておりました感じは、もう少し強い権限を経済企画庁に与えないと、この法律の実施もそれから物価対策全般もうまうまいかないのでは

ないかという印象を持っておるわけです。「価格の動向及び需給の状況に必要調査を行なう」という点がこの法案の中にございますが、これについては「内閣総理大臣及び主務大臣」というふうになっておりまして、私は、やはり経済企画庁長官に権限を集中すべきではないか、経済企画庁はむしろ物価庁とでも名称を変更して、権限を集中して強力な物価対策を行なう必要があるという感じを持つわけですが、その点についてはいかがでございますか。

○小島政府委員 物価対策と申しますのは、物価動向というものが経済全体の一種の結果としてあらわれる現象でございますので、先生おっしゃるように一元的に強力な機構に集中するということが、実際問題として非常にむずかしい点がございます。

たとえば、いま問題になっております、今回の物価問題のきっかけになりました過剰流動性の問題でございますけれども、そういう総需要政策というものは、これはやはり物価問題に対して非常に大きな政策でございますけれども、どうしてもこれは企画庁で専門的にやるといような問題では、もちろんございませぬ。それから、個々のこまかい物資につきましては常時フォローして、一番事態を知っておりますのは各所管官庁でございます。

したがって、この間の閣僚協定の決定事項にもございまして、まず各省庁が物価マインドを強力に持つてもらって、現在のそういう新しい情報、先生おっしゃるように、一面的に大商社や生産関係あるいは流通業者だけが持っているんではないかと、これはやはり第一段階として、各省庁が責任をもってそういう情報を消費者に伝達するかどうかというところが非常に重要でございます。これはやはり第一段階として、各省庁が責任をもってそういう情報を消費者に流してもらい、企画庁はやはり、まあ組織としてもそう大きな世帯でもございせんので、どうしても総合調整的な面で各省庁に働きかける。今度の設置法の改正でも、そういう意味で働

告権あるいは資料請求権、意見具申権等を企画庁に与えていただくように現在お願いしているわけでございますけれども、やはりそういう形で、政府全体として物価対策に取り組んでいくということが必要であるかと思っております。

○山崎(拓)委員 この法案が有効に実施されるためには、価格調査官というのがございますが、価格調査官の数と質の問題が充実しなければ、実際はなかなか実態調査等を行なうことはむずかしいと思うのでございますが、これについての予算措置あるいは今後の方針等ございましたら、国民生活局長にお伺いしたいと思います。

それから、ただいまお話がございましたように、企画庁が物価の動向を常時把握することが必要だと思っております。そしてさらに、消費者にそのことを迅速かつ正確に知らせることが必要でございますが、先ほど私が長官に御質問をいたしました物価情報センターの設置等について御意見があれば、局長からお伺いしたいと思います。

○小島政府委員 まず価格調査官でございますが、これは現在の定員がすでに新年度きまつておりますので、特にこのために定員増ということは要求しておらないわけでございます。したがって兼務発令をしてまいるといことに相なるうかと思っております。ただ、これは来年度以降、やはり業務ではぐあいが悪いから、定員要求をするということになる可能性はあるわけでございます。

それから、数その他につきましては、やはりこれは、どのくらいの数で物資が指定されるかという点によりまして変わってまいりますので、流動的でございます。それから、一つの物資についてどのくらいの価格調査官が必要かということにつきましても、やはり非常にウエートの大きな物資で、地方等についても立入検査をしなければいかぬというふうなことになると思います。これはやはり地方の通産局なり農林省関係の地方分局等も活用しなければいけませんので、これも一がいに、一物資について何名というところは固定的には

いえないと思っております。

それから第二の点につきましては、現在の国民生活センターの中には実は昨年度末からコンピュータが入りまして、あらゆる消費者関係の情報をいまインプットしておる最中でございます。これは消費者問題と、同時に、やはり物価問題というのが最近の消費者問題の非常に重要なファクターでございますので、物価関係の情報も極力インプットするように心がけております。したがっていま、そのセンターの中に特に物価だけの情報センターをつくるという考えはいまのところございせんが、国民生活センター全体が、物価問題についても当然守備範囲として考えてまいるということにいたしましたと思っております。

○山崎(拓)委員 時間が参りましたので、最後に大蔵省銀行局長に御質問を申し上げたいのですが、過剰流動性対策といたしまして、預金準備率の二回にわたる引き上げ、それから法定歩合の引き上げ等、行なわれてきたわけですが、これは確かに有効に作用しておることは間違いないのですが、私どもが心配をいたしますのは、物価対策という面ではいいんですが、中小企業に對しましてこの金融引き締めがきき過ぎる可能性があるわけですね。現に、私どもが選挙区に帰りますと、このごろはもう金融が締まって非常に中小企業の経営が困難になってきたという苦情を、しばしば聞くわけでございます。この点について十分な配慮が必要ではないかというふうに考へるのであります。

たとえば織物業界では、非常に生糸の高いときに仕入れた人もおりまして、公取からいろいろ注意もありましたけれども、みずから自主的な休業をやりまして、生産を押えて、生糸の価格の鎮静を業界として積極的にはかかっていくというふうなこともやったわけでございますが、今度は逆に、製品価格を維持することのために、非常に高い原料で安く製品は売らなければならぬという悩みがあるわけですね。

して適正な利潤を確保していくことが経営上むずかしいということになるわけでございます。銀行の窓口規制が実は相互銀行にも及んでおるようでありますが、中小企業に對する貸し付けをもつぱらとします相互銀行あるいは信用組合等にまで、相当な規制なり指導なりが及んでいくということになりますと、中小企業の経営に非常に悪影響を及ぼすのではないかと思いますので、十分な御配慮をお願いしたいと思います。この点についての御所見を承りたいと思っております。

○吉田(大)政府委員 ごもっともな心配だと思っております。私も、今回の引き締めは、引き締めである以上は、やはり総量を縮めていかなければいけないわけでございます。そういう全体の舞台装置の中で需要水準を抑制していくということが、金融政策の本質でございます。あくまで全体の舞台装置の色を濃くしていくということは、これはどうしても守っていかないとけないと思っております。特に日本の経済は、もう御承知のように、非常に同調性の強い経済でございます。逆のほうに行くとときには非常にそれが増幅されると同時に、引き締めということになりますと、それがまた増幅された形で振れるというところは、これまでの経験から見ても、おっしゃるとおりだと思っております。ただ、そういう経済的な同調性という中で従来の金融政策の効果が発揮されて、これが物価なりあるいは需要の抑制に非常に効果をあげてきたということも、否定できないことだろうと思っております。

ただ、私どももいたしましては、いままでにお説のように、中小企業といった非常に社会的に弱い方々にそのしわが寄らないということは一番注意しておるわけでございます。そういう点からいままで見ても、幸い中小企業と申しますと、えてして相互銀行、信用金庫ということがその大宗であるかのような印象がございまして、実はそうではございません。全体の中小企業の貸し出しの中の約一割が、政府機関の貸し出しでございます。その残りの四〇％が全国銀行でございます。

して、特にその中で都銀、地銀というものが非常に大きな役割りを占めておる。それから、それと同量以下がいわゆる中小金融機関の貸し出しでございませう。

そういうような中小企業に対する貸し出しの比率というものを非常に注意して見ておられますと、幸いなことに二月末までの時点、これはもう引き締めが始まってからでございますが、この時点におきましては、いずれの金融機関につきましても、貸し出しの増加率は減っております。したがって、総量においてはむしろ確保されておるといふ現象と、いまのところは受け取っております。

それから、特にしわがはつきり出てまいります中小企業の倒産状況というのを見ましても、その水準というものは非常に低い水準で、現在まではしわ寄せの状況が続いております。

問題は、これからの四月―六月でございますが、いまお話しした銀行の窓口規制でございます。これについては、多少誇張されて伝わっておりますのでございませう。きびしいというのは、特に都市銀行は、お話しのように非常にきびしく、前年を割り込んだ一六％減というような規制をやっております。地方銀行は、前年のちょうど四月―六月の貸し出しの増加額を若干上回る程度のワックで、日本銀行は指導しておる。それから相互銀行は、むしろそれよりもさらにゆるい程度。というのは、昨年の四月から六月というのは、御承知のように非常に金融が伸びた時期でございます。その時期における貸し出しの増加額が維持できるように規制をしております。これは規制と申しますか、いわば指導といった段階で日銀の各支店がやっておりますのが実情でございます。

なお、信用組合については、そういう指導はいたしております。信用金庫については、一千億をこえるような大きな信用金庫については、大体十数金庫でございますが、その程度に対してはワックを与えないで、いわば同じ地区にある相互銀行とあまりアンバランスな活動をしないというよう

程度に指導しておるのが実情でございます。しかも、その指導の考え方も、都市銀行によって締め込まれてきた大企業の資金需要がそちらになだれ込まずに、幸いなことに、現在の指導の基本でございます。状況にはないのではないかと考えております。もちろん、今後についても十分注意していきたいと思っております。

○山崎(拓)委員 これで私の質問を終わりますが、最後にお願いをしておきますが、今回の物価高騰の問題は、やはり政治体制の根幹をゆるがすような非常に大きな問題に発展するおそれがあると思いますので、政府といたしましては、万全の、積極的な対策をもって当たられますように御要望を申し上げます。

○山中委員長 中村茂君。
○中村(茂)委員 私からは物価全般についてお尋ねしたいと思っております。

先ほど長官のほうからいろいろ答弁がありましたが、その中で、物価問題の中心は需給のバランスをとっていくことが必要だ、こういうふうに言われております。私も、そのとおりだと思いま

しかし、いままでの政府の対策は、確かに物を生産しろ、うんとつくれ、それから、それ輸入だ、こういうことで、生産の面については相当計画的に、しかも力を入れてきたわけでありませうけれども、それと需給の面において、その間に物価対策があるわけでありませうから、いずれにしても物価対策の面については非常におくれているし、対策そのものが根本的なものがなかったんじやないか、こういう気が強くしてならないわけでありませう。

特に、最近幾つかの問題が起きております。過剰流動性の問題にしましても、公定歩合の引き上げを中心にして引き締めに入った。しかし、これはだれの目から見ても、物価対策の面から見ればおそきに失した、これは国民の声であります。また土地問題にしても、商社なり法人が買占めを

行なり、そのことによって土地の高騰を見る、それ土地対策だ、やはり後手後手に回っているんじゃないか。また材木、大豆等の問題にしましても、緊急輸入だというときにはもう事は終わったんだというふうな業者が言うほど、後手後手に回っている。総合商社の問題にしても、いわれております買占め売惜しみ、または海外に対しても非難を浴びるような買ひあさりをしていって、それが総合商社の対策。いへば、政府は物価対策というものの基本的なものを保持していないんじゃないかということ、対策そのものが後手後手に回っている。

したがって、現在起きてきております物価対策の全般的な大半の責任は政府にあるのではないかと、こういうふうに思うわけでありませう。物価の全体的な担当である長官の意見をひとつお聞かせ願いたいというふうに思うわけでありませう。

○小坂国務大臣 今日の経済状況を非常に特徴的に言いますと、まず有効求人倍率、就職を希望する者に対して、ぜひ働いてもらいたいという要求が一・六七、これが最近二になったという説もあるくらいで、とにかく、こういう統計が始まって以来の低い数字であります。それからデパートで買いものをすると、デパートの売り上げ高ですね、これが二・七増、二・三％くらい前年同期より多い。それから日銀券の発行残高がやはり二八％程度で非常に大きく伸びている。したがってそれだけ購買力が伸びておるので、物価の面でも非常に影響が考えられるということでありまして、確かに景気が過熱しておるといことがいえると思うのでございませう。

こういう景気の過熱は一体だれがもたらしたのかということ、中村委員の御指摘も、私は十分わかります。われわれ政府が相当な責任があることは、これはもう言わずして明らかだと思ひますし、われわれもこれは十分反省しておりますし、これについて今後のよい教訓にしたいということをお考へておることは、先ほどから申上げていたとおりでございます。

しかし、これはやはり、そうした全体の需要を押し上げていること、そのことについての国民の多数の方の認識というものがございませんと、なかなかいまの状況は克服することができない。やはり、自分だけたくさん所得をふやして、そしてたくさん物が買えて、楽しい生活が行なえればそれでいいじゃないかという気持ちをもつと連帯的な観点に立っていただいてその時期を乗り切るといふことが必要であると考えておるのでございませう。

従来この経緯にかんがみまして非常に深刻に反省はいたしますけれども、その反省の上に立つてぜひこの状況を克服していかなければならぬ、こう思っております。幸いにいたしまして、世の中の非常な投機的な動きというものは山を越しておると思ひますので、私はこの四月、五月を決戦の時期だ、こう言っているのでございますが、ぜひこの際に、そうした気分を大きく変えるような動きをしたいというふうに考えておるわけでありませう。

○中村(茂)委員 反省しているということでありませうけれども、四十八年度の予算編成期、その当時政府の中に調整インフレというような提議、というほどではありませうけれども、意見のあったことは事実でありますし、それから四十八年度の予算全体を見た場合に、社会資本の充実がけつこうですけれども、その社会資本の充実がけつこうという予算編成の中で、やはり一般的な景気の動向なり、先ほど言いました需要の関係なり、そういう中から全体的な四十八年度の予算というものをにらみ合わせていかなければ、景気の動向または、いま問題になっておるインフレというような問題と、予算編成は非常に大きな関係が起きてくるわけでありませうから、だから、そういう政府のしんになる土台、そういう姿勢の中に、やはりインフレを助長する傾向というものがきわめて強かったのではないかと、こういうことを基本的には指摘しているわけでありませう。

しかし、いまこの問題をめぐって、私はここで

論議しようとは思いませんけれども、いま長官が言われましたように、四月、五月が決戦の時期だ、こういうふうにおっしゃるなら、私は物価対策について、政府がいま一番思い切った対策をとる時期に来ているのではないか、こういうふうに思うわけでありませう。

しかし、先日発表されました幾つかの物価に対する政府の対策を見た場合に、まだまだ、四月、五月が決戦の時期だと言うには非常になまぬいというか、対策に不備の点が非常に多いではないか、こういうふうに感ぜざるを得ないわけでありませう。特に、民間のいろいろな需要について、また価格等について指摘してありますけれども、ほんとうに思い切った対策を立てるならば、私はこの際、公共料金並びに政府認可、許可にかかる料金についてストップする、これぐらいな思い切った対策で政府みずからが範を示して、そして民間のいろいろな対策を立てていくなら、これは、政府の姿勢について国民もまた一般業者も感動した中から対策が出てくると思うわけでありませう。ところが、その政府が直接決断を下せばできる料金についてはそのまま値上げする。しかし民間のものについてはこういうふうにしなさいということでは、いろいろな手だてをしていっても、これはやはり、もともと値上げするということではなかなか思い切った対策ということに、姿勢の問題としてならないのではないかと。そこで、いま政府がいわば公共料金、それにまつわる政府の認可、許可の料金等について値上げを計画しているものがあるとすれば、それについてひとつ報告を願いたいというふうに思います。

○小坂國務大臣 公共料金につきましては、もう真にやむを得ざるもののほかはこれを抑制するということが政府の方針であることは、いろいろの機会に申し上げておる次第でございます。政府といたしましては、公共料金は上げないつもりで考えるという原則を持っているわけでございます。ところが御承知のように、国鉄の運賃につきましては昨年来からの懸案でございまして、今年度も

国鉄の十カ年計画との関連におきまして法案を提出しているわけでございます。これはこれでお認めを願うというふうに考えておりますが、他のものについては極力これを抑制するという方針に変わりはございません。

ただ、公共料金というものは政府がかつてに押えられるじゃないかということでございますけれども、やはり公共料金といえどもいろいろの経済活動のし寄せがあつて、賃金、俸給とかあるいは資材とか、そういうものは全部公共料金の内容になつておるわけでございますので、押えても、やはりある時期にはこれまた上げていかなければならぬことになることは、従来の経緯でよくおわかりと存じます。その点は、いま申し上げたような基本方針で極力押える。それから、これは他の物価との関連においても考えなければならぬので、それ以外の物価については、いま申し上げたような抑制方針を強く堅持してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○中村(茂)委員 真にやむを得ざるものは別として、原則として上げない方針だ、こういうことで、すけれども、もう少しはつきりお聞きしたいと思うわけですが。

私はこの際、すでに法案も御提出になつておるわけでありませうけれども、国鉄料金などを含めて、もうこのところ一年間なら一年間、公共料金などの政府の直接関与できるものについては値上げしないのだ、こういう思い切った態度、それを国民は強く希望していると思うのです。ですから、国鉄のことは、先ほど申し上げましたようにいま議論されておるわけでありませうから、できれば国鉄を除いて他のものは、いろいろ関係はあるけれども、また、いま言われたように、また後に上げるといふ問題も出てくるかも知れませんが、しかし、これはこの際、物価対策全体としての政府の決意として、国鉄の料金以外は上げないのだというくらい強い長官の意思があつてもしかるべきじゃないか、こういうふうには私は思うわけでありませうが、そこら辺のところ

もう少し決意を示していただきたいと思うわけですが。

○小坂國務大臣 真にやむを得ざるもの以外はこれを抑制する、これは強く申し上げておきます。ただ、国鉄料金について申し上げますと、あれは本来、四月から上がるという内容を内容としておるわけでございますが、まだ御審議をいただいていない状況でございますから、四月からあれを上げるということはおそらく不可能であらうかと思ひます。ですから、その意味で、四月ごろの物価抑制には直接の関連はないというふうに思つておりますが、これは国会のおきめになつていただくことで、われわれとしては、これは上げていただくような法案を出しておるわけです。その結果によりましてまた私も判断したいと思ひますが、現在のところは、真にやむを得ざるもの以外は極力これを抑制するということを申し上げておきます。

○中村(茂)委員 長官という肩書きがついていればその程度しか言えないと思ひますけれども、まあ政府全体としても、長官の置かれておる立場として、これはいま言われた真というものがどの程度かいろいろありますけれども、いづれにしても、これは物価対策の基本になる問題でありませうから、私は、腹の中では、国鉄はやむを得ないけれどもそのほかはできるだけ押えていきたいという長官の意思が、真にやむを得ざるもの、こういう表現になつておるんだというふうに理解いたしまして、先ほどから言つておりますように、国鉄の問題は別にやるとしても、そのほかの公共料金、それに関係する政府の認可、許可するこういう料金については、この際思い切つて上げないという態度で臨んでいただくよう強く希望しておきたいと思ひます。

それから次に、やはり物価対策の強い意思をこの際政府が反映すべきではないかということをお先ほど申し上げたわけですが、そういう立場で、先ほどいろいろ議論が出てまいりましたけれども、商社の対策、これについてもひとつ思い切つ

た対策を立てていただきたいと思うわけでありませう。

商社の活動をいろいろ調べてみますと、いままで社会的に問題になつたのが今回で三回目だ、こういうふうにいわれています。第一回に問題になつたのは朝鮮動乱の時期に、規模は小さかつたわけでありませうけれども、やはりいまの形のような若干の買占め売惜しみ、こういう状態が商社の中に出てきて、社会的な混乱を起しておる。しかし、その当時は、規模はいまと違つて小さかつたわけでありませうから、社会的に及ぼした影響もいまほどではなかつたわけでありませうけれども、二回目に起きたのが、日本の経済が高度成長期に入つた時期に、いわば商社の市場をめぐつての交通整理があまりしてなかつたわけでありませうから、そういう過当競争の中で非常に消費者に迷惑をかけた。そして三回目が、今度はわけておりませうに、世界じゅうを荒らしまぐるというくらいな非難を浴びておるような問題が起きてきた。よく考えてみれば、この問題が起きたときは、いづれにしても必ず経済の変動期に起きておるわけでありませう。

私も、先般、商社の方をお呼びして、参考人としていろいろお聞きした中にも、いろいろの問題が提起されておるわけでありませうけれども、私もそのときに、全体から見れば小さな問題でありませうけれども、羊毛の問題を取り上げて伊藤忠商事の社長にお聞きしたわけですが、オーストラリアで、商社が中心になつて羊毛の七〇%から八〇%買い占めてしまふ。しかも、いままでのルールと違つた、何でもかんでも買つてしまふ、こういう無謀な買い方で現地で問題が起きておるし、そのことで日本の価格形成の中にいろいろの問題が起きてきている。こういうことをお聞きしたわけですが、それだけでも、何と言つたかといへば、業者からそれだけのものが必要だからというふうには言われたい買つたかもしれないけれども、結果的にはそれくらい買つたかもしれないけれども、必要だから買つて、いまは在庫もありませう、こういうこと

であります。

そのところに、私は商社としての商道德のあり方の一番根本的な問題がひそんでいて、うふうに思うわけがあります。業者にこれだけ必要だからというふうに言われて向こうに行つて買ったんだから何が悪いという言い方ですね、先ほどもいろいろ出ておりましたけれども、ですから、そういう商社の考え方を聞いて、行動基準をつくるのと、それからそれぞれの品目を整理して、お互いの商社の交通整理をきちっとするとか、それくらいのことでは、いまの強大化したあの商社の活動というものが、その基準の中で、その交通整理の中できちっとして、消費者に迷惑を与えるような問題について規制できるというふうには思つておりません。いへば、政府の物価対策に対する姿勢がどこにあるかということが一根本的な問題だと私は思うわけでありまして。

そういう意味で二点お聞きしたいと思うわけでございますけれども、商社法を含めて、それから税措置を含めて商社に対しての根本的な対策を政府として考えていくという姿勢をお持ちであるかどうかということ、もう一つ、私が非常に心配いたしますのは、先ほど申し上げたわけでありまして、世界じゅうどこへ行つても問題を起している。これは先ほどの言い方からいけば、それだけ国内で需要があるから外国へ行って買ひあさつてくる、何が悪いというのでありますが、しかし、それが世界じゅうの非難を浴びているわけでありまして。だから、そこら辺の指導と規制というものを、しかもそういう中で商社としての役割りを十分果たさせるということ、これは非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、そこら辺の対策なり長官の考え方について、ひとつお聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

○小坂国務大臣 日本は資源の乏しい国であつて、外国から資源を持つてこなければならぬ。そして輸出をして、その間の付加価値によつて国民の生活をささえていくという宿命がございますが、これに沿う意味での商社活動というものは、

どうしても必要だと思ふのです。商社のそういう流通機構を国際的に上手に運営していかせるために、やつていいこととやつてはいけないうことの限度を明確にする、これが必要だと思つておりますが、幸いに、商社自身が自分のほうで倫理綱領を含めたものをつくつていくという動きがあるというように聞いておりました。私は、政府がこういうことを商社だけにやってやるということもいへばかと思ひますので、この商社の動きはそれ自体において歓迎すべきものである、こう思つております。

ただ、いまおことばの中にもございましたように、業者が頼むんだから買ったんだというふうなことは、またそのとおりだと、ちよつと居直つたような形だという点はございましてけれども、また、ある意味においては、業者というもののモラルの欠如がここにあるということもいへると思ふのです。もうかればいいんだ、いまだし先にくと上がると思ふから、とにかく商社に何でもかんでも買ひつけて持つていくということでは、これはやはり、商社だけ規制しても同じことになるわけでございます。そこで、私も今度お願いしておる売惜しみ、買だめに関する規制措置を法律化するということ、行き過ぎの面はこの立法によつて是正していくように考えたい、こう思つてゐるわけでございます。

政府は物価は将来上げないんだ、もう極力、現在の異常状態を早期に打開して正常のものにするんだという決意は、もう繰り返し言つておるわけでございますが、国民のほうもやはり、政府がこう言うからだじようばんだと思つてくれもしないのでございます。だから、政府としては、国民にそう思つてもらふようにするためには、やはり国民との風通しをよくする、ことに消費者との間の風通しをよくする、という意味で、情報をできるだけひんぱんに、正確なものを消費者の方に知つていただくような手だてを講ずるということ、をいたしておるわけでございます。そういうことと以外にちよつといふ法はないように思ふわけ

でございます。

それから、もつと根本的に言ひますと、やはり過剰流動性というものを早く吸収してしまわなければいけない。その意味で、ようやく金融規制措置によつてその効果があらわれつつあるわけでございます。預金準備率の引き上げは、本院で二〇%まで限度で許可していただいているわけでございますが、授權していただいているわけでございます。これは一般の大銀行、市中銀行には通用いたしますけれども、その対象には、農協資金もなつていなければ、商工組合関係のものあるいは相互銀行的なものは全部これに加わつてないわけなんです。公定歩合の引き上げということによつて初めてそういうことになつてきたわけでございます。私はこの際、多少苦しくてもこの金融引き締めを続けてもらいたい。これは中小企業等については、こまかい対策は必要だろうと思ひますけれども、だからといって、全体の基調をゆるめるようなことだけはしてほしくない、こう思つておりますので、これを続けていけば、私は必ず効果がでてくるというふうに思つておる次第でございます。

○中村(茂)委員 時間がありませんから、もう少しだけお聞きしたいのですけれども、特にいま言われた情報提供の問題です。

私は、やらないうまいかと思ひますけれども、やはり、そういう情報提供について国民がどれだけ政府を信頼するかということだと思ふのです。ところが、こういうものの情報は、業者なりに情報網を持っていて、政府の物価に対するこの種の情報では足元にも追つかないほどの先見性と網を持ってゐるわけですよ。その中で政府が、こういう品物はこれだけあるからそんなに買ひあさるな、こういうふうに出てみて、日本の国民の感情として、戦争直後の、物がなくて買ひあさつたということが頭のすみにあつたりして、逆

に、そういうことが出ると、いや、政府が物があから買ひあさるなといつても、かえつて買つておかなければいけないかなと、不買するかなんというところになつて、かえつて買つていうような逆な現象すら出かねないと思ひます。ですから、何といつてもこういう情報というものは、業者にまさる情報網の上に立つた情報提供でなければならぬ、それ以上に、先ほど申し上げました政府のき然たる物価対策の中から情報提供されるというものでなければ、国民はなかなか、それを信用してすぐ効果があらわれてくる、こういうふうにはならない歴史的な経過がいろいろあると思ふわけでありまして。ですから、その点については、やはりもとをなすのは政府の物価対策に対するき然たる態度以外にはない、こういうふうには私は思ひます。したがつて、そういう角度からの長官の考え方をひとつ……。

○小坂国務大臣 戦時中あるいは戦後とはつきり違ひますことは、物があるということ。あのころは物がなかつた。それであつた状況になつたわけでございますが、今日は確かに物があつたわけでございますが、今日では確かに物があつたわけでございます。もう明々白々なんです。異常な消費の増大が片一方にあつたのと、それから売惜しみや買ひだめというふうな仮需要が起きたというところが問題であつたと思ひますので、御審議をいただいておりますこの法律と、それから情報提供と相まつて目的を達し得られると考へておるわけでございます。

なお、お話しのように、商社というものは確かに情報網が商売の源泉でございます。設備を持つておるわけではない。人材と情報によつてあの大きな力を持つておるわけでございます。政府としても、商社の情報というもののについてもできるだけこれを正確にとらえまして、そして国民の皆さまの判断に誤りがないようにいたしてまいりたいと考へておる次第でございます。

○中村(茂)委員 最後ですけれども、人事院に……。

国会の中のそれぞれの委員会ではいろいろ問題に

なっておりまして、それからこの会議の中でも問題になりましたけれども、特に、俗にいわれる天下りというか、公務員の営利企業への就職について、人事院がそれぞれ承認を与えているわけですが、いま政府の物価対策がおくれるのは、政府というか、各官庁の天下り人事の中で商社とのつながりがあるから、どうしても政府の物価対策がおくれるのじゃないか、こういう国民の疑義が非常に深いわけがあります。

そこで、四十六年度の就職の承認の中身をずっと見てみますと、確かに国家公務員法の百三条の第二項によって、離職後二年間、それから離職前五年間それぞれの仕事の中身が一緒だったというような場合には認可できないことになっているわけでありまして、しかし、その規定を当てはめて皆さんのほうでいろいろ認可していく場合に、これを見ますと非常に疑義の多い内容が多いわけでありまして。

どういうところかといえば、いま問題になっております商社関係のところを見て、商社のほうへ行つたのは嘱託だ。ですから皆さんのほうは、嘱託であつて非専従だから、若干のつながりはあるけれども、そのつながりは比較的軽微だったから許可したのだ。こういう人が、私が商社とこのつながりを見ても、五件ほどはほとんどそういうことになっているわけですが、ところが、入ったときは確かに、二年間は規制がありますから嘱託でしよう。そういう関係でしよう。しかし、その後正式にそのポストについたりいろいろする。それで業務の内容も、直接自分が仕事してないから比較的關係がなかったと言われまうけれども、いま商社に行つてやっておる仕事は、やっていた官庁の中の全体的な仕事と全く関係のある仕事に従事しているわけですね。

ですから、こゝろの辺のこの規制をもっときちつと法どおりやつて、比較的そのつながりが軽微だったから許可したとか、片方が嘱託であり非専従の役員だから許可したというような適用ではなくて、やはりこれだけ国民の非難を受けている

天下りという問題については、人事院はもつともっと綿密に、しかもきつたる措置で、少しでもつながりのある者については全然関係のないところへ再就職させるなり、こゝろの基準について厳格な措置をすべきではないか、こういうふうに思うのです。

○中村(博)政府委員 国家公務員法の百三条二項で定めております営利企業への就職制限、これはいま先生御指摘のように、過去五年間に在職した国の機関の地位、それから営利企業の地位との間に密接な関係がある場合、これは離職後二年間は当該企業への就職が禁止されるわけでございます。しかし、国民は一般に憲法二十二条によりまして、職業選択の自由を持つておるわけでございまして、したがって、その制限も二年間に限られておるわけでございまして。しかも、この二年の中におきまして、基本的な人権とかかわり合いにおきまして、法の百三条の三項に基づいて人事院の承認にかかわらしておる、こういうかっこうになつておるわけでございまして、私どものほうといたしましては、先生の御指摘のような点は十分念頭に置いておるつもりでございます。しかし基本的には、実際審査をいたします場合には、まず過去五年間に在職された地位、それと今後つたれようとする営利企業の地位、その間にたとえ事業の監督関係があるとかあるいはまたいろいろな所管関係がある、そういうような場合には、いかなる場合でも人事院としましては許可いたさないわけでございます。しかし、その関係が密接でない、たとえばその方の過去五年間に在職した職務と、それから当該事業所管関係を行なつております職務と全然関係がない場合には、やはり公共の利益と基本的な人権との調和ということを考えてその辺は承認をする、こういうかっこうになつておるわけでございまして。

つてまして、そして離職後に商社へ行くというようなことを防ぐことによりまして、公務の適正執行を確保するためのものである、かように理解しておるわけでございまして。

○中村(博)委員 これで終わりますが、私の言っているのは——ここに、あなたの言われたことはみんな書いてあります。そういうふうに、これは嘱託だからという理由、それから、つながりが比較的軽微だから……しかし、実際に自分が仕事をしていたもの、局長なら局長という立場で、そのところをつかさどつていた仕事というのは、輸出入関係のことを税関でやっていたわけですね。そして商社のほうへ嘱託で行つて、やつておる内容はどうかというと、その商社のほうの輸出入関係の情報の収集とか、全く輸出入関係の業務を営利企業のほうへ行つてやつておるわけですよ。ところが、嘱託で行つたからとか、その関係が期間が短かつたとか軽微だから、こういうことで許可してありますけれども、この点についてはひとつ厳密にやりなさい、こういうことを言つておるわけでありまして。

○山中委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分再開

○山中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松浦(利)委員 きょう官房長官に御出席をいただいたのは、ほかでもありません、実は金曜日の農業白書の審議の際に、各野党議員から、農産物の投機的買占め等に対しての質問が行なわれたわけでありまして、そのときに総理のほうから答弁がなされておるわけですが、それを会議録から

ら抜粋したものを読み上げますと、こういう答弁になつておるわけでありまして。それから、農産物の投機的買占め等に対しての御発言がございましたが、御承知のとおり、出荷の促進、商品取引市場における規制措置の強化、商社に対する要請や警告等々の措置を行ない、値下がりも行なわれておるのでございますが、今国会に提出をしております生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、これはもうぜひ、いっとき早く通していただきたいのです。私がこういうところ、こうして国会で御審議をいただいております過程におきまして、この法律は、ほんとうに一日もいっとき早く必要である。そうすれば、それだけ物価が下げられるのです。国民大衆の要請に応じられるのです。私は、そういう意味で、心からお願ひをいたします。こういう御答弁をなさつておられるわけでありまして。

本委員会では、与野党協議をいたしまして、従来は木曜だけ審議をしておりました審議日程を週二日にいたしました。月曜日と木曜日に審議をしようということは、総理の国会答弁前、すでに木曜日に決定しておつたわけでありまして。

しかも月曜日を選びましたのは、関係関係の出席を容易にさせる。その他の委員会の出席等でも本委員会に出られない場合が多いということでありまして、それで最も委員会の少ない月曜日に関係各大臣の御出席を求めるといふことで、実は慎重な審議の上にもできるだけ早く法案を上げて国民の要望にこたえたい、そういうことで審議に努力をしてきたのであります。

ところが、本曜日に、事前に大臣の出席を通告しておつたにもかかわらず、農林大臣、通産大臣、本日の委員会に御出席でないのではありません。そのために、予定されておつた質疑も質問を保留する、あるいは放棄するといふことが、本委員会では行なわれたわけでありまして。

少なくとも、審議促進をするという姿勢は、われわれ各委員、変りないわけでありまして、田中総理がこれほどのことを本会議の席上で強弁し

ておるにかかわらず、大臣の御出席が悪い。逆に言う、われわれが一生懸命審議をしようとして、政府のほうにこういつた法案の取り組みに対する姿勢の弱さといえますか、田中総理が言うほど閣僚はこの法案に対して真剣でない、こういう実証が、きょうの閣僚の出席が非常に鈍いという姿であらわれておると私は思うのであります。まことに遺憾だと思ふのです。総理が本会議で答弁をした、それはただかけ声だったのかどうか、この際、官房長官の御出席をわずらわして政府の決意のほどを承りたいと思ふのです。

○二階堂國務大臣 たいま松浦先生からお述べになりました、今回提案されております生活物資に關連する特別措置法の審議は、いまお述べになりましたとおり、総理が先日本会議で申したとおりでございます、国民生活に重要な關係のある法律でございますから、一日も早く成立をさせて、そして国民の期待にこたえたいという、これは政府の偽らざる態度でございます。しかもまた、そういうことで与野党一致して月曜日に委員会を開いて、そして閣僚大臣の出席を求められたにもかかわらず、農林大臣、通産大臣が出席しないのは遺憾だ、こういうことでございます。私も実は、けさ先生からの質問の通告がありまして、あらためてこのことを知ったわけでございますが、いま承りますと、木曜日でございますか、そういう通告がしつてあるというところでございまして、きょうこういう事態になりましたことは、私もまことに遺憾に存じております。

ただ、よく聞いてみますと、前からいろいろな約束や国際会議等の關係もあつて、本日の委員会に出席ができないというようなことでもございまして、しかし、いずれにしましても、先ほど先生がお述べになりましたような問題でもありませんし、一日も急いで審議して、可決してもらわなければならぬという趣旨の法律でございますから、通産大臣はきょう、時間を見て十分程度は出席するといふような話も、私は聞いております。しかし、いずれにしましても、国会が優先すべきことは言うまでもございません。ですから、私はきょう先生からそういうことも承りましたから、どの委員会も同じでございますが、特にわざわざ、各閣僚が出席しやす月曜日を選んで委員会をお開きになったという趣旨もございまして、私からあらためて閣僚閣僚には、ただいまお述べになりましたような趣旨を十分徹底させて、審議に協力すべきが当然でございますから、国会の優先というたてまえで協力するように善処したいと考えております。

○松浦(利)委員 もう一つ官房長官にお願いをしておきます。非常に重要な法案でありますから、この際、日等に等しいわけでは、理事会のほうで十分与野党で打ち合わせをするわけでありまして、総理が本法案に対しての所信なりあるいは質疑にお答えするという意味で、総理の出席を、官房長官のほうにあわせて要求しておきたいと思ふます。

○二階堂國務大臣 私は出がけに、この委員会において松浦先生から、先ほどお述べになりましたような質疑があるということを、総理にも申し上げておきました。ぼくも出るよ——日にはまだ御決定になっておらないと思ひますけれども、ぼくも出るよ、こういうことでございまして、総理には出がけに、ぜひ出てくだされというのを申し上げておきます。ぼくも出るよ、こういうことでございまして、このことを申し上げておきます。

○松浦(利)委員 政府の今後の本法案に対する姿勢として、われわれ委員会の要求に従つてできるだけ各大臣の出席を、官房長官が言われたとおり、一応私の質問は終わらせていただきます。

○山中委員長 金子みつ君。

○金子(み)委員 今回のこの物価の非常な騰貴にかゝる原因については、従来から非常にいろいろと討議がされてきたわけでございますが、私は、大手商社のあり方につきまして公正取引委員長にお尋ねしたいと思ふわけでございます。

つきましては、大手十商社がすでに輸入総量の七〇％を押えているという事実、そしてその中でも三井物産、三菱商事及び住友商事のシェアが一・四％となつておりますから、結局、この三つの商社で大手十社の中の三分の一を占めていたという事実がございまして、また、大豆の輸入につきましても、三菱商事が一・四％、三井物産が十二・一％で、計三三・五％に及ぶ。やはり三分の一以上になつております。さらに小麦の輸入につきましても、四十六年、一昨年にあります、四月から九月の間に三菱商事と三井物産のシェアが二一％に及んでおりますし、そのあと丸紅と伊藤忠が続いて一五・六％、合わせますとこの四社で合計三六・一％。

いずれも三分の一以上のものをこの大手の商社が占めていたという実態がございまして、このことは商品の投機というよりも、むしろ私は流通における不当な取引の制限であると考えられますし、あるいはまた特定の共同行為であるというふうにも考えられると思ひますので、そういうふううに考えてまいりますと、このことはまさに独禁法に反するのではないかと思ひます。独禁法の第二条あるいは第十九条に抵触するかどうかというのを、このようにお考えになりますか。あるいはまた、今回のこのような実態につきまして、そのような観点から調査をなさうと思ひますか。そのよううなことを伺つていただきたかと思ひますか。

○高橋(俊)政府委員 お尋ねの、輸入における大手商社のシェアが比較的大きい。これはやはり争えない事実であると思ひますが、何ぶんにも現在の大手商社中、特に三井、三菱のごときは、年間の売り上げ総額がそれぞれ約五兆円という数字のぼつております。でありますから、当然輸入の分野におきましても他の商社、第三位、第四位とも若干格差が開いておられますし、ましてや、それ以外の商社については何倍というふうな数字になるわけでありまして、

こういう商社の、特に輸入面における扱い量のシェアの大きさといふものは、全く問題にならないとは私は申しませんが、自由競争の結果、一社の扱い量が十数％にのぼるというだけでは、まだ一定の取引分野における競争を実質的に制限したといふところまではいかないというところでございまして、それはメーカーの場合にも、いま現に六〇％以上のシェアを占めている会社がある。自然にその取引高、取り扱い高あるいはメーカーの生産が増加したとして、自然に独占的な形になりつつあるものもございまして、こういうものと比較におきましても、これがかりに一社で三割以上を占めるということになりますれば、私のほうはそれは何らかの要注意として対策を講じなければなりません、いままでのところでは、それほど極端な一社の扱い高になつておる例はまず少ないように思ひます。絶対ないとは思ひません。小さな品目についてはあると思ひます。私も、これらについては、その動向について十分監視を続けていかなければならないと思ひます。

御指摘の中で、今度の調査におきまして、たとえば木材の例をとりますと、輸入商社が百三十社ございまして、そのうちで七七％を大手十三社が占めておる。その十三社の中で、ただいま御指摘のような上位大手のものが比較的高いシェアを占めておると思ひますが、その輸入について私どもが若干問題ではないかと思ひますのは、輸入のシェアが、過去の動向を十分まだ洗つておりませんが、あまり固定的なシェアになつておれば、それは若干独禁法に抵触するおそれもないとはいえない。何かお互いに協定をしてシェアを定めておられる疑いもなきにしもあらずというふうな感じがございまして、しかし、これはまだ追及が、私どもの調査が至りませんので、その辺について確たる証拠を握るというふうなところまではどうもまいつておりません。さらに追及を続け、調査を続けてまいりたいと思つておる次第でございます。

○金子(み)委員 いまの御説明でございまして、

今回の物価の値上がりに関する調査の結果では、独禁法に違反しているような事実はないとお認めになっていらっしゃるわけでございますね。そういったしますと、委員長のお考えとなさいます。それは——独禁法には具体的な数字はあがっておりませんので、非常に抽象的にしか示されておりません。そこで、その抽象的な標準というのを具体的に示すといいたしたならば、どのような場合には違法なものとして取り締まる事ができる、あるいは指導するのだというふうにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○高橋(後)政府委員 たいへんむずかしい問題で、私もまだいま鋭意検討をいたしておりますのは、自然にその取り扱いの高が競争の場を通して拡大していきまして、シェアが三割をこえるというふうな場合に、これがいかにぬと言えぬのかどうかという点でございます。合併をしてシェアを広げた場合ならば、私は三〇%でも甘いと最近も言っております。大体二五%をこえるような場合には、これは要注意といえますが、大体否定的に考える。合併をしてシェアが二五%をこえるようになると、これはどちらかというとその合併を認めにくいというのを申し上げておるのであります。またこれは委員会全体として決定した事項ではございませんが、大体の意向としてはそれに沿っております。

これは商社に限りませんで、メーカーの場合でもやはり同じことで、先ほど申しましたように、自然に競争上シェアが拡大していったという場合に、どこでこれをチェックするのかという点は、たいへんむずかしい問題でございます。これは御承知のとおり寡占の問題であり、かつ、独占といつてもいいような状態である。それにどう対処するか。それに統制している、競争に負けている会社、シェアがどんどんダウンしていく会社、これをどうするのか。これらと見比べまして、管理価格の点についても検討を進めている段階でございます。

○金子(み)委員 たいへんむずかしいとおつ

しゃっていらつしやいます。確かにむずかしいとは思いますが、けれども、むずかしいからといってそれを実行に移していいという事実はあるのじゃないかという気がいたしますが、過去において独禁法の適用を受けさせた事実はございますでしょうか。

○高橋(後)政府委員 自然にシェアが拡大した問題に關して、公取が独禁法の面からそれに介入いたしました例は、まだございません。確かに御指摘のとおり、むずかしいけれども真剣に取り組まなければならぬ問題と思つて、鋭意検討中でございます。

○金子(み)委員 自然にふえたからといって、それを独禁法に触れさせることはできないとおつしゃっていらつしやいます。そうすると、何事も自由競争ですから、自然にシェアがふえるというところに全部落ちついてしまふのじゃないでしょうか。そうすると、それをどの線、どの標準で、どの段階で取り締まる事ができるというふうにお考えでございますか。その辺が非常にあいまいで、私も国民も不安でございます。

○高橋(後)政府委員 これは抽象的でございますが、私の考えを申し上げます。

何%というパーセンテージをはつきり申し上げられませんが、たとえば、価格その他の競争上の条件に対するその社の支配力が一社で決定的になるといふような場合は、これは独占になるといえます。ある特定の商品の分野において競争制であるといふように一応推定する。ただし、それをいかにして直ちに排除するかどうか、あるいは弊害を規制するかという問題は別個でございます。一社の動向がその業界の、あるいは品目の動向を支配するといふような状態をさすものと考えます。

○金子(み)委員 合併した場合二五%を一応のめどにして、先ほどおつしゃっていらつしやいました。今度は一社の場合に、動向を支配する場合と、今度はたいへん抽象的でございます。

その辺がはつきりいたしません。事実、今日でも、一社で二〇%以上占めているところがあるわけでございますが、こういうものはやはり、それは自由だからいたしたくないということでお触れにならない御方針なんでしょうか。

○高橋(後)政府委員 これにつきましては、はじめ独禁法ができたときに、独占の度合いが激しければ分割もできるような規定があったのです。それは削除されたもので、独立後の改正だと思つて、それによりまして、この条文はすでない。したがって、自然独占で成長してしまつた、シェアがあまりにも拡大した場合に、それに直接対処し得るといふ権限は持ち合わせてないのです。

この点は、たとえばほかの国で、アメリカなんかの場合に、IBMのごときは世界的な独占度は非常に高い。これは寡占といふことではなくて、ほとんど世界的なシェアが優に五割をこえていると私は思いますが、アメリカの国内におきまして七割を支配している。それ以上支配していると

言つても過言ではない。それに対していろいろ法律問題といひます。司法省が提訴しております。裁判をやつておるのですが、まだ片づかない。いろいろ独占の弊を正すために、持つてい

特許その他についての乱用をきびしく排除するようなそういう内容、そういう意味のものでござい

ますが、さすがにまだ、自然になつてしまつたその独占に対して分割命令を出すというふうなところまではいってない。アメリカでは、それは一

ペンやつたことはあるのです。分割命令は、合併によつて育つた石油会社を分割させたというふうな、ちゃんと事実もあるものでございますが、自然独占に対して分割するといふふうな手は、いまのところまだ打つたためしがない。そういうことでありますので、私もたゞも、たいへんこの点はむずかしい問題でございます。

は、第一位とその次の企業との格差が大きく開いてまいります。ますますその格差は拡大する方向に行くわけであり。言つてみれば、売り上げがどんどん伸びる会社のほうはコストが上らない、そして売り上げは伸びる。ですから非常に強くなるわけでございます。逆に、シェアのダウンしていくほうはコストが上がつてしまふ。これが、その会社の製品が売れているほうの、シェアの拡大しているほうの製品よりも優秀であるといふ保証はどこにもない。したがって、値段を高く

売ることが不可能でございます。むしろ安くしなければ対抗できないような状態になる。しかし、その会社が全く消え去つてしまつたのでは完全独占です。二位、三位がそうである場合もござい

ます。つまり競争力が弱小である。一方はますます競争力が強くなる。これはもとより企業努力による、販売努力によるものだと思いますけれども、しかし、これをどうするかといふことは、いまに

わかにきめにくいと思つて。分割といふことは、そういうような意味でいまの法律では許されておられませんけれども、これはどうしてできないでしょうか。また、せつかくの努力によつてシェアを高め、売り上げを増大したものを、何のあれもなしに一刀両断で分割させるというふうなことは、趣旨に合わないじゃないかと

いう猛烈な反対もござい。ですから、これの扱いとしてはたいへん慎重を要するわけでございますが、私も何らかのブレーキをかけて、そのシェアがあまり大きくなることによつて競争が実質的に行なわれなくなるようなことは、これはやはり避けていかなければならない、防がなければならぬといふふうな考え次第でございます。

○金子(み)委員 私は、いまがそのときだと思つてござい。私も、委員長は、いままだそのときでないといふふうにお考えのように、先ほどの御答弁で伺いました。

この問題がどこまで上がつていくかわからないわけであり。時間も関係もござい

すので、本日はこれで終わらせていただこうと思
いますけれども、しかし、今後この独禁法が死法
にならないように、もちろんいま委員長がおつ
しやいますように、やたらに伝家の宝刀を振り回
すという事はできないと思います。それはよく
わかっておりますけれども、そうかといって、そ
の反面に逃げていくということも、やはり私は正
しい行政ではないというふうに考えますので、国
民の立場に立つて考えていただきたい。商社の立
場に立つて伝家の宝刀を振り回すのではなくし
て、国民の側に立つてどうすればいいかというこ
とを考えていただいて、甘い見通しあるいは甘い
御措置でなくやっていただきたいというふうに、
国民の声のかわりに申し上げておきたいと思うの
でございます。

経企庁長官に一つだけお尋ねさせていただき
たいと思いますことは、いまの問題に関連いたしま
すのでございませうけれども、私は個人の考えとい
たしまして、たゞいま公取委員長に御質問申し上
げましたように、このことがもう少し厳密に行な
われておりましたならば、いま審議にのぼってま
いっております法律案でございませう、これはあ
えてつくらなくてもよかったんじゃないかと思
うくらいに私は考えているわけでございます。

と申しますのは、今度のこの法案は、逐条はま
た別の機会にお尋ねさせていただきたいと思つて
おりますけれども、一つだけ申し上げたいと思つ
ておりますことは、けさの通産大臣の御回答にも
ございましたけれども、国民生活に関連する物資
というものの内容でございませう、これがすべて
のものではないということがわかりました。ごく
一部であるということもわかったわけでございま
す。そういったと、今回この法案をおつくり
になりました考え方、あるいはその御措置は、い
わば急性症状をなくするための対症療法的な御措
置であるというふうに考えられるわけです。対症
療法的な御措置はまた次の機会、次の機会と次々
と起こってくると思いますが、そのつどそのよう
な御措置をなさっていらっしゃるというのであつ

ては、国民も不安でございませうし、安定した生活
をすることはできないと思ひますが、私はこの際
思い切つて根本的な治療を、御措置をお願いし
たいというふうに考えるわけでございませう。

根本的な治療措置というのはいろいろ考えられ
ることだと思ひますけれども、さしたつてまず
考えられると思ひますことは、いまの独禁法の嚴
正な施行ということが一つあると思ひます。それ
からいま一つは、けさ中村委員からも発言がござ
いました、公共料金の値上げをまずとめるとい
うことが一つあるんじゃないでしょうか。あるい
は輸入の自由化とかあるいは流通機構の近代化と
か、考えられるものはいろいろあるかと思ひます
が、そういうことを、とりあえずとにかく根本的
な治療をするという考え方で扱っていただかなけ
れば、国民生活は安定しないと思ひます。その件
につきましてはいかがでございませうか、御回
答をお願いいたします。

○小坂国務大臣 この御審議をいただいております
法律案は、いま退蔵されておると見られるもの
のについて、行政官庁からの行政指導の域を一步
進みまして、立入検査ができるということがみそ
であらうかと思ひます。

私は、そのことが相当な効果を持つものである
というふうに考えておるわけでございませうが、仰
せのごとく、これは一つの対症療法でございまし
て、やはり根本的な問題は、いまお述べになりま
したこともその一つでございませうけれども、さら
に全般的に過剰流動性を吸収する、これが一番大
きな問題であらうかと思つておるわけでございま
す。御指摘の点もよく理解できますのでございま
すが、先ほど中村委員にお答えいたしましたよ
うに、私も、真にやむを得ざるもの以外は極
力抑制するという立場でおるわけでございませう。
国鉄運賃値上げの法律も、政府としましては、も
う四月以前に通していただいて、四月から上げる
という予定でございましたが、四月から上げる
これは現実には上がってこないのです。この際問題
としては、私は、いまの根本対策と過剰流動性対

策と、何としても物価を上げないという強い姿
勢、それからこの法律、こういうことで目的を達
し得ると考えておる次第でございませう。

○金子(み)委員 時間が参りましたので、立入検
査その他法案に対する直接の問題は、次の機会に
譲らせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、こそく的な措置でな
くて、根本的な問題を解決するという姿勢で臨ん
でいただきたいことを強く要望いたしまして、こ
れで質問を終わります。

○山中委員 次に、松浦利尚君。

○松浦(利)委員 時間があまりありませんから、
簡潔に質問をして、簡潔に御答弁をいただきたい
と思ひます。

通産大臣は、きょういろいろ日程がある中で、
いまから約一時間だけ時間をさいて御出席いた
いたさうでありますから、通産大臣にまず御質問
をいたします。

四月三日に「大手商社の営業活動の実態調査に
ついて」ということで、投機と断定はできない
が、いずれにしても買占め売惜しみといった行為
がものによつては存在しておたという調査結果
と通産大臣の談話が出されておるわけであります
が、それに対して、四月四日に六商社が反論
を加えておるわけでありませう。この反論について
も、新聞あるいはテレビ等で報道された内容であ
りますから、おそらく通産大臣は、よくお聞きお
きだらうと思ひます。

問題は、この前も、六商社の社長あるいは会
長、副社長を参考人として呼んで、意見を聴取し
たわけでありませうが、もはや、通産大臣のこう
いった談話に対しては六商社というものは反駁
を加える。ここに、それぞれ個別的に反駁を加え
ておることについて、私は読み上げることをいた
しませんけれども、いずれにしても、われわれは
世論の非難を浴びるようなことはしてないん
だ、通産大臣が談話で発表したことはやっておら
ぬのだ、極端に言つて、政府に対しては居直つ
た、そういう姿勢が出ておるわけでありませう。こ

れでは幾ら通産大臣が行政指導なさうとして
も、ぬかにくぎでありませうから、商社のほうは一
向に痛くもかゆくもない。こういう現実、こうい
うやりとりについて、国民はきわめて奇妙な形で
受け取つておると私は思ひます。

まず通産大臣に、担当大臣としてこういつた商
社の反論をどのように思つておられるのか、その
点について明確にお答えをいただきたいと思ひま
す。

○中曾根国務大臣 あの調査結果を公表しました
ときに、通産大臣といたしまして企業局長に、商
社の幹部を集めましてその内容を知らせると同時
に、警告を發し、自肅方を要請したのに対して、
商社の幹部は、自肅をいたしません、そういうこ
を言明して、そういう反省の態度を明確にしてお
るのであります。新聞記事も私拝見いたしました
が、強気な面もありますが、後半、終末の部分に
おいては、社会的責任に心がみて自肅するとい
うことばもあつたと記憶しております。ですから、
商社はどういふことを言つたか、私は記者で
ございませうから直接聞いたわけではございませ
うが、そういう両方の味を出しているのではない
か。ある意味においては、それで体面を保つてお
るのではないかと気がいたします。

○松浦(利)委員 大臣、商社が答えておるのは、
行動基準をつくるということだけなんです。時間
がありませんからこれを読み上げることができな
いのですけれども、何でしたら、これをひとつ読
んでみて下さい。

○中曾根国務大臣 読んでいます。

○松浦(利)委員 読んで下さい。読んでおられ
るなら、商社の反省などというのはいないです
よ。全然そういうことはしておらぬ、こう言つて
おるのですよ。経済企画庁長官が先ほど、四月、
五月が物価の決戦だ、こう言つて、閣僚協でい
ろいろなことを決定をなさつた。四月十三日、閣僚
協で決定している内容というのは、通産大臣が談
話で発表なさつた内容の大部分が入つておるわけ
です。しかし、実際にこういつた商社の態度を見

○松浦(利)委員　いままで物価安定政策会議あるいは物価閣僚会議あるいは独禁懇話会、いろいろな機構がいろいろなことを政府に答申をしておるのです。そして政府は、いろいろなことを閣僚協

最終的な決議じゃないですか。もうどうにもならぬから、要するにこの法案ですべてを規制するのだ、もう行政指導の範疇ではありませんぞ、こういうことでしよう。だとするならば、通産大臣が先ほど、商社を呼んでこう言ったけれども、自肅すると言っておったからだいじようぶだということ、相당한食い違いが出てくるじゃありませんか。

四月十日にもっとも早く、閣僚協というものでいろいろと議論をして対策は練られておるけれども、今日の商社に対しては、結局この法律を通すことによってのみ、物価のこういった投機的なものについての取り締まりができるんだ、行政ではもうむずかしいんだ、そのことを通産大臣もおお認めになっておられるんだらうと私は思うのです

に入らないのです。大工さんに聞いてもらなさい、合板が手に入らないのです。一軒一軒の家を建てようというところには、合板が手に入らない。だとするのなら、原木から末端の合板がどういう流れをしておるのかということについて、どこでもいいです、ほんとうに行政指導をやったとい

うなら、一体合板というのはどういう流れになつておるのか、どこに合板が停滞しておるのか、どこか、各省で調べられたところありますか。経済企画庁でもいい、通産省でもいい、農林省でもいい。合板の価格は現に硬直しておる、下方硬直なんです。下がらない。どこか調べられたところありますか。調べたところがあつたら言ってください。どこに原因がありましたか。

○福田政府委員 御指摘のように、合板は昨年の十二月ごろから非常に高騰をいたしまして、価格が非常に上がつておつたのでございますが、三月に入りましてからようやく値下がりを示しております。

私のほうでは、国内におきまますところの合板の製造業あるいは輸入されまますところの合板、それらにつきましている調査をしたのでございませうけれども、それは昨年の十二月と本年の一月でございませう。御指摘のようにいろいろと流通経路はございませうが、合板につきまして私たちが一応とりました措置は、できるだけ家具製造業者と木工の関係の業者、それと直接のメーカーと結びつける方法もいたしました。名古屋市場あるいは前橋市場との間でそういったような指導もしたのでございませうが、そういったことで流通の短絡化というところについても指導してまいりました。三月に入りましてからようやく値下がりを示しておりますのでございませう。

○松浦(利)委員 通産大臣も長官もちよつと聞いておつてくださるね。

いま林野庁長官が答弁をしたのは、価格が下がつた下がつたと言つたけれども、末端価格は下がつたんですか。確かに合板の卸売価格は下がつたかもしれない。末端の小売価格、下がっておりませうか、あなたも言うけれども、末端の小売価格が下がらない原因を調べたか、こう聞いているのですよ。四月十三日の閣僚協では、そういう追跡調査をしますといつておるのです。やつたかと、こう聞いている。

○福田政府委員 御指摘のように、私申し上げま

したのは、取引は卸売関係でございますけれども、いま申し上げましたように、そういう建具業の関係、そういうメーカーとの間の直接の取引も調べました。ただいま四月に、そういった末端の価格についても調査中でございます。できるだけ私のほうでも、そういった意味での短絡化の指導をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○松浦(利)委員 合板の問題、いま調査中だ、こういうふうに出ておるんですね。もう間に合わないですね、結論が出るまでに。

通産大臣はもうお帰りになさるそうですが、セメントでもそうですね。セメントが上がつた条件はいろいろあるでしょう。しかし、いま私の手元にも相当な陳情が来ておるのです。「前略、連日での国会活動誠に苦勞様です。さて御多忙のところ誠に申兼ねますが、同封の請願書」を送りますから、ぜひセメント不足の解決のために努力してくれ、こういつて来ておるのです。

現実には、このセメントの問題についてわれわれが調査した範囲内では、大手のところはセメントが出ない。しかし、これは当分解決しようもないという状況だ。それじゃ、調査をして解決する見通しが出てくるのかどうか。やっぱり、物価が上がつたら、物価を下げるために行政指導の努力をする。問題があつたらそれを解決するために、いまの流通が悪ければパイパスをつくる。セメントが高騰して手に入らないということなら、通産省が指導してセメントの価格を下げるのと同じに、大量にセメントが出てくるような努力をする。消費者というものは中間じゃなくて末端なんだから、末端でもらうものがちゃんと手に入る、安く手に入ってくるというものが、これが少なくとも行政指導でなければならぬと思うのです。中間的な問題じゃ解決しないと思うのです。

通産大臣、セメントはこれから、だいたいよく、行政指導でどんどん末端まで届くように安くなりますか。

○中曾根國務大臣 きょうから全国にセメントあつせん所をつくりましていよいよ活動を開始いたしました。各都道府県の県庁及び販売の問題等について、おのおのセメント会社のルートを通じて連絡させて、きょうから活動することになっております。

それで、セメントについては、どうも絶対量が不足なのであります。一二月三四月が非常に多かったという思ひがたが出てまいりまして、そのかげんで絶対量が不足しているの、全力操業でいまふやましてやつておるわけでありませう。やはり四月、五月はまだ不足だろうと思つています。しかし、六月ぐらゐになると大体正常に戻つてくるだろう。四十七年度は大体六千八百七十万トンくらい需要が出てきた。それがことしは八千八十万トンくらいになりそうです。そこで約三百万トンの増産をやらせまして、次々に、五月から六月にかけて拡張工事が竣工して動き出すのが出てまいります。これが動き出してまいりますと、かなり需給も緩和されて、そういう意味から六月ごろから次第に正常化されるだろう、そう思つております。

その間に、いま各地で買付けをやつておりまして、手当てをしておる。それで、袋物の、中小土建とか町に出すものが値を呼んでおるものなんです。あれは全体の量にしますと三割程度なんです。ですから、絶対量からするとほんのわずかでございませう。ですから、そこにはできるだけ多く注入するように、大体三割を二割やつて五割を、ことしの第一・四半期は配当します。

そういうことで、市中の袋物を中心に流通の量もふやさせましたし、あつせん所もきょうから動き出します。四、五月がそれで解消したとはいへませうけれども、いままでとは違つた状態になつてくるだろうと思ひます。

○松浦(利)委員 まだ質問したいのですが、大臣、御予定があるそうですからどうぞ……。最後に、農林大臣が来られてからまた詳しく議論をするつもりですが、問題の提起をしておきた

いと思ひます。

農林省は、モチ米が不足するということは、もう前々から知つておつたわけなんです。私の手元に来ておる資料を見ますと、モチ米の全農に対する実需者からの申し込みと販売実績を自主流通米で調べてみますと、昭和四十四年に二十一万トンの実需者からの申し込みがあつたけれども、実際に全農が扱つた数量というのは十一万七千トンにしかすぎなかつた。四十五年には、二十万五千トンに対して十八万七千トンしかなくなつた。四十六年度は、十八万トンの申し込みに対して十七万二千トンしかなくなつた。四十七年度は、三十一万八千トンに対して十三万三千トンしかなくなつた。こうした実績を見ますと、モチ米が不足しておるというの、昭和四十四年からすでにわかつておつたのです。わかつていたでしよう、農林省、どうですか。食糧庁でもいいです。

○中野政府委員 御指摘の点でございませうが、モチ米につきましては、この数年、生産量は大体六十万トンを前後するといふようなことでございまして、そのうちで正規流通になるものは大体二十万トンから二十二、三万トンといふふうに見えておるわけなんです。ただ、いま御指摘の業者からの申し込みというものは非常に大きく出るといふようなこともありまして、その数字全体そのものが全部有効需要であるかどうかというのはいささか問題があるかと思ひますけれども、そういうような状況でこの数年推移してきておるのであります。特にことしは正規流通、いわゆる御指摘の自主流通に回るものが非常に少なくなつたわけでございます。

○松浦(利)委員 結局この数字から見まして、実需に対して自主流通米の販売実績が少くないということ、常識的に考えて、これはどこかに米が流れておるといふことが当然予測できる。そしてさらに検査実績を見ても、これはもう時間がありませんからいろいろ申し上げませんが、四十七年度の検査実績を見ても、一体その米がどこに流れていくかといふことはわかる。未検査米がどれ

くらいあるかということもわかる。

そういつた数量から見ても、もともと本腰を入れて政府が、ほんとうに食糧法というたてまえでモチ米というものを、あなた自身率先して調べてみるという姿勢があったら、あるいは今日犯罪人を仕立て上げなくても、問題は解決しておつたかもしれないのだ。いままでそういったことを一つもせずに、買い占められるような条件を与えておいて、そして買い占めた、けしからぬじやないかといつて食糧法を発動する。発動することについて、私は、何もいかぬと言ふのではない。やつた行為、商社そのものについてはけしからぬのです。これは当然司法の手できびしく糾弾されるでしょう。しかし、そういう条件をつくり出したものは実は政府なのだ。ほんとうに食糧法を守って、ほんとうに国民の立場でモチ米を国民のために確保しようという考え方があったら、こういつた過去の統計を見て、その米がどこへ行くかというのはあなた方はちゃんとわかるのだ。そういうことを調べなかつた行政の怠慢というものが、今日こうした事件を起しているのだ。何もやらなかつたのだ。やらなかつたということに対してあなた方はどのように思っていますか。買い占めた本人だけが悪くて、そういったことを行政指導という中で、食糧法という法律のワクの中できびしく対処しようとしなかつた政府の責任、あるいは食糧庁、農林省の責任というものを、当然糾弾されなければならぬでしょう。それはどう思いますか。大臣がおらぬから、非常にむずかしい、あなた自身、答弁しにくいかもしれないけれども、大臣になつたつもりで言つてごらん。

○中野政府委員 御指摘の点であります。ここ数年見てみますと、自主流通のほかに政府買い入れが四十四年度では五万八千トン、それから四十五年は三万トン、四十六年は五千トン、こういうふうな買い入れもやつておるわけでありまして、大体モチ米につきましては、いろいろ年によつて振れはありますけれども、政府側といたしましては、自主流通の動きを見ながら在庫量の放出、あ

るいは足りません場合は輸入をするということでも対処をいたしておつたわけでございます。

四十七年度米につきましては、昨年の秋の経過を見まして、これは少し足りないということになりました。すでに当時政府は、暮れにはまだ三万トン持つておりました。その放出をいたしまして価格の高騰を抑えたわけでございますが、同時に輸入をするということでもタイ政府という話のし合いを進めてきて今日に至つておるわけでございますが、二月に入りましてモチ米のいわゆる自由米価格が日に日にいまして、急になつてまいりました。約半月の間に二千円くらい上がるというふうな事態になりました。ですから、今回食糧庁といたしまして初めてでございますが、流通段階に買占めあるいは売惜しみの滞留があつてはならないということから、今回の調査に入つたような次第でございます。

○松浦利委員 長官、ひとつまじめに聞いてください。昨年の四月一日、消費者米価が物統令からはずされた。そのときに物価に関する特別委員会、この委員会で、一月前でしたが、各党が真剣になつて議論をしたのだ。物統令から消費者米価をはずすという行為は必ず投機を生みますよ、しかも野放しの自主流通米の増大というものは、必ずこれは消費者の価格に影響を与えますよという議論を、ここで真剣にやつたのです。そのときに、いまの農林事務次官である当時の食糧庁長官が、いや、そういうことはいいでしょうが、あなた方が言うのは希有にひとしいのだ、そんなことではない、消費者米価を物統令からはずしたつて決して投機は起こりませんし、買占め売惜しみはありまじやんと、答弁者がここで強弁したのだ。そして、行政指導で一方的に、四月一日から米の統制撤廃をしたのだ。消費者米価を物統令から撤廃したのだ。結果はどうです。こういうことになつたじやないですか。

一体、これじゃ行政あつて国民不在ではないですか。行政あつて物価不在ではないですか。そしていまごろになつて、物価が高騰したから、い

や、米が高騰したから、さあ、買占めが行なわれ

たから、流通段階で何かあつたのではないか。悪者を仕立てて、それは商社もけしからぬけれども、その責任を一方的に商社だけになすりつけよう、これは私はいただけないと思うのです。ね。もつと謙虚に、私は今日までの物価に対する姿勢——米一つとてみても、政府がやろうと思えばやれた米です。それが投機に走つてしまつたのだ。買占めが行なわれたのだ。そういうことを政府がやろうと思えばできる米にいつては、そういう状態でありまして、まして六六商社が扱う輸入物資その他について行政指導などやるといふことは、私はさらさらできないと思うのです。ね。小坂長官が先ほどいみじくも言われたけれども、この法案を通すことによつて物価をどうかしたい、こういうことですけれども、しかし、政府が商社に期待して、あるいは流通段階、そういうものに期待して、あるいは米において結果が出たように必ずまた出てくるのだ。

私は、資本主義だから、自由主義だからということでも野放しにすることについては反対。やはりルールとモラルが必要だ。そういうことをやつた者に対してはきびしく対処する。公表とか何とか、なまぬるいことじやなくて、食糧法で丸紅をきびしくやつたから、初めて三井や三菱がうちのところは米は扱いませんと、こう言つたのだ。そういうことを考えると、私はいま出されておる法律、政府の法案に対して、行政指導を補充するといふ意味の法律ではなくて、もつときびしい法律にしたい。また、去年の物統令廃止前に私たちがこの国会で議論をしたことと同じになるので、この際、長官、最後ですから、またこの次に議論を、質問を保留させていただいて、米の問題一つとて、政府がやろうと思えばできる米においてこういう状態ですから、ひとつほんとうに閣僚協の問題について決定した行政指導、そして政府が提案しておるこの法律によつて、国民の期待する物価対策がやれるのだとお考えになつておられるのか、あるいはしかたがないから、まあ補充

するという程度にとどめようとするのか、その点をもう一べんお聞かせいただいて、その答弁の議論は後日に譲らせていただきたいと思います。

○小坂國務大臣 物価の関係で、卸売物価についてまず申し上げます。これは行政指導で、いろいろ退蔵のごときものがあるれば、これをたき出すといふことは可能であります。さらに一歩を進めて立入検査までできるようにしてまいらうといふことがこの法案のねらいでございます。こういう状況で、一刻も早く通していただきたいというのには、何もこれが唯一の策としてお願いしているのではなくて、行政指導を続けてまいりますけれども、さらにこれを補充するものとして持ちたい、こう言つておるわけです。これは一日も早く通していただければ、それだけの効果があるといふふうに思つておるわけでございます。

それから消費者物価の点は、これは若干趣を異にしておるのをごさいます。たとえば大豆の値段等が、先ほど申しました四千二百円だった大豆が、先ほど申しました四千八百円程度になつてなつた。これが今日では四千八百円程度になつておるわけですね。ですから、とうふの一丁当たりにしてみれば、もう一円に満たないものでございまして、三十八円とうふが四十円になれば、原価的にはいいわけになる。もちろんそこに工賃が上がるとかいろいろありますが、まあ四十円以下ぐらいでいいだろうというのですが、一度六十円になつたものが五十円になり、現在四十五円ということになつて、それ以下になかなか下がないわけですね。そういう問題が、先ほど御指摘の合板等にもあるわけでございます。これはやはり消費者全体がその気になつて締めてもらわねと、政府が統制経済をやつておるわけではございませんので、統制経済をかりにやつても、そこにはやみがかたいへん出まして、終戦時に失敗した実例もございまして、あのやり方よりは、やはり個人の創意工夫を尊重しながら、その責任をも

う一度出して全体の物価を考えていこうという方針をとってやるわけでございます。そういうことでぜひまいりたい。

何といつてもこの四月、五月を決戦とする、と申しますのも、騰勢というのを、物価の上がりぐあいというものを四月、五月でまずたいてしまつて、そして六月からだんだん下がっていくという状況を何とかもつくりたい。私どもは、秋には物価が必ず下がってくるというふうに確信をいたしております。ただ、そのためには要らざる消費はやめてもらうようにしなければならぬ。何かいま消費というのは当然であつて、それにつれて物が出てこないほうがけしからぬというほうが、多くの議論を制してやるように思うのでございすが、やはり環境も資源も有限だといふことを、私はあらゆる機会に言つておるのでございすが、たとえば電力でも、こうやって電氣をつけておるのがあたりまえだといふことでございすけれども、これもいまの発電所の建設状況から見れば、なかなか樂觀を許さぬと思うのです。これは、そのときになつてまたしかられるといけないから言つておきますが、今日のような状況では、電力は必ず不足してまいります。水の問題もそうでございます。そういうものは、やはり人間のお互いの社会生活の中で生きてくるものとして、これを消費する者の態度というものは、やはりバランスのとれた形でないといけないと思つておるわけでございます。そういう点を無視してはこの物価政策というものは論じられないのではないかと思つておる次第であります。

○松浦(利)委員 いま大臣の言われた後段は賛成です。確かに需要と供給との関係から見て、計画的に経済を組み立てていかないといかぬと思うのです。あなたは、いま計画経済的なことを言われたけれども、この問題を含めて、この法案についても卸売物価に対してだけ作用するように考えておられるけれども、全体的な流れの中でいかにして消費者に安い物価を提供するかというのが、社会党を含めた野党四党の案なんです。その点について

では、また後刻議論することにして、きょうはこれで終わります。

○小坂国務大臣 ちよつと一言つけ加えます。

卸売物価は消費者物価と無縁だと言つてゐるんじゃないやなくて、やはりどつちかに作用するかと、そういふ大量に物資を持つておる面に強く影響するであらう。しかも卸売物価と消費者物価というものは相関連するものでございすから、全然関係ないとは申しておりません。

○山中委員長 次に、小林政子君。

○小林(政)委員 私は、生活関連物資の買占め及び売出しみに対する法案の問題について、まず第一にお伺いしたいと思ひます。

この買占め及び売出しみに対する政府の緊急措置法案、この第二条の特定物資、すなわち、現在どのようなものを対象として特定物資というふうに政府は考えていられるのか、この点をまず第一にお伺いをしたいと思ひます。

○小島政府委員 これは法律が施行されます段階で、そのときの価格動向、需給動向等を検討して指定することに相なるわけでございます。現段階で何を予定しておるということではございませぬ。

○小林(政)委員 法案を出す以上、この指定物資、いわゆる特定物資というものは、どのようなものを現時点では対象として考えなければならぬのかといふことを、これは政令で定める問題でしようけれども、この中で考え方としては当然持つてしかるべきではないでしょうか。何の考えもなく、ただ政令で指定するのだといふことで法案を出して、中身はこれから法案が通つた時点で検討するといふことでは、むしろ逆ではないだろうか。現時点ではどういふことなんだ、何と何は対象にしていきたい、このような考え方を持つてゐるということが明らかにしなければならぬ問題ではないでしょうか。

○小島政府委員 この法案をつくつております過程では、やはり羊毛とか毛糸あるいは綿花、綿

糸、そういう繊維類、それから木材とか大豆も、当時はまだあまり値下がりしてありませんでしたので考えておりましたし、その辺を頭に置いて考へていたことは事実でございます。

○小林(政)委員 現在では、以上述べられた問題等を想定して一応検討してゐたといふことでございすけれども、具体的にどのような条件というものが想定された場合に、この指定物資の対象品目として政府は考えるというお考えを持つてゐるのか、この点もひとつ一緒に伺つておきたいと思ひます。

〔委員長退席、木部委員長代理着席〕

○小島政府委員 第二条の表現は「生活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売出しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるとき」と、結局その価格の動向に一つ指定要件がありまして、もう一つほんとうの、何と申しますか自然の需給状況によつて価格が上がつてゐるだけではないやなくて、そういう「物資の買占め又は売出しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるとき」という、二重の要件がかかつておるわけでございますから、こういう条件を満たせば当然指定の候補として検討するということになると思ひますけれども、私も、それでは法律が施行されたときに厳密にそういう状況でなければいかぬのかといふ点につきましては、去年の末以来非常に上がつて、法律の施行段階ではさらに統制してゐるという条件でなくとも、依然として価格が高原状態を示してゐて、どうもどこかにやはり、まだ買占めをしてゐるところがあるのではないかと、相当大量にどこかに滞留してゐるのではないかと、このことが予想されれば、それは二条の対象として十分考へる余地があるといふように思つております。

○小林(政)委員 次に、条文を追つていふことではございせん、特微的な問題をいま伺つてゐるわけですが、第七条でいふ「立入検査及び質問に関する職務を行なわせるため、経済企画庁及び主務省に、価格調査官を置く。」と書

かれておりますけれども、この価格調査官というのは、人員は何名くらいを想定し、またその機構などは、具体的にどのようなことを現在検討されてゐるのか、その内容をお伺いしたいと思ひます。

〔木部委員長代理退席、委員長着席〕

○小島政府委員 実は、本法案が問題になりましてからは、すでに新年度の定員等も定まつておつたわけでございます。そのため価格調査官をい

わゆる定員として何名という形にはなつていないわけでございます。したがつて、現在おります定員の中で担当官をもつて兼務発令をするということに相なるかと思ひます。

それから、何名くらいかといふお問いでございますけれども、これはやはり、その段階で物資を幾つくらい指定するかといふことによつて、トータル価格調査官の人員は変わつてくるわけでございます。もしたくさん指定すれば、価格調査官もたくさんになりますし、指定の数が少なければ少なくて済むということになります。それから、先ほどお答えいたしましたように、物資の性格にもよつて地方の立入検査なんかも必要だといふようなものが指定されますと、当然一つの物資当たりの価格調査官の数も多くなるわけでございます。この辺はやはり、どういふものを幾つくらい指定するかといふことによりまして価格調査官の全体の数が変わつてまいるといふふうに、流動的に考へております。

○小林(政)委員 私はいま二つの問題を質問いたしまして、これだけ大きな問題になつております生活関連物資の買占め及び売出しみに対する法案の審議に入つてゐるわけですが、重大な問題としてこの問題を早く審議を進めてほしい、こういうことが言われてゐるにもかかわらず、いまこの二つの中身の御答弁を伺つてみますと、ほんとうにここに政府の熱意といふか、誠意、積極的な姿勢といふものがあるのだろうか。実際にいま、これだけ綿糸をはじめ生糸あるいは木材その他から、もう国民の生活関連物資全体が異常な

急騰を続けている。何とかしなければならぬ。国民からも強い意見が出されておりますし、それに対して本格的な立入調査権を持った調査活動が必要だというのが言われている中で、具体的の中身をお聞きすれば、この価格調査官の人員も、そのときによって、たくさん調査をしなくてはならぬけれども人員もふえるでしょう、数が少なければ少なくて済むでしょう、こんなような答弁で、ほんとうに政府が熱意を持って、いまこの問題に真剣に対処しようとしているのかどうか。この法案が通った時点で、一体政府は直ちに何をやるかとしているのか、これではいかにも見当がつかない、私はこう言わざるを得ないと思うのです。長官、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 小林委員の仰せられることはよく理解できます。私もそうだと思います。

そこで、なぜああいうことを事務局が言うかという点を申し上げます、実はこれは、あまり前にかまえておきたくないのです。これができたら緊急に手配をいたします。あまり前にあれやこれや申し上げますと、まあ何とんでもない商売人が相手でございますから、どこかへ雲隠れしてしまふというふうなこともあるわけでございまして、そういうことがないように、ひとつきまったら即座にどうしよう、こういうつもりでおるわけでございします。どうぞその点、御了解をお願いしたいと思います。

なお、私どもの立場から申しますと、この法律は三月十日に出しているのでございます。いま四月の十幾日ですが、これを参議院のほうも通して早くお願いしたい。ぜひ御理解願って早く通していただければ、必ず御心配のないような手を打ちます。これは、いま、いつ法案が通るかもわからぬうちに、あれやります、これやりますと私どもが言いましても、実際もしみんなどこかへ雲隠れということになりましたら、これは何にもならぬわけです。その点、ひとつ御考慮願ひたい。○小林(政)委員 私は初めてそういうことを伺ひ

ました。全く理解できません。むしろこれだけ大きく問題になっている中で、何かこっそりやらなければならぬというふうなことではなくて、価格調査官も当面、いまの時点で大体百名なら百名前後、このように準備をしております、そしてそれは品物の数等によつての増減はあるというふうな立場で、むしろ明確に打ち出していくことが、それが、それこそ大きな力になるのではないかと、私はこのように考えるわけです。いまのお考え方は、これはもう問題にならないのじゃないか、私はこのように言わざるを得ないと思ひます。

また、第一条の目的、この問題等につきまして、私は、政府が四月の十三日に物価対策閣僚協議会に出した「個別物資の価格動向」という資料を見てみますと、木材の点については、米ツガの柱で卸、一立米、四十七年の一月には二万三千円であった。それが四十八年の二月、最高暴騰期で五万二千円、いわゆる二六六。そしてまた生糸は、一キログラム、四十七年一月には七千二百円であったものが、最高の暴騰期の四十八年三月には一万四千九百九十五円。モチ米は、やみ米で六十キロ、四十七年一月に九千四百五十円であったものが、四十八年の四月では一万四千五百円。毛糸は、一キログラム千二百円であったものが三千九百九十九円、三〇六。医療ガゼは、十メートル百十円であったものが三百円。このように政府がいわゆる物価対策閣僚協議会に提出したこの資料を見ても、国民生活に必要な諸物資が全く異常な高騰を続けているのです。

しかも、今回の価格の上昇の特徴というものを政府は一体どう見ているのか。木材にしても、その輸入量は対前年比で一一％もふえている。丸太の在庫も二カ月分近くあった。しかし価格は二倍から三倍にも大きくはね上がっておりますし、大豆の問題にしても、前年比で十八万トンもふえているし、消費見込みを十四万トンも上回っている。しかも食用の大豆の先行き見通しも、これはあったにもかかわらず、わずかの期間にそれこそ四倍にも価格がつり上がった。こういったような

需給関係や、あるいは輸入価格の関係から見ても説明できないような異常な事態を、政府は一体どう見ているのか。今回の価格の上昇というものは、どこに原因があったとごらんになっているのか、私はこの点について明確な御答弁を願ひたいと思ひます。天候の異変とか、あるいはまた国際価格が少し上がったというふうなことでは、この異常な急騰というものは説明できない。どこかに大きな買占めがあった、こうとか説明できないじやありませんか。国民に納得のできる御説明をお願いしたいと思ひます。

○小島政府委員 やはりきつかけになりましたのは、海外の相場が非常に上がったということも、ものによつては相当大きなきつかけになったと思ひます。しかし、基本的には、やはり国内の需要が非常に強くなり過ぎたということ、特に、前からお話に出ておりますように、非常に巨額の過剰流動性が国内に滞留したために、これがやはり買占めのバックになったというところは否定できないと思ひます。したがって、そういうようなものをバックに値が上がり始めますと、これはいろいろなルートを通じて、値上がりするぞ、値上がりするぞというふうなムードが国内に蔓延をいたします。そうしますと、もとの大商社のみならず、問屋さんあるいは小売商、さらに消費者まで、あらゆる段階で要するに必要が増大して、そのためにもこのように異常な価格騰貴になったというふうな理解しております。

○小林(政)委員 何か一億総ざんげのような、いろいろな必要が起つて、それで末端の小売業者から消費者からすべてが買いだめを行なつた、こういったような印象を与えるような御答弁は、私はやはりやめていただきたいと思ひます。このように実際に価格を操作し、つり上げることができるのは、やはり膨大な資金力を持っている、そして輸入物資の大半を押えているような大商社です。大きな資本力にものを言わせるような大企業を押えなければ、このように異常に急騰するということのようなことは、しるうとが考えたって、これは

考えられませんか。私は、今回のこの異常な生活物資の価格の急騰というものは、いろいろな条件はあったと思ひます。しかし、その主要な問題は、いわゆる大企業、大商社のストック操作、価格操作が行なわれた、こういうところから、いま大きな社会問題としてこの問題が大問題に発展をしてくているのだというふうな考えをしております。投機を目当ての買占めあるいは暴利をむさぼるというふうな反社会的なこういう行動に対しては、私は、厳に社会の責任においてきびしくこれを規制することは当然のことだろうというふうに考えます。

政府の法案には、これらの買占めあるいは売却しみななどの異常な投機というものを規制する措置がとられていないことは、私は問題だといわなければならぬと思ひますけれども、これらの投機による価格の暴騰をほんとうにきびしく取り締まる、こういうお考えをお持ちになりませんか。これなくしては、私は消費者物価の異常な急騰を防止することはできないと思ひますけれども、長官、御答弁をお願いいたします。

○小坂国務大臣 確かに、大商社の行動というのが一般的な社会のモラルを越えるものがあるというふうな世論については、商社それ自身が十分反省をいたしておると考えるのでありますが、私どももいたしましては、それもあることながら、やはり全体の需要が——先ほど一億総ざんげといつてしまつたけれども、やはり国民すべてが消費者でございますし、すべてのふところが相当豊かになっているという事実も否定できないと思ひます。そういう点からいまして、物が偏在しないように政府としてはできるだけのことをいたす考えでございます。御審議をいただいておりますのでございまして、御審議をいただくおきには、私には相当な情勢の改善がされるものと考えておるわけでございます。

なお、政府といたしましては、消費者情報を提供するということによりまして、むだな必要を起すことによつてみずからの生活を苦しめるよ

うな、そういう消費態度を皆さんがとられないで済むような措置をとりたいと思つてゐる次第でございます。

○小林(政)委員 政府のこの生活関連物資の買占め及び売出しに對する緊急措置に關する法律案、これに對して野党四党が提案をいたしました法律案、生活関連物資の買占め及び売出しに對する規制措置等に関する法律案は、明らかに、規制をすべきである、規制措置をとるべきである、こういう法律の内容になっております。このことは、たゞいま私が申し上げました政府の案とは全く根本的に違つて、やはりきびしく規制をする、売出し、買占めというように對しては、国民の生活をほんとうに安定させていく上から、これをきびしく規制することは当然のことではないかという立場で、この規制法案というものが買かれてゐるわけであります。

さらに私は、この法案の第三条、いわゆる指定された特定物資についての価格の動向及び需給の状況に關して必要な調査を行なうこととしておりますが、その調査の内容とは、具体的にどのようなことを調査されるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○小島政府委員 これは第五条に出てまいります立入検査と違ひまして、一種の任意調査でございます。まして、世間に公表されております各種の価格動向の調査あるいは需給の動向の調査、そのほか、ものによりましてはミクロ的な、企業別のいわゆる公開されてゐる調査等を参考資料として用いるということは十分あり得ると考えております。

○小林(政)委員 この問題については、立入調査とは異なつて一般調査といふことでございますけれども、しかし、指定物資に對しての調査でもございまして、この内容については、当然、売買に關する数量だとかあるいはまた価格だとか在庫の状況など、一定期間この問題については主務官庁に報告させていく、こうでなければ、特定物資がどこにどれだけ、どのようなところに問題があるのか、あるいはそのストックがどうなつてゐる

のかというような、流通段階での問題を的確に把握することはできないと思ひます。以上の問題等についてほんとうに明らかに、やはり系統的に一定期間報告をさせていくというようなことでなければ効果がないのじゃないだろうか、私はこのように思ひますけれども、この点についていかがでしょうか。

○小島政府委員 これは指定されましたあの調査でございますから、当然、立入検査等を行ないます前に、系統的に調査をするわけでございまして、しかも立入検査が行なわれたあとにおきましても、むしろこういう物資別の基礎的な調査でございますから、各省を通じて相当長期にわたつてフォローすることがきつめて当然であるかと思ひます。その結果、もしそういう異常事態でなくなつたといふことがわかれれば、そこで第二條の第二項にございまして指定の解除ということになるわけでございまして、そういうことをするためにも、かなり長期にわたつてフォローするといふことは当然であると思ひます。

○小林(政)委員 それらの調査の結果、立入調査が行なわれなかつた場合に、明らかにそこに売出しがみられ、あるいは買占めの事実といふようなものが考えられる場合、この輸入価格あるいは輸入の買付け価格あるいはまた生産者価格をその価格が著しく暴騰して上回つてゐるというような場合には、やはり主務大臣の命令でこれを適正な価格で放出させるべきではないか。政府の対策などを見てみますと、ただ輸入物資をふやしてあげれば価格は冷えていくのだ、このような態度を一貫してとり続けておられますけれども、明らかにこのような売出しあるいは買占め、こういった事実に對しては、輸入価格を著しく上回る価格の暴騰といふようなことが行なわれてゐる場合には、当然これに對しては放出命令権を政府が発動すべきであると思ひます。そして特定の指定した業者なり指定したところに、政府がこれを販売させるといふことは当然のことじゃないかと思ひますけれども、この点についてお伺いをいたしたいと

思ひます。

○小島政府委員 おつしやいます点は、おそらく政府案と野党案の一番基本的な相違のポイントであらうかと思ひます。

おつしやるように、この輸入価格あるいは国内における買入れ価格といふものは今度の立入検査でわかるわけでございまして、それに對して——理論的には、そういう買入れ原価に對して、管理費的なコストといふものが当然かあります。そのほかに適正利潤的なものは、当然これは認められると思ひますけれども、それをプラスしたところで吐き出せといふことは一応言えるわけでございますけれども、一つの問題は、やはり現状の相場がどうなつてゐるかといふことは一つの検討問題でございまして、買ったときには確かに安い価格で買ったのだけれども、これを適正利潤をプラスしたところで放出しなさいといふことを勧告あるいは命令をいたしまして、今度新しく買うときには、要するに再取得価格と申しますけれども、これが非常に上がつてしまつてゐるというケースも当然予想されるわけでございまして、一律に買入れ価格プラス管理費プラス適正利潤といふだけでいいかどうかという点が、非常に問題でございまして、そういう点から申しますと、やはり物資別に、しかもそのときの国際相場なり国内の同種のものとの相場なりといふようなものを非常に幅広く検討いたしませんと、どういふ線ですら価格で放出しなさいといふことを言うことが非常にむずかしいといふことでございまして、そういう意味で、どうも、命令を出し、聞かなければさらに刑事罰をかけるというやうなことをやりますためには、相当はつきりした根拠がございまして、そこまで強い手が打てないわけでございまして、そういう点に非常に問題がございまして、その点から政府案は勧告にとどめて、勧告を聞かなければ公表という社会的な制裁を科することによつて、間接的に事態の改善をはかりたいといふ考え方でございまして、

○小林(政)委員 政府案は單なる勧告といふこと

でございますけれども、その勧告に従わない場合には公表する。ダミーなどを使って巧妙な買占めをやつてゐる実態から見ても、はたしてこれだけで成果をあげることができるといふか、私は重要な問題だと思ひます。特に、公表することによつて大きな効果があるんだ、こういうことを言われておりますけれども、あるいはまた商社のモラルなどといふことが、いま盛んに自主的にモラルを回復すべきであるなどといふことがいわれておりますけれども、私は最近のあの日本興油の、ここに何か危険な——正確な名前をちよつと忘れましたけれども、いわゆる危険物の入つてゐる油を百も承知の上で販売をしてゐるというやうな、こういう事実から見ても、もうけのために何をやってまわらない、こういう考え方で商社が現在不当な買占めをやつてゐる、こういうことを考えると、精神訓話的な勧告をして公表すれば、それで商社があるいは大企業が社会的な体面を考へて何とかするといふやうなことが、はたして言えるのかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○小島政府委員 おつしやいました食用油の問題等につきましては、これはもうだれが考えても、そういうものを売れば、国民の一番基本的な問題でございまして健康、生命といふことに對して非常な危機が及ぶといふことが、常識で考へても明らかでございます。まして、そういうものを知らなからなかつたやうな業者といふものは、これはもう論外だと思ひます。

私は、決して商社の肩を持つといふ気持ちには全然ございませんで、そもそも、現在のこういう問題は、先ほど申しましたやうに、商社が非常に大きな資本力、情報力、組織力を通じて買占めを行ないましたことが一つのきっかけになつてゐるということは事実でございまして、この点の社会的責任は十分追及されてしかるべきだと思ひますけれども、いまのような安全性をそこなうやうな売り方、あるいは最近問題になつております公害等に関連して、守るべき基準を守らないで行動

するといふようなことと比較いたしますと、やはりどうも、ある程度先行き上がりそうだしというものを買っておこうというのが商社の基本的な考え方、昔からのそういう経済の仕組みというものがあつたわけでございまして、やはりそういうものとはやや質を異にする問題じゃないかというふうに思ひます。そういう意味からは、やはりこれはどうも勧告という一先生方から見ますとなまぬるいとおっしゃいますけれども、社会的にあれだけ大きくなつて、体面というものを非常に重んぜざるを得ない大商社等に対しては、むしろ勧告、公表というものが非常に有効な規制措置になるというふうに思つておるわけでございします。

○小林(政)委員 次に、私は、農林省にお伺いしたいと思ひます。

丸紅が食糧法違反の疑いということで警察の捜査を受けたことは、これは事実であります。食糧法に違反した場合には食糧物資の輸入の代行買い付けをやめさせようということが、政府の外国産食糧買入要綱にも明確にされておるわけでございします。丸紅がやみのモチ米を大量に買い占めていたということはすでに明らかになっておりますし、あるいはまた、これらの問題については、過日の六大商社を本委員会が参考人としてお呼びしたときにも、丸紅自身もそのことをある程度認めていたわけでございします。これらの問題と関連をいたしまして、政府が今回、いわゆる外国産食糧買入要綱、これに丸紅を加えておるということは、具体的にどういふことなのか、これほど大きな社会問題になり、そして大きくいま警察当局の手も伸びておるようなこの問題をそのままにして、食糧物資のいわゆる輸入代行商社ということでこれを指定した、その理由についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○中野政府委員 御指摘のように、輸入食糧につきましては、食糧庁が登録をいたしまして、それに輸入をさせて、それを食糧庁が買い上げるといふシステムをとつておるわけでございします。

この登録制度は、昭和三十三年から現在まで

ずっととつてきておりまして、毎年一回更新をしております。そして本年度につきましては、三月に申請を受け付けて、新しい年の登録をしたわけでございします。ちょうどその間、今回のようないろいろな事件が起きてまいりました。まいりましたけれども、先ほど御指摘がありましたように、今回のような事件につきましても、食糧法あるいは物統令違反の件で処罰されたときは、ということに現在の買入要綱はなつております。ただいま現在、その問題につきましては捜査中でありますので、そういう事件の推移を見ました上で適切な措置をとりたいと思つておるわけでございします。

○小林(政)委員 三月に申請を受け付けて、そして具体的に四月の十三日に決定をしたわけですね。これはもう大問題になつておるさなかに、いわゆる割り当てを決定しているわけですね。丸紅に對しては幾ら、あるいはまた三井物産に對しては幾らという数量を割り振つておるわけですね。これは、食糧庁からもちつた資料を持つておられます。四十八年度の小麦の輸入計画数量、これは四十八年度五百二十八万四千トン。しかも、四十八年度上期の四月から九月まで各商社別シェアというものが、パーセントでずつと出ておりますけれども、これによると、丸紅が上位五番目で八・一六%のシェアを占める。しかも、この割り当てについては、四十八年度の四月十四日現在で九万六千三百トン、比率では一一・八%。これがすでに十四日現在の日付でもって発表されておるわけですね。

私はこの事実を見て、政府はこのような、現在大きな疑惑が持たれ、警察の捜査が行なわれておるようなこの大商社に對して、いやしくも国の食糧物資のいわゆる輸入代行として認めたというふうなことは、それこそ重要な問題だと思ひます。これらの点について、まだ決定したわけではないんだ、犯罪がきまつたわけではないとか、食糧法、物統令違反ということが正式にきまつたことではないといふふう言われておられますけれども、このようなことが政府と大商社の間でやられて

ていること自体が問題なんです。

しかも、外国産食糧買入要綱の中には、「食糧庁は、売渡人が次の各号の一に該当するときは、そのおおよそ影響の程度に応じて登録の取消し、売却申込みの受付の停止、契約の解除、その他必要な措置をとる。」「食糧管理法もしくは物統令違反の行為により処罰された」云々ということ、その他幾つか、ずつと書かれております。私は、処罰されなければやつていいんだという態度こそが問題だと思ひます。

大商社の問題等について、とかく世間からもきびしく取り締まりが要求されておるときに、いやしくも政府がこれと蓋着をしていふような印象を与えるような今回のこの取り扱ひに對しては、これは大きな問題を今後残していくと私は思ひますけれども、明確な御答弁を要求いたします。

○中野政府委員 ただいまお読みになりましたように、現買入要綱では「処罰された」といふふうな書いてありますから、これは判決が出たあとどうなるかといふことでございします。

形式的に解釈いたしますと、今回こういう問題が起きておられますので、われわれといたしましては、処罰されたといふことに最終的にこだわるといふつもりは必ずしもないわけでございしますが、何といひましても、ただいま警察当局でどういふふうな結果が出まして、起訴されるかどうか、これからその結果が出まして、起訴されるかどうか、いろいろの問題がございしますから、いましばらくその推移を見たと、食糧庁といたしましては適正な処置をいたしたいと思つておるわけでございまして、繰り返して恐縮でございしますけれども、ただいま捜査中ではございしますので、この段階ですぐどういふこととはなかなかいかなるというところでございします。

○小林(政)委員 ただいま私が、政府の食糧物資が割り当てられた数字を読み上げましたけれども、この発表は、四月十三日に割り当てが行なわれております。本委員会が中心になつてあの六大

商社を参考人として呼んで、そして審議が行なわれましたのは十一日でございます。私はこのような時点の中で、その二日後に政府がこのような割り当てを正式に行なつたといふことに對しては、これを納得するわけにはまいりません。やはりこの問題等については、本来であれば、当然この割り当ての中身等についても、私も聞いております。これは、公表しているといふことがいわれておりますけれども、今回の割り当ての商社名あるいはまたその数量、これらが公表されているのかどうか、お伺いいたしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 いま御指摘の四月十三日は、四十八年度の小麦の買い付けの第一回のテンダーをやつたわけでございします。この結果は公表をいたしております。

○小林(政)委員 取りやめる意思はありませんか。

○中野政府委員 十三日にそういうテンダーをいたしまして売り渡しの申し込みを受け付けまして、すでにもう処置をいたしておりますので、これをもう一度取り消すといふことはできないかと思ひます。

○小林(政)委員 私は、本委員会が商社問題等を中心にして大きな問題になつておりますときに、しかも食糧法違反の疑いが濃厚であるということと警察当局の捜査まで受け、そして私自身もこの問題について質問をいたしまして、お答えもできませんというふうな、そういう幾多の事例が出てきておるようなことが行なわれている中で、いやしくも政府が食糧物資をこのような大商社に割り当てを行なつたといふことは、これはやはり国民の疑問を解くためにも取り消すべきであるというふうに考えます。

先ほど来問題になつておりますけれども、食糧法違反の問題等については、むしろ政府が、そのような基盤をいままでつくり上げてきた、食糧法を取りくずし、なしくずし的にこれをワクを広げていく、物統令のワクもこれからはずしていくといふような、こういう措置がとられてきたところ

に、今回このような事態を起こす問題の根本的な原因があったと思うのです。これらの問題等を深く政府は反省すべきであると同時に、私は、今回丸紅に対しておとりになった措置については、直ちに取り消すことを強く要求したいと思ひます。

御承知のとおり、小さな企業に対しては食糧法違反などで摘発をいたしましたけれども、丸紅に対しては、政府は摘発もいたしませんでした。そうして、小さいところは泣かされていくけれども、大商社に対しては手をつなかつたのが現状ではないでしょうか。しかもその中でこのような措置がとられたということに対しては、私は断じて納得することができません。

最後に、経済企画庁長官、この問題に対して国民がほんとうに納得できるような御答弁をいただきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 現在、米の問題は、食糧法によりまして物量的にも価格の面からも、がっちり政府が握っているわけなのでございますが、先般のモチ米の問題に対しては、ああいう事態になりましたことは非常に遺憾に思つておりますけれども、この点は、先ほど食糧庁長官がお答え申し上げましたように、その後の様子をいま見ている段階でございます。私も、小林委員の御指摘は十分理解できますが、よくまた、事態の推移に従ひまして、農林大臣等とも相談をしてみたいと思つております。

○小林(政)委員 以上で質問を終わります。

○山中委員長 次に、有島重武君。

○有島委員 前回、大手六商社の代表を参考人として当委員会に招きましたおりに、私は大豆の問題を取り上げました。その補足的な質疑をさせていただきます。

製油業界で手当てしてありました製油用の大豆を五万トン放出する、そういうことになりました。そのうち二万トンが、一俵四十キログラム当たり五千四百円、そういうことで放出されたわけですが、これがとうふ屋に渡ります値段が七千四百

三十円、こういうふうになっておりまして、これは、とうふ屋に実際聞いてみますと、七千四百円台で入手しておるようでありまして、

ところが、ここで問題が二つ三つございまして、一つは、いま大豆の値段がだんだん下がってまいりまして、とうふ用のホウカイという上等な豆、それが八千円に入るわけですね。仲間じゃ、もう七千円台でもってこれは扱っているわけですね。この前は、製油に放出された豆とホウカイと二つ持ってきてみたのですが、もうまるっきり製油用のは、黒い豆が入っていたりトウモロコシが入っていたり、ひどいのです。そのものがいま七千四百円で売られていくというところが、かえって豆の値段のいまの下降的な趨勢を下ささえることになるのではないかと。そこで、これをさらに価格を安くするよう指導してもらいたい、こういう趣旨の質問をこれからするわけです。

○池田政府委員 ただいま御指摘のございました五万トンの大豆の放出は、ちょうど一月末に大豆が一萬五千元という未曾有の暴騰をいたしましたときに、ほとんど大豆が、とうふ原料用としてそれぞれの製造業者に渡らないのではないかと、いわば非常に切迫した危機感のもとで、緊急放出のあつせんをしてくれというとうふ業界からの非常に強い要望がございまして、それを受けまして、当時なかなか、在庫がどこにあるかということについて問題はありましたが、いざれにしましても、御承知のように三百四、五十万トンの全体の日本の需要量の中で、三百二十万トンは製油用の大豆でございますので、したがって、豆がいよいよなくなるといふ段に、緊急放出のあつせんの対象としてはもう何をあつても製油業界を対象にして、あつせん放出をせざるを得ないという実上の必要性から、製油業界に対して五万トンの放出を要請したわけでございます。幸いに、製油業界から五万トンのうち、とりあえず話し合ひがつかしました二万トンにつきましては、ただいま御指摘のように放出をいたしました。したが、当時の価格を決定いたしましたいきさつ

は、これはあくまでもとうふ業者同士の取りきめによるものでございます。しかしながら、当時の政府のあつせんが、あくまでも大豆の価格を引き下げるのだということにあつたわけでございます。から、したがって、当然、当時におけるシカゴ大豆の相場というもののから換算して、適正な水準で必要以上の利潤をあげないで、しかも実需者に直接渡すという体制をとるべきであるということから、一応のアイデアとしての価格を指導要領として、内示といひますが、内面指導の中に繰り込んでしたわけでございます。それがただいま御指摘の五千四百円、これに選別費六百元をのせまして、一俵当たり六千円ということであつたわけでございます。ところが、その当時のシカゴの定期相場は約五ドル弱でございまして、これに現地におけるFOBのプレミアム、それからフレイト、国内における諸掛かりあるいはランディングチャージ、これを全部、当時は三百八円でございました。それで換算いたしますと、おおむね九万円というところで、これに選別料をのせまして、選別代としての値段が一万円、これをベースにして、実は話し合ひをしてもらつたわけでございます。

したがって、話がきまりましてから以後さらに、ただいまお話がございましたように、国際水準は必ずしも下がっておりませんけれども、幸いに国内的には、中国産大豆が向こうの政府の好意でかなり順調に入つてまいりましたし、それからアメリカ大豆の緊急契約といったようなものが見られた等もございまして、最近では国内の価格が、中国産大豆で一俵五千円から五千三百円、これは未選のものでございます。それから、いま御指摘の米産産では、オハイオ大豆が七千二百、三百円、同じく米国のホウカイ種が七千八百円といったようなところまで下がってきたわけでございます。

したがって、いまの段階になってみますと、どうも搾油専用の大豆というのはちよつと高いのじゃないだろうか、これは確かに出てくるだろう

と思ひます。しかし、あの話が出ましたときには、価格どころじゃない、とにかく豆を手に入れることであるということが、政府に対する最大の要求でございました。私どもとしては、何をあつてもとにかく豆を切らしてはいかぬということ、至急かき集めたわけでございます。しかも、そのときの段階の一万五千元という相場を頭に置いて、しかもこの程度の価格に押えたということでございます。まして、実は当初の二万トンの中で、すでに、六千トン程度のものを残しまして、ほぼ全部引き取りが済んでおるわけでございます。

問題は、あと残つた六千トン、これは実はまだ、代金の引き取りは済んでいないわけでございます。したがって、これをどうするかということが当面出てまいりますけれども、これは地域的に調べてみますと、どうも高いときかなり手当てをしてしまつて、あとから買えないのだという態勢のために、金が集まらずに引き取らなかつたという地域もございまして、ところが、また一方、いまの段階においてもなお必要であるという意思表示をしておるところもございまして、したがって、これはメーカー側は日本油脂協会、実需者側は全国豆腐組合連合会といった両方の団体が、全国ベースで一括取引をいたしまして、それをそれぞれ最後の実需者にまで渡す、その渡つた段階で、数量がきまつた段階で金の引き渡しが行なわれまして、そこで売買契約が最終的に確定するといった形を業界同士でとつておりますので、最終的に金の払われておりません六千トンの問題につきましては、当然、いまとなりますと若干首をかしげるといふことが出てまいります。

現段階では、それぞれ、いま申し上げましたような事情がございまして、それから、全国団体のベースで必要なものは必要として割り切つて、どうしても引き取りたいという問題が出てまいりますれば、いまの価格のもとで、しかも零細なとうふ業者が高いものを引き取るということには非常に経営的な問題も出てくる場合もございまして、うから、そこはやはり、多少の問題は行政指導に

よつてまるくおさめて、少なくとも最後に御指摘のような、特定のとうふ業者が困るといったような形は極力回避したい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○有島委員 では、結論的に言つて、指導しますか。

○池田政府委員 ただいま申し上げたような形で十分指導してまいりたいと思つております。

○有島委員 それで、そこに一つ介在する問題が、実需者といふ言葉は買ひ取れども、末端のとうふ屋さんが実は何俵は買ひ取るといふような約束を先に取られておるというようにあることがあつた、これは御承知ですか。

○池田政府委員 これは約束を取りつけられていたのではなくて、自分の売るものがどうしても足りない、何俵どうしてもほしい、その全体の数量が、どうしてもほしいという形で全国団体に集まつて、そのことが政府のほうへぶつつけられてきたわけでございます。したがつて、上から割り当ててこれだけ引き取れというのではなくて、あすからつくるとうふの材料がないということから出発した経緯でございます。

○有島委員 お役所のほうではそのような受け取り方なんですけれども、よく考えてもらひなさい。商社と組合とがそういうような取引を結んだ。そういうことを言つても、とるときは、やはり少し大げさなことを言つても、とにかくとらなければならぬ。あのときの実情はそうでしょう。末端に参りますと、これだけとちやつたんだから、おまゐえたちの割りつけはこうなんだということが行なわれておるといふことは察せられるでしょう。そういうことが起こつておるのです。そういうことを全然御承知なしにいまから指導なさつても、それだけこの指導の効果が薄いのではないか。これが心配の一つです。そのことはよく含んで、よく末端のところまで目を通して、それで指導しなければ、非常におおきなことになるんじゃないか。これはぜひともその指導のほりに含んでおいてもらひたい。

それから、商社のほうでは、組合のほうと話し合ひをしなければならぬというようにあることを、この間の参考人の中では三井物産の会長橋本さんですか、が明言しておられました。それでお役所のほうとしては、とにかく末端価格を安くするということですね。結論がそこにきちんとして落ちるうちに、これだけはやつたんだけれども、この操作でもつてそれは解消されちやつて、結局は同じことですというところがないようにしてもらひたいわけですね。その辺のところを責任を持って指導してもらへますか。

○池田政府委員 先ほど申し上げましたように、価格自体は一応のアイデア価格をこちらから出して、きまり方は、両方の業者の団体、これは相手が消費者ではなくて業者同士の団体の話し合ひでございますから、したがつて、それぞれかなり詳しく契約書の中に条件をきめ、現物の引き取りについても、あの当時において考えられる現物受け渡しのチェックの方式もきめて契約しておりました。したがつて、私どもとしては、通常の業者同士の間の取引引きでございます、いろいろあとでトラブルが起きることを想定して、その場合のキャンセルのしかたあるいはリスクのしよい方、その他いろいろこまかくきめておるわけでございます。ところが、今回のものにつきましては、たまたま政府が行政指導で入つたということでもございまして、こまかいリスクのしよい方まで契約文書の中に入つておりません。したがつて、トラブルが起きますと、ある程度政府が介入したといふいきさつもございまして、当然行政指導の分野の中で解決してほしいといったような要望が、あるいは売り手、買い手のほうから出てくるかもしれないと考へております。したがつて、私どもとしては、できる限りこの問題については円滑にやりたいてと考へておりますが、特に先ほど御指摘になりました七千四百円といった金額でございますが、これは正直申し上げて私どもも、若干経費の積み上げの中に問題のある点があるのではないかと考へる面もございまして、した

がいまして、その点につきましてはもう少し分析をいたしますが、全体としては、もう少し引き下げの方向で精力的につとめてみたいというふうに現在考へております。

○有島委員 企画局長官小坂さん、いまのようなことが起こつておるわけですね。それで、この放出をされましたね、二月一日でございますと、もう二カ月半でございます。こうした問題は、経済企画庁がもっと敏感にその情勢をとらえて、そしてできるだけ手を打たなければならぬお役所じゃないかと思つておるのです。いまここで問答しておつて、大体アウトラインはおわかりになつたと思つて、これは小さな問題でございますけれども、ここでもつて、おとうふ屋さんが今度は少し豆を安く仕入れた、だけれども、おとうふそのものは、おそろく価格としては、なかなか価格を下げにくいことがあると思つておる。今度は量目でもつてそれをサービスしていくというふうなこともしなければならぬですね。そういうふうなことについての指導あるいは情報をもつと入れてあげる、そういうことが特に必要である。私は、物価の問題はこうした問題をゆるがせにしないで、一つ一つたねんにやつていくことが大切だと思つておるけれども、長官の御所見、それからこのことに對する御決意をお願いいたします。

○小坂國務大臣 結論から言つと、全然同感でございます。

実は、今日の情勢の一つのきっかけに大豆の問題があると思つておるわけでございます。やはり一月に大豆が急騰したということが、木材がやや鎮静した、今度は大豆だ、とうふだといふことが、消費者に非常に身近な問題であるだけに、この問題が大きく響いたと思つてございまして、私も農林大臣にお願いをいたしました。いろいろ中国関係のことも外務省を通したりしてやつていただきました。その後中国産の大豆が相当順調に入荷しておりますし、それから、アメリカのほうの天候不順の関係で非常に急騰したと伝えられたオハイオ大豆の価格も、非常に下がりました。このごろまた、何か少し上がつてきておるようです。

そういうことで、入荷の面からいたしますと順調になつたわけでございます。この間、私は、参議院の予算のほうに出ておりました。こちらに参りませんでした。新聞で拝見しますと、三井物産の代表者が、とうふ関係の組合と話をしておつて、高いものをつかんでおつてその関係で困つておるなら、実情に即した措置をとらうといふことを明言されたといふことを、新聞等で拝見いたしました。非常にけつこうなことだと思つておりました。非常にけつこうなことを通じて価格を下げておつても、やはりそういうことを通じて価格を下げておれば一番いいのであります。いまお話しのような量目の関係も、考へに入れてもいいかもしれません。そういうことはまた、消費者団体ともいろいろ連絡いたしまして、そしてやはり、末端価格が下がるということが一番重要でございます。これも諸物価が上がつておる際に、市民の生活に非常に身近な関係のあるとうふが下がつたといふことはまさに朗報になると思つておる。私どもも経企庁が持つておる職務権限というのはいかに限られておるものでありますけれども、そういうことにかかわらず、政治的な立場からできるだけ奔走いたしまして、あなたと同じような気持ちを持ちますので、努力したいと思つておる。

○有島委員 では次に、お米の問題に少し触れておきます。

食管法の基本精神ですね、食管法をどうして定めておるか、そのことをまず聞いておきたい。

○中野政府委員 食管法は、第一条の目的にもございまして、国民食糧を確保し、国民経済の安定をはかるために、主要食糧の需給及び価格の調整、流通の規制をやる、こういうことであります。

○有島委員 わかり切つたことを聞いたみたいでございますけれども、国民経済の安定といふことですが、いま物価の問題が一番大きなことになつておる。その中で値上がりムード、あつちでも

こつちでも値上がりだ、値上がりだ、しょうがないと、あきらめムードみたいなのがある。その中で、米だけはいじょうぶだ、こういうことは非常に大切なことだと思うのです。

それで、その中で標準米、このことを少しだけ触れておきたいのですけれども、ここ二、三年の間、物価の上昇、ほんとうは三%の値上がりはしようがないだろうということを経済企画庁では前に言っておりましたけれども、五%、六%、七%と上がっている。こういったような騰勢が続いているこの期間の中で、これは長官に承っておきたいのですけれども、標準米の価格だけは上げないという御決意をされるべきではないかと私は思うのです。いかがですか。

○小坂国務大臣 標準米の価格は、これは上げません。これははっきり申し上げます。

ただ、どうも一般に、高いものならいいものだという気持ちを持ちまして、十キロ二千五百円のものやうちでは買っておく、そういうことを言う向きがございまして、その政府の決意に呼応するように、先生方のほうにおかれても、一般の消費者に、標準米を買いましょうということと呼びかけていただくたいへんありがたいと思っております。

○有島委員 たいへんいいお答えをいただいた、標準米は上げません。これは私が言った条件ですね、よろしくごさいますね。

それで、今度は品質の問題でございしますが、食糧庁にお伺いします。この標準米の品質は何によつてきめていますか、品質の基準。値段は上がらないけれども、どんどんどんどんまざるようになった。これではしょうがないわけだ。品質は何によつてきめておりますか。

○中野政府委員 昨年の九月末の政府の売渡価格を改定いたしました際に、政府の持つておる米の中で、指定銘柄米とそれ以外の米とございまして、その指定銘柄米以外の一四等米の米を標準米の原料とするということにいたしました。いま言

○有島委員 そこで、いままで、とかく標準米を

買うという人が少なくて、銘柄米のほうが売れておったということがございましたね。その際に、銘柄米の中に標準米——だから一等から二等、三等、四等ですか、こういうものをまぜこにして売っているという事実がございました。それで今度は逆に、国民が標準米を買い、こういうことになった。それで、標準米の数量が少々不足のときには、銘柄米をその中にまぜて売らなければならぬような事態が起こり得ますね。そのときでも価格は標準米でもって出しますね。そのことを伺っておきたい。

○中野政府委員 現在政府米、自主流通米の中で、標準価格米の政府の出します原料は、全国平均でございしますが、四五%を占めております。全国平均で末端の状況を見ますと、約三六%が標準価格米で売られております。大都市は標準価格米で売られているパーセントが非常に少なく、いなかのほうが多いという事態になっております。

そこで、いまお話しの問題は、相当程度政府が用意しておりますので、標準価格米の原料がなくなるということはまずないと私は思っております。全部を標準価格米にするということでありまして、いま申し上げました指定銘柄米が六十キロ当たり四百円高く売っておりますから、その原料では、標準価格米のいまの千六百円というような価格になります。そういうことになりまして、そういうような段階では、これは仮定の問題でございすけれども、もう一ぺん米価体系のあり方自体を考え直してみなければいかぬという問題になるかと思ひます。

○有島委員 企画庁長官、いまの食糧庁長官の考え方、いざとなつてみんなが、それではと標準米を食ひ出した。それで政府の手持ちが少なくなつたというときには、そのときにまた別のことを考え出す、こういうわけなんですけれども、そういうことがないようにしてもらいたい。米の値段だけは安定させていく、これが食糧法のほんとうの基本精神じゃないかと思うのです。いま言

を、どうしても乗り切らなければならぬ。その前提といひますか、ほんとうに必要な条件として、これは万が一そういうような事態が起こつても、いま申されたような、それではもう一ぺん考え直して、やり方を変えてしまおうなんということは、早急にはしてはならない。いま小坂さんが、その期間中値段は上げないと言われましたけれども、経済企画庁じゃ上げないと言つたけれども、今度はやり方を変えて、結局は上げてしまつたということにならないようにしてもらいたい。ひとつ企画庁長官。

○小坂国務大臣 現在の千六百円の値段は、私としては変えるつもりはないわけでございますが、需給の全体の状況からして、いわゆる銘柄米を大量に入れなければならぬ、そうなつた場合にどうなるかということでございますが、そういうことは、これは農林省としてそうした生産状況にならぬようにやつていかれるものと私、期待しておりますが、これは実際の担当者である農林省のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほど申し上げたわけでございますが、現在原料のほうが多くて、そして実際の末端で標準価格米で売っている量が少ないわけでございます。果別のいろいろな差は需給操作で調整をいたしますれば、大体標準価格米の原料として間に合ふとは思つておるわけでございす。ただ、先生の御指摘ありましたように、全部が、そうならぬとどうなるかというお話でございますが、そうなりますと、現在の制度では指定銘柄米は——標準価格米の原料としては千六百円なら千六百円にならないような高きで政府が売り渡しておりますので、その場合には一体そこを全体どうするかということを考え直すようなことになるのではあるまいかということを申し上げたわけでありす。

○有島委員 これで終わりますけれども、私ども前々からこの標準米のことを提唱していただけてすけれども、新聞の報道によりますと、婦人団体が試食会をやつてみて、あながち高いもののおい

しいわけでもないということに気がついた。私はこれをほんとうに推進していくべきだと思つてい

○山中委員 石田幸四郎君。以上で終わります。

○石田(幸)委員 私は、わずかな時間でございますので、答弁は、関係政府委員におきましてできるだけ簡潔にお願いしたいと思つておるわけでありす。

いまの大豆の問題に関連いたしました、三月八日この物価の委員会におきまして、私が、大豆、木材、羊毛等において、公取として商品投機の対象としての調査を開始しているだろう、こういう質問に対して、委員長は、いわゆる大豆等ということでおっしゃいましたが、独禁法の四十条に基づいて調査をしておるのだ、こういうお話でございす。商社におけるいろいろな商品の買占め状況については、通産省におきましては、三月中旬から調査を始めて、四月の三日にすでに資料を提出していらつしやいます。そういうことに比較いたしますと、公取の状況が非常に悪い。一体これはいつごろ結果が出てくるのか。これがさらに二カ月も三カ月も延びるような状況では、まさに証文の出し惜しみというような感じになつて、全く効果があらがらないのではないかと。やはり公取におきましては、いわゆる競争条件の整備という、そういう社会的に大きな任務を持つていらつしやるわけでありまして、こういうたものはいち早く調査をなされて、そして発表されなければ、いわゆる現在の商品投機にいろいろなやましまし世論が高まつているときに、何ら寄与することができないというような結果になりかねないと思ひます。

さらにまた、この四十条の問題は、いわゆる報告の期日指定ができるはずでございまして、九

十四条の二等を見ますとそういうような意味合いのことが書かれております。そういった意味からおきまして、当然これは出頭を求めたり、あるいは資料の提出を求めることができるわけでありまして、一体これは現在どのような状況になっているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○高橋(後)政府委員 公正取引委員会は、独禁法の立場から申しますと、私はかねていろいろなる委員会でも何回も申し上げておりますが、商品投機そのものを規制するという立場とは若干ズレがある。つまり、競争を阻害するような行為を規制するのが独禁法の目的でございますから、したがって、各商社等が買ひあさり競争をしてやめた、それで値を上げました、こういうふうな場合には、共同行為がない限りは独禁法上の問題とはなりにくいということを申し上げたわけでありまして、商品投機そのものを調べるということも、これは公正取引委員会といたしましては、その関連において調べることはいたしますが、ただ、そういうことを主とするような立場にはないのじゃないかということで、今日まで公表を控えておりますが、調査はいたしております。

それはどういふものを調査しているかということとを申し上げますと、たとえば羊毛、大豆、木材、生糸、綿、綿糸、それから米についても調査をしております。それぞれの資料提出先は、羊毛の場合では十三社、大豆の場合では十一社、生糸の場合では十五社、木材の場合では十三社、そのほか製油メーカー、搾油メーカーですね、これも代表的なものを六社選んでやっております。米についても五社調査をいたしております。それから、いままでのところ、多小の目時のおくれは容認しておりますが、まだ足りませんけれども、資料として要求したものは全部提出をしていただいております。

そういう点では調査いたしておりますが、公表の点については、私どもはある程度慎重に考えておりまして、商品投機が競争して行なわれたという事実が商社の側にあったのかどうかとい

うふうな問題について、実ははっきりと確認し得る状態にない。だがほとんどに値段をつり上げたのかという事実については、それぞれの場合に多少違うと思ひます。ほんとうに実需が急激に強まって上がったものもあれば、それが伴わないで投機が先走っただけで値がつり上がったというものもございます。その場合に一体だれがつり上げたかという点ですね。投機行為でつり上げたかというところは、判定がたいへんむずかしい問題でございます。まして、商社の側につきまして見ますと、概して申しますが、表面づらはほとんど、自分たちは委託者の委託を受けてそういうふうなものを買ひ入れたんだというふうなことを言っておりますから、それと実態とが合っているのかという点になりまして、こう言っているんですが、やや捜査の裏づけを欠いたというふうな点がございまして、こういう点で、公表するといふふうなことは、いまのところ差し控えておる状況であります。

○石田(幸)委員 確かに公取の性格としましては政策条件を整備する、これが主たる目的でございますから、現在の金融政策あるいは商業政策あるいは競争条件を整備する政策、こういう三本の柱から考えまして、原則的なことはわかるのですが、しかし、今日の経済情勢を考えてみますと、相当急激な変化を伴っているわけでしょう。そういう急激な変化を伴っている経済情勢の中で競争条件を整備するという問題も、まあ、これはあとで問題にしますけれども、非常に大きな問題になっているわけですね。こういったものが期日のめどもつかないで調査をされているような状況では、私は、公取としての性格を十二分に発揮しているとはいえないと思ひますけれども、これはいろいろ議論のあるところでございまして、それは別として、第四十三条には、公取は「事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる」というような条項がございまして、今度の商品投機の問題については、この法律に基づいて何らかの公表をする準備がおりますか。

○高橋(後)政府委員 私どもが調査いたしました数字を各社別に出すという点は、企業の秘密に触れる点もございまして、それは問題であると思ひますが、それを総合した数字ですね、どのような融資が行なわれ、あるいはどういふふうな仕入れ、販売が行なわれたかというところを見て、それで、これをどう判断するかというところは別にいたしまして、それを出すことは差しつかえないのではないかと。ただし、それでは、商品投機をだれが行なったかという点について何の参考にもならぬじゃないかというふうな御批判も、確かにあると存じます。その点について私どもがどうしてもいまい。推測の範囲であれば、商社がたとえば羊毛について大幅な輸入をふやしました。ところが、これは委託に基づいたということに全部でいはいは整つておる。私どもは、実態としてはそれはそうではないんじゃないか、ほとんどが受託であるという点について疑問を持ちますけれども、しかし、そこを突っ込んでいくことに非常に壁の面がある。だから別のサイドの面から調査しなければならぬということ、にわかにその内容を公表すること自体にたいへん首をかしげているというのか、むしろ研究して、どのような形で出せばよいのかということを考えているわけなんです。

○石田(幸)委員 それは、いま調査をされている問題についてのおおよそのめどというものは、一体いつごろに置いておられるわけですか。簡単にお願いします。

○高橋(後)政府委員 一通りの調査は終わっております。しかし、私本人としましては十分な点がございます。

○石田(幸)委員 その問題はさておきまして、先般の委員会におきまして、商社の系列化がたいへん問題になったわけでありまして、現実に木材、特に合板等の状況を見ましても、これは明確な系列化が行なわれております。それから、繊維の關係におきましても系列化が行なわれているわけ

その中の一つの特徴はいわゆる資本的な支配——まあ、こういうことばは適当であるかどうかはわかりませんが、資本的な支配、それから人的支配、こういうものがあると思ひます。また、独占とはいわなくとも、いわゆるそういうようなことを通して寡占化の方向にあると思ひます。この問題になったときに、この前も商社の方々は、その答弁の内容をよく考えてみますと、いわゆる上部の会社と系列化の中における下部の会社というものは明らかに法人格が別である、こういうふうな形で答弁をしていらつしやるわけですね。しかし、外に向かつては別法人であると言ひながら実際は完全な意思統一が行なわれている、こういうふうに見る以外にないと思ひます。

この前皆さんおいでになりませんから、一つの例を申し上げますが、この前、三井物産の系統を申し上げたわけでありまして、三井物産からその下の会社になりますと、たとえば三井農産販売KK、これは資本金一億でございます。この中にはいろいろの人的支配も行なわれております。それからその下が集荷会社でございます。これもやはり資本金四億六千万のうち三井物産の出資は一億、その下の卸売業者においても資本金一億で三井物産と共同出資、その下の精米会社に至るまでも三井物産が三分の一の出資をしておられるわけですね。

こういうふうな条件を見ますと、それは確かに自由経済の基本として、それぞれの会社が別会社であることはわかりますけれども、あくまでも今日の日本の自由経済というところは、そういう資本活動、商業活動の自由な競争が原則である。この自由な競争を整備しなきゃならぬというのが公取の立場であらうかと思ひます。もちろん独占ではございませぬけれども、寡占化が行なわれつつあるということは認められていらつしやるわけですか、あるいはそれに対してどのように考えていらつしやるのか、ひとつ簡単にお願いいたします。

○高橋(後)政府委員 商社がたとえ五〇%をこえて株を保有しているという会社は、いままでのところでは比較的小規模なものに限られております。しかし、その他にもたくさん、いろいろな会社の株を持つておる、また株でなくとも、融資という形で系列の支配をつくり上げておるという事実は、私は認めなければならぬと思ひます。したがって、私はそれらが独禁法上好ましくないという事は言えます。そして、これを規制すべきかどうかにつきましては、目下検討を始めています段階でございます。

○石田(幸)委員 私的独占に関する法律の十条の中で、第二項には、金融業以外の事業を営む国内の会社で、いわゆる公取委員会規則の定めるところによつて、毎事業年度終了の日現在においてその所有し、その信託しておる株式に関する報告書を二カ月以内に公取に提出しなければならぬ、こういうような事項がございます。そうしますと、明らかに三井物産系のこういった資本金を出して株を所有しておるわけでありまして、公取においては、この系列下のすべてのいわゆる商社といわれるそういう大手の会社の資本系列というものが、こういう形で報告が出されているはずだと思ふのですが、いかがですか。

○高橋(後)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○石田(幸)委員 さすれば、これは商社関係の、あるいはまたその他の業種もございましょうが、きょうは商社関係に限定をいたしまして、公取委員会に提出されておりますところの株の所有について、これは御報告を当委員会にただけますか。

○高橋(後)政府委員 個別に、たとえばいま先生御指摘の、三井物産がいかなる会社の株をどれだけ所有しているかということについては、いまのところ公取委員会としては、資料として提出することはむづかしいという判断でございます。

○石田(幸)委員 なぜですか。これは私は解せないわけでありまして、いま私が申し上げているの

は、明らかに法律に基づいて申し上げているのでございまして、その株の所有が営業内容そのものではないわけでありまして、営業の機密事項に関する問題だと私は考えられませんか。そういう意味におきまして、当然私は、当委員会にその資料を御提出なさることはできるはずだと思ふのです。私はそういう意見なのです。もう少し明快な、出せなければ出せないという理由をひとつおっしゃっていただきたいと思ふのです。

○高橋(後)政府委員 株式を所有して系列化を果たしていることそれ自体は、それだけで問われてはなんですが、いかなる系列を支配して、どのようによつておるのかという事は、営業のあり方、競争上同企業の秘密に属するのではないかと、あるいは非常に密着しておるわけでありまして。私は決してそれらを弁護するという気持ちはありませんが、公取が強制的にそういうものを提出させておるという事実は、私もそれは独禁法に触れる問題であれば取り上げますけれども、そうでない場合にはこれを全部さらけ出すという事は、公取としては秘密の保持を一切行なわないと同じようなことになりまして、調査を正確にする必要はありますけれども、個別の会社の支配するものを出すという点は、たいへんどうも問題がある上ではつきりいたしますが、ここで約束をするのは差し控えていただきたいと思います。

○石田(幸)委員 私は、いま委員長がおっしゃった事由についてはどうも了承できないわけでございますが、しかし、ここでその議論をしているわけにいきませんので、この問題はさらに質問を留保いたしておきます。

時間がなくなりましたので、たいへん残念でございますが、各関係官庁にいろいろお伺いしたいと思ひましたが、それはできなくなりました。一つだけ食糧庁にお伺いをするわけでありまして、私は、この前、参考人を呼んで意見を聴取しました委員会におきまして、いわゆる食糧庁をおやめになったお役人と、それからこういった関係

商社との癒着の問題について、商社にもその道義的な責任をただしたわけなのでございます。これは一々私は読み上げはしません、三井物産系におきまして、九人のいわゆる天下り人事が行なわれております。これは、私は国民感情の上からいきまして非常に問題があると思ひます。

しかし、これはいろいろ議論のあるところでありまして、きょう特に問題にしたいのは、長官も御存じのとおり、これは糧友会会員名簿です。この内容を読んでみますと、「本会は糧友会と称す。」「本会は会員相互の連絡を緊密ならしめ、食糧事情その他経済事情に関する情報、意見を交換し、会員相互の親睦共助を目的とする。」「お互いに親睦を深めるとともに、お互い助け合つていく」というのが本会の目的です。さらにその内容は、懇談会等がある、それから関係方面に対する意見の具申、こういったことも行なわれているわけでありまして、こういふ親睦会の中に入っているじゃないですか。先ほど申し上げましたように、三井におきましても、あるいは今回大きな問題でたいへん話題になった丸紅にいたしまして、丸紅の田中さん、岡田さん、この方は食糧庁から行った方でありまして、この糧友会にも入つておる。

そういうような関係を考へてみますと、まさに食糧庁と一切の食糧関係の業界、そういったものが情報の上においてはツールである。それは、実際そういう情報を提供したかどうか、いまの段階におきましてはわからぬ。しかし、そういうふうになり得る可能性がある。これは任意団体でございますから、私は食糧庁長官の責任だといふふうには申し上げられませんが、このようにお互いに情報を交換する、お互いに助け合うという任意団体の中に現職の官庁の職員が入つてくる。食糧庁長官以下、課長まで全部入つてくるじゃないですか。そういうことをあなたはどお思ひますか。私はそんなことはけしからぬことだと思ひます。目的が目的です。そういう情報を個々へ提

供し得るような仕組みの中にあなた方は入つておる。そこでは、そういうような不正が幾らでも起こり得ると思ふ。

時間があればこの問題は詳しくやりたいのでありますけれども、こちらにも全部入つておるわけですから、三井物産の中にもですね。しかも、この三井物産の中には前回非常に問題があつて、食糧法違反で資格を取り消された会社がある。その肩こりの会社がすぐ誕生した。そういうようなところにも食糧庁と関係のある職員が入つておるわけなんです。そういうところを見ると、私はたいへんな食糧庁との癒着ではないかと思つておるわけなんです。

もう一点伺います。一体、食糧庁の職員は何人おられますか。この名簿を調べますと、五百五十七人のうち、食糧庁関係の役人が七十六名も団体の中に入つておるのです。そういう状況も勘案しまして、一体長官のほうでどういふふうな道義的に考へておられるのか、お話を承りたい。

○中野政府委員 ただいま糧友会のお話でございますが、なるほど、私もこれを見てみますと、懇談会、講演会、関係方面に対する意見の具申と書いてあります。私、就任してから一度もそういうことを受けたことはございせん。私も一度、この会合があつたので出たことがあるのですけれども、年に一回、食糧庁の関係のOBが集まつてパーティーをやるといふ程度以外に、会長もおりませんし、何もないものですから、あとの活動はないといふふう聞いております。

たまたま、いま御指摘のように賛助会員で、実は私も入つておるようでございます。私に入れたと言つてきたといふことはないので、なるほど、見ましたら、二十七年七月の規約にそうなつておるようでございます。もしそういう誤解があるようであれば、この賛助会員から現職者であるいは辞退させたほうがいいのではないかと、そういう気がすむわけでございますが、これが現職と、それから卒業しました連中がそれぞれ就職して、先との癒着になるもどかといふことは

ないというように思っております。

それから、現在食糧庁の定員は、本庁、それから地方の食糧事務所を含めまして二万四千二百二十六人となっております。

○石田(幸)委員 はしなくも長官のおことばの中から出ましたけれども、食糧庁を御卒業のメンバーが入っておるとおっしゃいますけれども、では、卒業してどこへ行つて、そういう食糧庁関係のグループをつくつて、いまのそういう米とかなんとかの問題について支配しようというふうなお考えがあるのですか。そういうことはあなたはお答弁になるわけはないけれども、しかし、そういう感覚でものを見られたのでは、これは一切のそういう関連会社は、こういういわゆる課長以上の、本社の課長もありましようし、地方の出先の課長さんもありましようし、そういうようなところに全部入つていって、お互いに連絡をとりながらそういう有利な情報を交換していらつしやるということ、これは私はめぐい去れない事実であらうと思つて、こういう問題につきまして、やはり国民感情ということを考えますと、そういういわゆる商社あるいはそういう流通段階にある有力会社、そういうところ官庁をおやめになつた方々がお入りになつて、その会社のために利益をもたらしつていこうと努力をされている、そういう姿勢については、私は、やはり国民感情の上から非常にまずいと思つて、先ほどもちよつと御意見がございましたけれども、現在の社会におきましては、昔は、いわゆる道徳というものは最低の法律である、このように考えられていたが、最近では、法律が最高の道徳であるというふうな世間全体がなつて、そういうふうな状況の中にあつて、役所がそういうふうな態度では、法律に抵触しないから何をやるでもいいんだというふうな態度では、これは商社の行き方と何ら変わらないと思つて、それだけ私は指摘し、意見を申し上げまして、問題は後日に譲りたいと思つて、

○山中委員長 次に、和田耕作君。

○和田耕(委員) 初めにモチ米の問題から御質問をしていきたいと思つて、

今回のこのモチ米の買占め売惜しみの問題について、私は政府に責任があると思つて、二つの点にあると思つて、

一つは、昭和四十四年に自主流通米の制度をつくつてから四年にわたつて、この自主流通米の問題をめぐつて、その周辺にあるやみの取引等の問題を黙認してきたこと。当然あるだろうと思つて、またこれはあつてもしかたがないという態度で黙認してきたことが一つだと思つて、

もう一つは、昨年の四月の一日に物統令を廃止したときに、私もその問題を審議したわけですが、けれども、政府側の答弁としては、もし投機が行なわれれば、政府は十分な手持ちを持つておるから、いつでもそれを売りに出すからそんな心配はないのだという言明をなさつたにもかかわらず、今回の事件ではつきりしたように、十分なそういう手持ちの米を持っていなかつた。

この二点が、今回のモチ米の問題を中心として政府が反省をしなければならぬ、あるいは非難されなければならぬ二つの点だと私は思つて、その問題についてまず企画庁長官、食糧庁長官の御見解を承りたい。

○中野政府委員 まず最初の御指摘でございますが、モチ米につきましては四十四年から自主流通に回しました。政府の手を経ないところの流通ということにはいたしましたわけでございます。

ただ、その前後、もう少し前から考えてみても、どうも御指摘のように、モチ米につきましては昔は百万トンぐらゐ、最近でも、需要が減つてまいりましたも六十万トン前後という生産がありました。それで農家の消費が三分の一、それから政府の流通に回りますものが、自主流通の前の年を見ましてもやはり三分の一程度、それからあと残りがいわゆる自由米、こうなつておりまして、そのこと自体黙認していただけないかといわれますれば、あるいはそうかも知れません。ただ今回、ことしになりまして私が非常に心配

をいたしましたのは、あるいは御指摘のようないろいろな問題があつたわけでございますが、自主流通がどうも集まりにくいということになつてまいりました。逆にいろいろうわさが出てまいりまして、自由米の世界がだんだん組織化されてくる、あるいは肥大化してくる、これはいけないというふうなことから、今回調査に入つたようなこととございまして、御指摘のように、最初の問題につきましては黙認ということばがいかどうか、私の口からなかなか申しがたいわけでございますが、経済的に申し上げればそういう実態である。それがことし肥大化するのを防ごうとしたというところでございまして、

それから、第二番目の物統令廃止との関係でございますが、特に、おそらく農林省で申し上げましたのは、十分な手持ちを持つておるから、物として安定をさせるからだいじょうぶだということをおししたと思つて、この点は、主食につきましてはそれとおりでございます。現在も、昨年の秋政府の売渡価格を改定いたしました際に水準改定がありました。いまもつて上米、中米、標準価格米、大体安定した水準にあるということは申せると思つて、

ただ、モチ米につきましては、最初の御指摘のように全部自主流通にやつてしまつたということとございまして、昭和四十四年に物統令からモチ米はずれておりました。これは弁解をしておるわけではございませんが、そういうことでございまして、いま問題になつておりますせんべいあるいはその他の加工用のものにつきましては、昭和三十七年から物統令ははずれておりましたが、はづしておりましたために、事実上自由価格が形成されておつたということがいえるかと思つて、確かに御指摘のように、やはりモチ米といえども政府が適正な在庫を持つて処理すべきだといふふうに思つておられます。

○小坂国務大臣 いま食糧庁の長官からお答え申し上げますが、モチ米というのは元来、十年ぐらゐ前はタイから輸入しておつたものでございまして、七十万トンぐらゐ入れておつたと思つて、そういうものであるにかかわらず、これはいつでも充足できると考えておるところに一つの問題点があつたのではないかと、いふふうにも思つて、というのは、輸入業者にしてみれば、前のことを知つておりますから、それについての実績等にかんがみて、このモチ米というものに目をつけるということもあり得ることである。これは反省的な意味で申し上げるのでございますが、そういう意味ではなかつたかと思つて、

いづれにいたしましても、物統令を廃止いたしましたも、食糧制度というものは厳としてございまして、モチ米と自主流通米は別でございまして、けれども、とにかく一般の主食としての米というものは、系統的にも価格的にも政府ががっちり押えているわけでございます。この点は、先ほど申し上げたように、標準米といふものは価格を一定にして、これは庶民生活と切つても切れないものであるという点で、厳守してまいりたいと思つておる次第でございます。

○和田(耕)委員 特にこの投機が行なわれるというのは、モチ米の場合に非常に多いという予想はすでに行なわれておつたと思つて、すけれども、試みに、あられ業者といわれる人が全国で大体千二百十軒、小さな全国の菓子工業組合連合会に所属しているものが三万七千、こういうふうになくさんの人がおるわけですね。したがつて、あるところ、買占めが行なわれると、一ぺんに騒ぎ出すおそれがあるところなんですね。

いま長官、タイから七十万トン、モチ米を輸入したという話だつた。これはほんとうですか。

○小坂国務大臣 私の勘違ひで、訂正いたします。

○和田(耕)委員 全然そういう事実はなかつたわけですか。——企画庁長官、ひとつ十分この問題については関心を持つていただきたと思つて、そこで、もっと実態を把握しなければならぬと

思うのですけれども、いま食糧庁長官は、モチについては全部自主流通にしたから、政府は手持ちも、実際政府と協力者の立場に立つ全農が、毎年毎年十五万トン前後のものを持っているわけですね。この十五万トン前後のものがどのような形で必要な業界に対して売り渡されておったのか、これについて長官ひとつ御説明をお願いしたいと思っています。

〔委員長退席、松浦(利)委員長代理着席〕

○中野政府委員 四十七年度のモチにつきましては自主流通になっておりますが、それが全体の量として少なかつた。かなりの分が主食に回りまして、現在原材料に回っておりますものが、四十七年度は合計しまして約八万二千トンでございます。酒用それから米菓用、菓子用、穀粉用、それぞれ組合がございまして、ことと相談をしまして、それぞれ傘下の組合に割り当てができるということになるわけでございますが、いろいろ御指摘がございましたように、何千という業者でございまして、必ずしも組合に入っていない員外者がかなりおるわけでございます。員外者にもそれぞれ、指定法人のほうで割り当てをしておるわけでございます。

こういふことでございますが、それで自主流通の量が少ないということから、若干、政府の手持ちが本米穀年度当初に三万トンあったものを、その割りでつきましては、去年と比べて自主流通の行き方の少ないところへ政府米を割り当てるといふ方針で、前後三回にわたりまして放出をしておるといふことでございます。四月に入りまして、四月の四日ですか、タイ米ですが、最初の船が入りました。あの船が、いまの見込みでは五月の終わりに入ってまいります。これも、去年とことしと比べながらできるだけ公平に割り当てようにいたしたいということを考えておるわけでございます。

○和田(耕)委員 四十七年度というのは、全農のほうでは、大部分は集めていると思えますけれども、

も、まだ一部わからないわけですね。

○中野政府委員 全農のほうの集荷は大体わかっておりまして、十三万三千トンでございます。そのうち、モチ米が一番需要が多いのは年末でございます。いまして、そのときかなり出まして、たしか二月現在で、あと五万トンぐらいいまだ手持ちになっておるわけでございます。しかし、それは大体いつごろ実需業者に現品が渡されるかということとは、大体きまっておるわけでございます。これから全農が買付けるといふことはないとはいえませんが、

○和田(耕)委員 私が調べた資料によりますと、四十七年度では三月末現在で十萬六千トン、検査米としての数字があつて、あとはまだよくわからないということですが、これは間違ひですか。

○中野政府委員 私のほうの調べでは、自主流通米のほかに、モチ米につきましては若干余り米が出ております。それを合わせまして検査をしております。その合計が大体十三万三千トンでございます。

○和田(耕)委員 すでに検査をしたものが十三万三千トンとおっしゃるわけですね。私が調べたのは、検査を済ませたものが十萬六千トンということになっておりますが、なおよく調べてみますけれども、それは別として、この十三万三千トンのあられ屋さんへの売渡先ですが、毎年比較的大手の人へ渡しておる。それに関係した人の情報を私にいただいておりますけれども、したがって、何万もある中小の人たちは、最近のような買占めが行なわれますと、そういう原料が渡つてこない。したがって騒ぎが大きくなつた。こういうことが今回のモチ米の背景だといふように聞いておるのですけれども、この事実はどのように見ておられますか。

○中野政府委員 実は米業者、大手といひましても、資本金五千万をこえる業者が五業者、あと非常に零細といふことになるわけでありまして、全体から見れば、全体が中小企業みたいなものでございまして、

今回の場合は、ちよつと御説明あるいは落としたかと思ひますが、自主流通米が非常に少ないといふことと、生産県などところが大体去年と同じであるいは去年以上に上つておりますが、消費地への割り当てが少なかつたといふことになるわけですね。その際に、大きいもの、小さいもの、いままでの実例を見ますと大体比例的に行つておるわけでございますので、もたら少ない非常に零細な業者になりますと、割り当てが少なくなります。ただ、一例として調べてみましたところ、比較的大きな業者が去年とことしと自主流通米をとつておるの、大体六割の人、あるいは五割の人、それから三割七分の人がございまして、それと対比しまして、東京都あられ組合、これは中小の小さいものの集まりでございますが、自主流通米をとりましたのは四六%といふことで、若干でございまして、それほどの差はないのではないかと思ひます。

○和田(耕)委員 要するに自主流通米といわれる十三万三千トンといふものの行き先については、政府、食糧庁としては、その詳細についてはまだはつきりつかないといふことですか。これは私、非常に意慢じやないかと思うのです。やみ業者はたくさん、そのわきに騒動しておるわけですけれども、せつかく検査されたお米を扱つておる全農がどういふところに配つておるかといふこととすら食糧庁でわかつていないといふことは、私は、これは意慢だといふわかれもしたくないと思ひます。長官、その点どういふふうにお考えになりますか。

○中野政府委員 さつきの何千という業者、どこかの業者に何トン渡つたかといふことは、現在つかんでおりません。自主流通米になつておりますものから、全農もしくは全連連など全国団体が全部掌握しておりますから、そこから至急取り寄せて調査をしなければならぬと思ひますけれども、実は私の聞きますところでは、先ほど申し上げましたように、組合単位で、大体県単位で売つておるのが大部分でございますから、おそら

く全農としまして、その組合の組合員のほうにどういふふうに行つておるのかといふことはなかなかつかないのではないかと一々思ひます。至急調査しなければならぬと思つております。

○和田(耕)委員 委員長、これはぜひひとつ、自主流通米の制度ができた四十四年から、全農がどのような売り先と取引をしたかといふことについての調査をお願いしたいと思います。

実は、この問題を明らかにすること、今回の米騒動みたいなもの、実態がわかると私は思ふのです。十三万トンあるいは十五万トン、年によつて十五万トンの年もあるのですけれども、とにかくモチ米を扱う一番の大手が全農です。そうすると、この全農がどういふふうな、配給といふことばはおかしいのですけれども、モチ米を出しておるかといふ事実が明らかになることが、私はこの問題についての一つのポイントだと思ふのです。

これは、丸紅はかなり大きくやりました。他の大手商社も若干さういふことがあつたと思ひます。無数のやみ業者が、いろいろな独立化あるいは系列化に動きまわりました。しかし、何といつても一番大手は全農です。この全農の集めた十五万トン前後の検査米がどのように流れておるかといふことをおつかみにならないでこの問題を議論することは、私はできないと思ふのです。世上では、全農自体あるいは全農各県協あるいは単協がいろいろやみをしていふといふうわささもある。ありますよ、これはさういふうわさが。さういふふうなうわさのあるときに、政府もこの問題について、私は先ほどから黙認しておつたといふことを申し上げたのですけれども、黙認といふことがば語弊があれば変えましょう。いずれにしても、非常に投機性の強いこの品物について、政府が実態の把握すらしていないといふ問題は、私は一番問題であると思ひます。

それだけでなく、先ほど同僚委員が指摘されたように、食糧庁のOBの人がいろいろなさういふ関係のところに行つておるといふ事実がたく

さんあるわけですね。そういうものがあるだけに、また農協自体がいろいろと公正なルート以外にやみのことをやっておるといううわささもある。もしそういうようなことが今回の事態に流れてきますと、単に丸紅だけじゃないのです。公共的な機関がそういうことに関係があったといわれてもしかたがない。

この際、丸紅あるいはひどい業者を告発したので、それから、政府としてはこの問題に焦点を当てて、いままでの全農の取引先を明らかにしてくださるようになさるようお願いいたします。これはたぶん、いままでそういう問題を全然やっていないのですからおわかりにならないと思いますけれども、この問題についての国民に対する一つの食糧庁としての責任でもあると思いますので、いまの資料についてはぜひともひとつお願いいたします。

私、いろいろと実情に近いいろいろなデータをいただいておりますけれども、これは一つの想像の域にすぎませんから、ここでは質問を保留しすけれども、ぜひともその問題について御調査を、資料を提出していただきたいと思っております。それから、企画庁長官に御質問いたしますが、先ほど長官、いろいろな質問に対して、御売物価は現に下がっておりますし、今後下がっていくだろうという見通しを述べられたのですけれども、これはどういう根拠に基づいて、あるいはどういうデータでそういう結論になるのか、御見解を承りたい。

○小坂国務大臣 一つの根拠は円のプロットでございます。これは実態が変わらなければ下がることが明瞭なんですけれども、海外のインフレがございいますので、その結果どのくらいまであらわれか、これはあまり自信がございません。しかし、上がることはなからうというふうに考えております。

それからもう一つは、金融政策で総需要を抑制するというところに踏み切ったことでございます。もう一つは、財政の支出時期調整というふうな

問題で、これはやはり全体のマネーフローを変え原因になる。

それからもう一つは、全体の商社批判、これによって投機的な動きがよほど変わっただろう。

それから、これと付属しての問題であります。やはり物はあるんだということが明瞭になつてきた点でございます。そういう点から必要は押えられるというふうに思っております。

そういうような点からいたしましたして、この一月、二月、ことに三月になりまして非常に全体的に動揺を感じたわけでございます。これらが峠ではないかと思っております。実は先般来、町に出ていろいろ聞いてもみているのでございますが、商品取引所なんかにも参りますと、はっきりもう峠でございますというふうなことを言っている。先般も株式市況が御存じのようなことで、どんどん低落傾向にございまして、これは余剰の投資をしても必ずしももうからぬということになってくる。

ただ、私も非常に気にしておりますし、何とかしたいと思っておりますのは地価の問題でございます。これは新国総法が出来ますと、今後の問題としては非常に系統的になるわけでございします。いままで非常にいわゆる押え込まれてきた土地が、これがどういうふうな安い価格で出てくるか、建設省の調査でも三〇%以上上がったという、これをどういうふうにするかというところがまた一つの大きな問題だと思っております。ただ、ムードとして、私はやはり値上りのムードはここで一応峠を越し得るのではないかと。ただ、これが下降するかという点になると、これは非常にむずかしい問題でございますが、まず峠を越させて、高原状態にしばらくいるかもしませんが、しかし、どうしてもこれは下げていかなければ、このままでおさまることがあつてはならないことだというふうに思っております。

○和田耕委員 小島局長さんと同じようなお考えですか。

○小島政府委員 大筋において同じでございます。

で、やはり昨年末から最近にかけて非常に暴騰いたしましたのは、明らかに現在すでに下降傾向に入っております。いわゆる問題物資といわれるものはそういう傾向に入っております。なお金融引き締め政策の堅持その他の景気政策によつて、こういう傾向は続くものと考えております。ただ、それでは全体の卸売物価がこれから下がるのかと言われますと、最近のあれに出ておりますように、紙パルプなんかまたじりじりこれから上がるというふうな動きもございしますし、長官おっしゃる通りに、ですから卸売物価全体としては下がる、すぐに下がるのが望ましいわけですが、けれども、そこまで期待できるかどうかはかなり問題がございまして、少なくともやはり高原状態がしばらく続くのではないかとふうに思っております。それから先の話は、フロートの影響が金融引き締めの影響が全体にどう響くかというところで変動、下期以降の動きはきまつてくるものと思ひます。

○和田耕委員 小坂長官の先ほどの御説明を拝聴しております。長官の御見解が、私はムード的だと思つたのです。長官、やはりこのあたり、おっしゃるとおり大事な時期ですから、卸売物価の問題について実態を正確におつかみいただかないと、私、困ると思つたのです。

いま小島局長さんもお話しになりましたとおり、確かに投機商品といわれる幾つかの商品は下がっております。下がっておりますけれども、それにかつてあるいは他の商品、一般の商品がずっと上げてきております。これは最近、四月の六日に、日本銀行の金融経済概況というのを毎月、月初めに発表しているのですけれども、これにもその状況をはつきり書いてあるわけですが、確かに木材あるいは大豆その他のものは下がつてきた。しかしそれにかつてあるいは、これにははつきり合成繊維、石油製品あるいは銅等の値上がり、あるいはまた一般の製品、繊維製品、食料品、非食料農産物等の非常に腰の強い値上がりというものが全面的に出てきているという状況があるわけだ

あつて、この問題は、長官がおっしゃる通りに暴騰的なものじゃないのです。日本銀行のごく最近の四月六日の報告で、そういうことをはつきり書いてあるわけですね。卸売物価の問題は、最近のような状態は直接小売物価に反映してくるような品物ばかりですから、ぜひともこの問題については、もっと真剣な対策が必要だと私は思ひます。いかがですか。

○小坂国務大臣 現在の事態を非常に深刻に警戒しなきゃならぬという点は、私も和田委員と全く同じように思つておるわけですね。それだから、私就任以来、去年の暮れから一月ごろに、やがてこの過剰流動性の問題を言つておつたわけでございますが、どうもその対策が、私の微力のいたすところ十分でなくて今日のような影響を持ってきたということは、非常に遺憾に思つておるわけでございます。やはり物価の問題は、報告するだけでなくて、ある程度先見性を持ってそれを押え込むような努力をしなければならぬと思ひます。私は、ほんとうに財政金融の引き締め、これだけだと思つたのです。根本は過剰流動性を吸い上げる、それが唯一、また最大の問題と言つてもいいような問題だと思ひます。あとの問題はこれに付随していろいろ対症的な問題だと思ひます。もちろん、その過剰流動性からくる好景気に酔つて、その上に過剰な投資がいろいろ行なわれる、これは当然政府が規制しなければならぬ問題でありますけれども、それはむしろ結果に対する対策であつて、根本は過剰な流動性を吸い上げることであると考へます。

決して楽観いたしておるわけではありませんが、私があまり悲観論ばかりぶつわけにまいりませんので、前向きに、強い決意の表明というふうにお聞き取りをお願いしたいと思います。

○和田耕委員 卸売物価は、申すまでもなく過去十四カ月棒上げにずっと上げてきています。ございまして、つい最近の数カ月は特に上がりは激しい状態。しかも、それが三月の末の調べにおいてもこの状態は変わっていない。投機商品が下

がったからといって、これもしばらくは高原だかというようにお考えになつては困るわけです。やはりこれからは高原相場以上にもっと上がっていくのじゃないかという感じさえ私はしております。これは海外の問題、条件等を考えましても、国内のいゝる需要の強い点を考えましても、そういうずつと上がっていくという予想のほうが一長官のように、現に下がつておるのだ、今後下がっていくのだ、総需要さえ押えればいいんだというのでは、私は政府の五・五%でしかた、あれの維持というのは非常に困難だと思います。その点いかがでしょうか。

○小坂国務大臣 まだ年度の初めでございますし、何としても消費者物価五・五、卸売物価二・〇という目標に向かって全力を尽くすということをお願いしたいと思ひます。

○和田(耕)委員 公取委員長にお伺ひしたいのですが、先ほどの委員の御質問に対して、最も不正な取引というのは買占めですね。買占めというのは、談合して価格をきめるよりはもっと直接的だし、もっと公正な取引でないものなんですけれども、これに対してはいまの独占禁止法は全然タッチできませんか。

○高橋(俊)政府委員 この独禁法の定義のところでありまして、不正な取引方法というのは、いわゆる普通に私どもが言う不正な取引方法ではなくて、限定されておるわけです。これは第二条の七項におきまして御承知のとおりでございます。「左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもの」をいう。この「公正な競争を阻害する」というのは、言つてみれば上のほうの業者、商社が買占めた、それで下のほうの業者によっていわば競争を阻害されるということの意味するのです、まさしくそれのとおりになりますけれども、そうではなくて、対等の立場にある業者間、事業者間の競争を阻害するような行為、そういうおそれのある行為に限られる、こういうたてまえになつてしまつたわけです。ですから、確におかしやるとおり、買占

めを一社でなくて数社で、品物を品薄にしてしまつて、それを原料にする下請業者を困らせるというの、普通のことは言へばまことにけしからぬ行為である、明らかにそれはそう思ひますが、独禁法のたてまえが、あくまで競争を要件とし、競争を阻害する行為を排除するというのがたてまえになつておりますので、いまの行為が直接これには不正として当てはまらないという感じになっております。

○和田(耕)委員 まあそういうことはわかりますけれども、それだから、今回のような法律が必要だということにもなつたわけだと思ふのです。確かにいままで非常に競争をして行なつたという事実もわからないわけではないのですけれども、なお今後公取が活動する場面がいろいろ考えられる事態があるのじゃないかと思ふのであります。

先ほど話題になつておりました、市場の価格は下がりまして末端の価格は現状あるいは少し下がつたくらいだという事実が、一般的にあるわけですね。そういうふうな場合に縦の独占ですね、各系列下に対してお金を貸す、あるいはいろいろな便宜をはかる等のことによつて起こすこういうふうな縦の独占の形が、せつかく市場価格、ある価格がきまつても、これと実際の実勢価格とは離れてしまふという事実が現にあるわけです。こういう問題は公取としては扱えるわけでしょうか。

○高橋(俊)政府委員 独禁法の考え方からいいますと、とにかく競争を通じて公正な価格が形成されることを望ましいので、競争というのは公正かつ自由でなければいかぬということなんです、そこに人為的な非常な圧力が介入する、加わるということは、公正なかつ自由な競争にはなりません。それは競争を阻害するような意識をもつてやれば、そういうものはもう当然公取としては排除していかなければならぬ。ですから、原料のほう下がってきた、ところが一べん上がった価格を下げない場合に、なぜ下げないかということをもつと掘り下げてみる必要があるわけであつて、一つには、表面上原料が下がつておるのに、高い値段

で仕入れた者が、いわば力づくで、力関係で優越的な立場を利用して、みんなが高い価格で行こうじゃないかということですね、だれかが安く売れば値がくずれてしまいますから。もう一つは、それはなくて、せつかく高い価格で仕入れてしまつたので、これを安売りしたのではみんなが損するから、そこで安売りにしないようにしようじゃないか、力関係からいへば、これは上下の関係になるということですね。で、下の者がわざわざ、事実上はもうすでに確かに下がつておるはずなのに、入手価格が高いという理由でやむを得ず買われる。こうなりますと、優越的な地位の乱用といふことも考えられますし、そのほかにも、独禁法違反として追及できるし、また下の業界が逆に、一べん上がったしまつたものを理由にして、今度は下げるときに下げない、下げないといふことを実は協定しておるという場合には、私どもはこれを規制しなければならぬと考えております。

○和田(耕)委員 いまおっしゃるような事実は非常に起こり得ることだと思ひます。高い物を仕入れた、おれのところも高い物だ、おれのところも高い物だといふことで、末端の業界がそういうふうな話し合いをするということもあるわけですね、あるいはまた再販行為と同じような、大手が系列下へ大きな力にものを言わせてある価格を指示していくといふ働きも今後考えられることだと思ひます。そういう問題は、幾つかの商品についてですであらわれておるわけですね。こういう問題について、ひとつ公取としてその調査を始められるという御意思はありませんか。

○高橋(俊)政府委員 ただいたずらに範囲を広げるだけではなくて、私といたしましては、できるだけ効果的な方法で典型的なものを洗つて、しかるべき措置をとりたいといふふうに、これは明らかに証拠があり、協定の事実もあるというふうな場合には、これを排除するに強い態度を示していきたいと思つております。

○和田(耕)委員 たとえば、いま問題になつたセメント、木材等はそういうふうな一つの疑いの持

たれる品目だと私は思ふのです。そういうものをよく御検討になつて、ぜひともひとつ、こういう今後起こる予想のつく不正な取引について調査をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

もう時間が参りましたから私の質問を終わりますけれども、企画庁長官にぜひともお願いしたいことは、今回のモチ米は、非常にはでな形で取り上げられて摘発されたのですけれども、これをうやむやの形にしないで、この実情の調査をしかりとおやりになつていただきたいということ、そして物価、特に卸売物価の問題について、企画庁としてこれは特別な調査機関でもつくつてぜひとも御検討をしていただきたい、この二つをぜひともお願いいたします、私の質問を終わります。

○小坂国務大臣 ただいまの御指摘はよく承りまして、せつかく努力をいたしたいと思ひます。

○松浦(利)委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。ただいま審査中の両法案について、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦(利)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さう決定しました。

なお、参考人の入選、出頭の日時等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦(利)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、来たる十九日木曜日午前九時三十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二分散會